

## 委員および一般からのご意見

### 委員からの流域委員会の審議に関する意見、指摘(2006/2/11～2006/5/16)

| No. | 委員名      | 受取日      | 内容  |
|-----|----------|----------|---|
| 011 | 今本博健委員   | 06/05/11 | 「淀川水系流域委員会はいま何をするべきか」が寄せられました。別紙011-1をご参照下さい。   |
| 010 | 今本博健委員   | 06/03/30 | 「琵琶湖の治水について」が寄せられました。別紙010-1をご参照下さい。  |
| 009 | 嘉田由紀子元委員 | 06/02/15 | 「リバープロジェクト 木村俊二郎氏 意見書(No.690)への返信 「人びとの社会意識を反映する治水政策へ」 - 大熊・福岡・今本論争を読んで - 」が寄せられました。別紙009-1をご参照下さい。 |

### 一般からの流域委員会へのご意見、ご指摘(2006/2/11～2006/5/16)

| No. | 発言者・所属等                 | 受取日      | 内容   |
|-----|-------------------------|----------|--|
| 699 | 自然愛・環境問題研究所 総括研究員 浅野隆彦氏 | 06/05/12 | 「淀川水系流域委員会//考 その2」が寄せられました。別紙699-1をご参照下さい。                         |
| 698 | 永末博幸氏                   | 06/05/12 | 「琵琶湖の治水について(今本委員)」に対する意見が寄せられました。別紙698-1をご参照下さい。                   |
| 697 | リバープロジェクト木村俊二郎氏         | 06/04/25 | 「意見提出および傍聴者発言関する提案」に対するご意見が寄せられました。別紙697-1をご参照下さい。                 |
| 696 | 細川ゆう子氏                  | 06/04/25 | 「淀川流域委ウォッチャーズ 7(060424版)「委員長、部長投票は、新たな一歩」」が寄せられました。別紙696-1をご参照下さい。 |
| 695 | 自然愛・環境問題研究所 総括研究員 浅野隆彦氏 | 06/04/19 | 「淀川水系流域委員会//考」が寄せられました。別紙695-1をご参照下さい。                             |
| 694 | 酒井隆氏                    | 06/04/05 | 「今後の審議に必要な資料」が寄せられました。別紙694-1をご参照下さい。                              |
| 693 | 佐川克弘氏                   | 06/02/17 | 「流域委員会の今後の運営についてのお願い」が寄せられました。別紙693-1をご参照下さい。                      |

## 淀川水系流域委員会はいま何をするべきか

今本博健

わが国の川づくりの長い歴史のなかで、われわれはいま大きな岐路に立っている。「これまでの川づくり」を踏襲するのか、あるいは「新たな川づくり」を探るのか。第1次委員会は明らかに後者を選んだ。第2次委員会はどうするのか。きちんと議論しておく必要がある。

議論の前提として、川づくりの歴史を振り返っておこう。大きく3つの時代に分かれる。

最初は、仁徳帝に始まる「古代から中世の川づくり」である。稲作が湿田から乾田に広がるにつれ、洪水による被害は深刻化した。国威発揚としての茨田堤の築造や難波堀江の開削は、記録に残るわが国最古の河川工事であるが、和気清麻呂による工事も含めて、自然の猛威に立ち向かうには技術が未熟であった。古墳や都城づくりあるいは神社・寺院の建立に発揮された技術も、河川に関しては見るべきものを残していない。「ほとんどできなかった時代」である。

つぎが、戦国武将の始めた「近世の川づくり」である。多くの武将が富国強兵策の一環として大河川の洪水対策に挑んだ。それらのなかで技術的に注目されるのが信玄の「受けの技術」と秀吉の「攻めの技術」である。信玄が「流れに逆らわずに難を避ける」のに対して、秀吉は「築堤によって流れを制する」であった。これら2つを組み合わせた多くの河川工事が各地で行われたが、主流は「受けの技術」であった。「いろんなことをした時代」といえる。

最後が、欧米の先進技術を取り入れた「近代の川づくり」である。多くの分野で技術革新があった。河川工事でも動力・施工機械・施工材料に劇的な進歩があった。そして「攻めの技術」が主流となった。連続高堤防、直線河道、放水路、捷水路、人工護岸、ダム・堰が築かれ、治水や利水の安全度は飛躍的に向上した。それが産業・経済の発展を支えた。その一方で、河川環境が悪化した。水は汚れ、生物が生息し難くなった。人も親しまなくなった。海岸まで侵食された。それまで歓迎されてきた公共事業が批判されだした。「やりすぎた時代」というべきか。

そしていま、「新たな川づくり」が始まろうとしている。

治水や利水が解決したわけではない。解決への努力は続けねばならない。しかし、限度を超えた環境破壊は断じて避けねばならない。「人類の生存」を危うくする。治水や利水も「人間の生命」に関わるが、こちらが「突然の危害」なら、もう一方は「緩慢な大量虐殺」である。治水や利水の危機にはまだ対処する方策もあるが、環境破壊の影響からは逃れる術がない。河川での治水や利水には、たとえ実施することが可能でも、環境ゆえに「超えてはならない一線」が存在するのである。それ以上の治水や利水が必要なら、河川以外での方法を採らねばならない。

例えば、これまでの治水では、「河道の流下能力の増大」と「ダムによる洪水流量の調節」が2

本柱であった。このうちダムについては、これまでのような河道内貯水型のダムは、環境に重大な影響を与えるので、原則として避けるべきである。どうしてもダムが必要ならば、河道外貯水型すなわち「遊水型」しかないのではないか。遊水型でも環境破壊は発生するが、魚や土砂の移動の連続性は確保され、景観も保全される。最近注目されだした「穴あきダム」は、景観に大改変をもたらすうえ、連続性や環境への影響に不明のことが多すぎる。いずれを採用するにしろ、環境への影響を十分に知ったうえで採否を決定すべきであり、社会的な合意も必要である。

一方、河道の流下能力を増大することにも限度がある。環境に最大限の配慮をしながら、河床掘削・引堤・障害物除去・堤防整備などに努めるのは当然であるが、洪水は自然現象であり、氾濫するほどの大洪水が発生する可能性はつねにある。このため例え氾濫しても、壊滅的被害にならないように堤防強化をする必要がある。それも、侵食や浸透だけでなく、越水にも耐えるようにしなければならない。そして、森林保水・防災調節池などの「雨水流出の抑制」、土地利用規制・建物耐水化・2線堤などの「氾濫原の管理」、情報伝達・警戒避難行動・水害保険などの「危機管理」といった「流域対応」の併用が不可欠である。

平成9年、河川法に「河川環境の整備と保全」を加え、「地域の意見を反映した河川整備の計画制度」を導入した。未来を支配する大改正である。だが、まだ多くの過去を引きずっている。

例えば、これまでは工事实施基本計画のみで河川工事の内容を定めていたが、実施の目途もなく店ざらしになっていたため、河川整備基本方針と河川整備計画の2本立てとした。しかし、河川法施工令「第十条の二・二・イ」で「基本高水を河道とダムに配分する」ことを基本方針にするとし、さらに河川法「第十六条の二・2」で「整備計画は基本方針に即して定める」としている。これでは工事实施基本計画となんら変らないではないか。整備計画に実現の目途がなくていいのか。環境破壊が進んでいいのか。

基本方針に即し、かつ実施の目途が立つ整備計画にするにはどうすればいいか。

整備計画は20～30年の期間で実現しようとするものである。したがって、基本高水を採用すると実現の目途が立たない場合、あるいは目途が立っても環境に重大な影響を及ぼす恐れがある場合、整備計画では基本高水とは別の高水すなわち「暫定高水」を採用せざるを得ない。整備計画に実現の目途が立つ度に、それを段階的に引上げるようにすれば、基本方針に即すことになる。

暫定高水は、技術的制約、財政的制約、時間的制約、環境的制約、社会的制約のもとで、われわれが対応し得る最大の洪水すなわち「対応限界洪水」である。ここに、環境的制約は環境に及ぼす影響を許容内にするを意味し、社会的制約は社会的合意の必要性を意味する。

この点、淀川水系の河川管理者には確固たる信念があった。「計画高水流量」や「計画高水位」といった表現を決して口にしようとなかった。「暫定高水」を意識していたのではないか。そうだとすれば、その先進性に感動する。残るはあと一つ、環境を重視する態度をより鮮明にすることである。「超えてはならない一線」を超えないさらなる英断を期待する。

わが国の川づくりの大きな歴史の流れのなかで、この委員会が、全国に先駆けて、新たな川づくりの扉に手をかけた。委員は、それをよく自覚し、真剣に議論しなければならない。

## 琵琶湖の治水について

今本博健

06年3月29日に建設省・水資源開発公団(現在は国交省・水資源機構と改称)で長年にわたって琵琶湖を担当された永末博幸氏のお話を伺った。淀川水系流域委員会のワーキンググループ「水位操作」(リーダー：西野麻知子氏)での審議に役立てるためであり、委員4名が出席した。以下は、永末氏の話提供に触発されて、筆者が日頃から抱いている琵琶湖の治水への疑問と提言をまとめたものである。琵琶湖の治水を考えるうえで参考になれば幸いである。

同氏の説明で「明治29年9月の豪雨がいまあればなるであろう琵琶湖水位を勘案して湖岸堤の高さをBSL+2.6mとしたが、これは計画高水位BSL+1.4mに余裕高1.2mを加えたものに相当する」「越波を考慮して汀線より内側にずらして前浜を残したが、はからずもそれが環境保全に役立っている」というのは理解できたが、丹生ダムを建設すべきという主張には納得できなかった。

普通、計画高水位はそれに達するまでは氾濫等による被害が発生しない無害水位を意味し、それを実現するための努力目標が治水計画である。琵琶湖の場合、BSL+1.4mがそれに相当する。しかし現状では、BSL+0.5m程度で床下浸水が生じだし、BSL+0.9mを超えると浸水戸数が激増するという。そのような状況がいままで放置されてきたとは困ったことである。そしてさらに困ったことは計画高水位以下では被害を発生させないようにする努力がこれまで真剣にされず、いまもされていないことである(筆者にはそう見える)。ここでの計画高水位は単に計画規模の雨があれば達する水位を表しているに過ぎないのである。治水の目標を「いかなる大洪水に対しても壊滅的な被害を回避する」ことに転換しても、これまでの無配慮への免罪符にはならない。

もちろん河川管理者も手を拱いていたわけではない。それなりの努力はしている。瀬田川洗堰からの放流能力を増加することにはつねに務めてきた。最近になって主張しだした丹生ダムの治水効果もその一つである。しかしこの主張は胸を打たない。これまでの河川管理者の説明を振り返っても、04年5月の「淀川水系河川整備計画基礎案」の段階まで丹生ダムによる洪水時の琵琶湖の水位抑制効果については触れていなかったではないか。それを組み込んだのは、利水が全量撤退の見込みとなって、ダム計画の大幅な見直しを余儀なくされたのちの05年7月の「淀川水系5ダムについての方針」からではないか。つまり、ごく最近まで河川管理者ですら丹生ダムにより洪水時の琵琶湖水位を低下させることを期待していなかったのである。利水が全量撤退見込みという彼らの予期せぬ事態に遭遇し、苦肉の策として慌ててそれを取り上げたとしか言いようがない。当然、流域委員会は「丹生ダムによる洪水時の琵琶湖水位の抑制効果はきわめて限定的である」と痛烈に批判した。丹生ダムの水位抑制効果は琵琶湖水位にして約2cmである。現在の無害水位であるBSL+0.5mをBSL+0.52mにできるに過ぎない。計画高水位までの残り0.88mをどうす

るといのか。志が余りにも低い。

要するに、琵琶湖の治水計画について河川管理者は完結できる方策を模索することすらしていないのである。換言すれば、琵琶湖には治水計画など「ない」に等しい。

では、どうすればいいのか。

いつ完成するとも知れぬ多くの施策を描いて、思い出したかのようにぼつんぼつんとほんの少しの効果しかない施策を時たま手がけていくのも一つの選択肢ではあろう。しかしそれでは琵琶湖周辺の住民は納得すまい。「それが治水というものだ」というなら、それは詭弁だ。

唯一の解決策は、河川対応ばかりでなく、流域対応を併用することである。そして無害という目標を軽被害に変えることである。これ以外に完結できる治水計画はない。無害という果たせぬ夢を住民に抱かせると、万一の場合に被害の拡大につながる恐れもある。罪なことだ。

流域対応は、森林保水の確保・防災調節池での貯留などの「雨水流出の抑制」、土地利用の規制誘導・建物耐水化・道路のような連続構造物の2線堤的活用などの「氾濫原の管理」、情報伝達・警戒避難活動・水害保険(補償)などの「危機管理」から成る。

琵琶湖でいえば、重視すべきは氾濫原の管理と危機管理である。とくに低地の住宅の移転あるいは嵩上げは早急に実施すべきである。休耕田を琵琶湖周辺に集め、あぜ道を2線堤機能を持つように改良することも有効である。一種の「湖岸遊水地」である。これは環境保全にも好都合である。もちろん河川対応を充実させることも重要である。瀬田川洗堰の放流能力を増加させるとともに、琵琶湖周辺の浸水地域での排水能力を増加させる必要がある。

琵琶湖総合開発事業の事業の一環でもある丹生ダムは確かに高時川・姉川の治水・利水に有効である。限定的であるとはいえ、琵琶湖の長期的な水位低下を緩和する効果もある。しかし、ダムは水没を伴い、周辺のすばらしい環境が消失する。水質も悪化する。いまでも姉川河口から遡上した魚たちは、姉川ダムがある姉川を避けて高時川を上るというではないか。琵琶湖の環境に悪影響を及ぼすことも懸念される。姉川・高時川の治水にはダム以外の代替案がある。利水にも解決策はある。丹生ダムに対してはいくら慎重であっても慎重すぎるということはない。

琵琶湖の治水あるいは利水の問題の解決に苦勞された先人の努力は高く評価している。その努力が近畿地方の繁栄に大いに寄与したことは確かであり、賞賛に値するともいえる。しかし、いま最も重要なことは危機に瀕している琵琶湖の環境をいかにして改善するかである。高時川・姉川流域の住民もそのことを理解して琵琶湖の環境改善に協力してほしい。それが引いてはあなたがたの地域の未来につながるのだから。

環境を主軸として治水および利水さらには利用を満足させることが琵琶湖に関係するすべての人々の使命である。淀川水系流域委員会はその先頭に立たねばならない。また立ちたいと思う。

(06-3-30 記)

リバープロジェクト 木村俊二郎さま

2006年2月6日にいただきましたご意見「木を見て森を見なかった「淀川水系5ダムの調査検討についての意見」書」について、委員のひとりとして返信させていただきます。

確かに5ダムの意見書では、木村さんが言われるように「河道中心主義」からでないような治水論にみえるかもしれません。ダムWGでもその点について意見がかわされた、ということですが、あくまでも「基礎案」に対する意見書であり、そこから展開するという立場をとらないようにした、というように委員会でもうかがっております。

流域の地域社会のあり方や人びとの社会意識を専門とする立場から、私自身は、以下のような文章を、今、「基本高水論」が展開されている雑誌「世界」に投稿しております。雑誌に掲載されるかどうかはわかりませんが、委員会での意見交換を補足するという意味で、「委員からの意見」として返信とさせていただきます。

嘉田由紀子

---

『世界』投稿中 20051227

## 「人びとの社会意識を反映する治水政策へ」

大熊・福岡・今本論争を読んでー

嘉田由紀子（京都精華大学教授、琵琶湖博物館研究顧問）

### 「大熊、福岡、今本論争をふまえて」

2004年10月号の本誌で、大熊孝氏は、「脱ダムを阻む『基本高水』・さまよい続ける日本の治水計画」と題して、河川政策における「基本高水」という概念のもつ論理的、社会的疑義を提起した。それに対して、2005年4月号では、福岡氏が「基本高水は長期的な治水政策の柱」であることを指摘し、それに対する大熊氏の反論、そして2005年10月号では今本博健氏の淀川水系流域委員会での活動をふまえた「これからの治水のあり方について」の反論が掲載された。さらに2005年12月号では、「治水の計画とは、河川の管理とは」という福岡氏の反論が本誌に掲載された。きわめて専門的と思われる河川政策の議論が本誌のような総合雑誌に掲載されたということ自身、この問題の社会的重要性を反映しているといえるだろう。

2000年9月の東海豪雨、2004年7月の新潟・福島・福井の集中豪雨、2004年10月の

台風 23 号による京都府や兵庫県の水害は、日本が水害常襲地であることを改めて思い起こさせた。そもそも洪水によって作られた沖積平野に農村や都市が発達してきた日本では風土として水害は避けがたい。また国土の七割が山間部である日本では土砂災害も避けがたい。日本中ほとんどの地域が水害の潜在的危険性から逃れることができない運命にある。それゆえ、治水政策は、日本社会の安定にとって大変重要な政策である。

とはいえ、今の日本で自分の地域の水害危険性を意識しながら生活している人がどれほどいるだろうか。地震についての関心は高まっているが、果たして水害についてどれほどの人に関心をもっているだろうか。「河川政策は専門家にまかせておけばいい」という風潮が広まっていないだろうか。そして「ダムができたから」「河川改修ができたから」と、漠然とした安心感をもち、自分は水害とは無縁と思っている人びとが多いのが現在の日本社会であろう。それゆえ、今、河川工学を柱とした河川政策と、ふつうの人びとの生活意識、社会意識をつなぐ必要がある。被害を受け、生活が破壊される当事者は流域住民である。

筆者自身は、河川工学とはほとんど縁のない環境社会学という領域から、琵琶湖流域を中心に人と水のかかわりの歴史を過去 30 年近くにわたり研究をしてきた。1990 年代以降は、国の河川審議会にも参加し、また 2001 年からは淀川水系流域委員会に参加し、政策形成の現場から河川工学の仕組みなどの勉強をさせてもらってきた。

そのような立場から、なぜ、日本の治水政策において「基本高水」が議論され、それが河川政策の鍵概念になっているのか理解させてもらった。大熊、福岡、今本氏の論争が比喩的には本丸の議論であるなら、その外堀的位置から、本論では、日本の河川政策の中で行政と住民意識の史的考察を踏まえ、今、転換点にある治水政策の論理をどう再構築するかを環境社会学的に提起したい。というのも、洪水は自然現象の要素が強いが、水害は社会現象である。社会の受け止め方の違いにより、同じ洪水でも水害被害は異なり、洪水の与える社会的影響は大きく差がでるからである。

### 「戦後 60 年の河川政策への反省」

戦後 60 年を経て、さまざまな戦後体制への反省が今すすめられている。日本の公共事業の基本法とされてきた「国土総合開発法」が制定されたのが 1950 年（昭和 25 年）であった。55 年後の 2005 年、その国土総合開発法が「国土形成計画法」へと大幅改正されたのも、戦後体制の組み替えのひとつの流れといえるだろう。

アメリカの TVA（テネシー川総合開発計画）を模した「国土総合開発法」は、廃墟の中からたちあがってきた日本の戦後の河川政策の柱となってきた。戦後の河川政策は、明治以降の「治水」目的から、経済振興政策としての「利水」を取り入れ、自然に流れる川水を「水資源」として産業や生活に活用する政策フレームをつくってきた。いわゆる水利権行政である。水利権行政は、中央官庁が末端の水の配分まで許認可をもつ、「水利権許認可主義」という意味で、中央管理型の水配分構造をつくってきた。

また大型水害に毎年のように襲われ、国民所得の 10%以上を水害被害により失ってきた

といわれる昭和 20 年代の苦境から脱却するため、治水対策は人びとの深い願望を反映し、ひろい意味での**社会福祉の向上**をめざしたものであった。それゆえ、それまで治水工事には地元の費用負担や無償に近い労働負担があったが、これ以降すべて「公費」、つまり税金による政策へ転換された。この「**公費主義**」という費用負担原則も、その後の治水政策の基本構造をつくるものである。公費配分の権限を中央官庁に集中し、議会という立法府の承認を形式化することで、中央省庁と住民の治水願望をつなぐ**特定議員**を媒介とした「**陳情行政**」を実質的に作り出すことになった。つまり住民は有力議員に陳情をすることで自らの負担なしに、命や財産を守ることができる政策が可能となったのである。

「水利権許認可主義」を柱とした利水経済政策と「公費主義」を柱とした治水社会福祉政策の双方を同時に解決しようとしたのが「**多目的ダム**」政策であり、「**特定多目的ダム法**」が 1957 年（昭和 32 年）に制定された。これは当時の国土政策の目標を達成するための中心的な政策フレームであった。「滝のような」急流河川をかかえる日本において、ほっておいたら「無為に」流れてしまう水を貯める「利水」と、大雨で溢れる洪水を上流で貯めて下流の水害を防ごうという「治水」課題を同時に解決する多目的ダムは一見合理的であった。治水のためにはできるだけ河川領域を空っぽにしておきたいが、同時に利水のためにはできるだけ水をたくさん貯めておきたい。そのふたつの目的を、河川の「**流量配分**」という計算により「机上」で処理できる方法が河川政策の社会的調整の仕組みともなった。流量計算主義は確率洪水とセットとなり「科学的」というラベルを貼ることでより一層社会的に通用するようになり、河川政策での行政と専門家の発言力が強まってきた。このような方針が社会的に確定・制度化されたのが 1964 年（昭和 39 年）の河川法の改正であり、流量計算中心の河川政策が広まることになった。

#### 「河川政策者の水害被害構造への無関心」

しかし繰り返し確認するが、**洪水は自然現象の要素が強いが、水害は社会現象**である。「基本高水」論は、大熊氏や今本氏が指摘するように、科学的な流量計算に流域の重要性というような社会的条件を加味しているもので、決して**純粋に自然科学的概念**ではない。問題はそれが自然科学の「価値観から自由な普遍的数字」と誤解されるおそれを含み、その論理を運用してきた政策現場の受け止め方にある。

人は河道に住んでいるわけではない。河川を取り囲む流域に住んでいる。被害を受けるのは流域住民であり流域産業である。しかも人はそれぞれの社会的状況の元で流域に暮らしている。水害被害の仕組み、つまりなぜある雨量と流量である場所に死者が出たのか、浸水被害がでたのか、そこからの復旧によって、人びとの暮らしや産業はいかに回復していったのか、という一連の社会的視点を欠いて進められてきたのが高度経済成長期以降の治水政策であった。河川行政者も専門家も、対象とする計画地の「水害の履歴」に対して、数量的に「何人死亡、何戸家屋浸水、何ヘクタールの農地が浸水」というような、水害誌に残された数値だけをとりあげ、「それゆえ命と財産を守るダム建設が必要」という抽象的



論理で、河川計画の審議会や委員会の説明体系としてきた。

たとえば、今本博健氏が紹介している淀川水系流域委員会で議論となっている琵琶湖上流の高時川流域に計画されている丹生ダムの治水ダム建設の理由説明には、「昭和 34 年の伊勢湾台風で 11 名死者がでた」という項目が初期の頃にあげられてきた。しかし、その時の流域の被害状況を「属地的」に調べると、死者が発生した水害は、丹生ダム建設で守られるべき下流域ではなく、高時川に流れ込む支流の杉野川の最上流の土砂災害が原因であった。同じく淀川水系流域委員会の議論になっている大戸川ダムの建設理由説明でも、「昭和 28 年の集中豪雨で 44 名が死亡」と初期の頃説明されてきたが、この被害はダム建設予定地のはるか上流の甲賀市信楽町多羅尾での土砂災害であった。

なぜ水害被害の要因を属地的、属人的に特定せずに、何千億円もの巨額の投資を行う治水政策が、専門家による流量計算と河川政策者だけの間で計画・実行することができたのか。それは前述のように、「国土総合開発法」や「昭和 39 年河川法」による「治水公費主義」と「利水許認可主義」の論理の元、官僚と専門家主導で河川政策を可能にしてきた社会構造があったからである。そして、河川の中だけに問題を限定しようという「河道閉じこめ主義」をより一層強化することになった。

#### 「流域受け止め治水から河道閉じこめ治水へ」

大熊孝氏らが詳しく研究してきたように（注 1）、また筆者らも琵琶湖流域で歴史的に検討してきたように（注 2）、洪水によってできあがってきた日本の国土では、特に江戸時代以降は、いかに農地や宅地を洪水から守るか、という「流域対応」が治水政策の柱であった。流域対応には、土地に関する方法と社会的方法の両者が入れ子状に構想されていた。土地に関しては、上流の土砂と流量排出抑制のために森林を維持し、中下流部では大水を湿地や水田などの被害が少ない場で遊ばせる遊水機能を持たせ、河川の周囲には泥水の勢いを落としフィルター効果を持たせる水害防備林をつくってきた。

また社会学的にみると、地域社会は自治組織の中に水防組織を埋め込み、大雨毎に責任者は堤防の見回りを行い、いざという時の避難情報の伝達を半鐘などで行い、高台に入びとを避難させながら、土嚢積みや木流し工法などで堤防防備を行った。いわゆる地域社会の共同体的な対応である。また個別の屋敷は宅地のかさ上げや水屋やつり舟などの水害防除の生活防衛を工夫し、その経験と知恵を次世代につなぐことで、孫子の代につながる永続的な地域の安定を願う社会的、心理的仕組みを埋め込んできた。いわば、今でいう「共助」と「自助」の体制が深くしみこむ「防災文化」を担ってきたのが日本の地域社会であった。

このような「流域受け止め型の治水対策」の裏には、洪水を無くすことはできないという自然の猛威への諦念とともに、人間関係による自己防衛と日常の備えが働き、洪水の頻度は高いが死者数は意外に少なかったという事実がある。

しかし明治中期（明治 29 年）の河川法制定の頃から、水害を防ぐこと（治水）を最大目

標にして堤防を高く積み上げ、河川を深掘りする方式が広まってきた。この頃から河川水を流量で計ろうという数値主義が生まれ、「河道閉じこめ主義」が広まってきた。ここでの河川政策の基本的論理は〔河川流量の処理〕であり、一定時間の間にどれだけの量の水を河道内に留め下流に流すことができるかという流量主義となった。戦後の「基本高水」論は科学的に精度を高めているが、このような近代河川法の思考の延長にある。そして、水防や流域対策は政策的にはほとんどてこ入れがなされてこなかった。そのひとつの事例を2004年の京都府由良川水害からみてみよう。

### 「河川政策の枠組みが人びとの関心を川から離れた」

2004年10月の23号台風では、京都府由良川が各地で氾濫し15名が亡くなった。国道に由良川の水が溢れ、バスに取り残された人びとがヘリコプターで救助された光景は日本中に衝撃を与えた。今回の台風による雨量は、この地域の過去最大の昭和28年の13号台風（「28水」と地元では呼ぶ）よりも少なかったが、28水では5.8メートルの上昇に18時間かかったのに対して、23号台風では7時間で5.5メートル上昇したという（注3）。いわゆる「水の出方が早くなった」のであり、これは上流での河川改修や都市化がすすんだ地域に共通の現象でもある。

「28水」を体験し、今回23号台風にも遭遇した福知山市治水記念館のIさんは「28水以降由良川の改修が進み、大野ダムも完成、水がつく心配はないというのが一般の思いだった」と証言する（注4）。水害常襲地であった由良川下流部の大江町役場が高台から由良川近傍に移転し、23号台風で役場が被災してしまったことも行政の水害への備えの弱さを示したものと見えるだろう。

そもそも由良川上流の大野ダムの治水効果は、建設直後にも限界があると指摘されていた。由良川ダムの計画は、1950年（昭和25年）の国土総合開発法の直後、由良川水系総合開発計画として1952年（昭和27年）に立案されたが、水没予定地域の住民の反対などにより計画は進まなかった。しかし昭和28年の13号台風の激甚被害を経験して、水没地域住民も合意せざるをえず、1956年（昭和31年）に建設同意がされ、1961年（昭和36年）に完成した。しかし、大野ダムの河川技術者の解説によると、急峻な上流部と勾配が緩やかな下流部にはさまれた中流部の盆地は水害をまぬがれえないとしている。そして大野ダム建設後も「由良川治水はこのふたつの水害常襲地の解消が今日なお基本的課題である」としている（注5）。

では、なぜ、河川技術者が「完全ではない」と言っていたダム機能の限界が流域住民に伝わっていなかったのか。社会意識の仕組みを因果関係で説明することはむずかしい。福岡氏が強調しているような「合理的・科学的」な評価は困難である。意識形成のプロセスを詳細に検討してもなお科学的に扱いきれないのが社会意識である。由良川に限らず、他の河川流域での詳細な研究が今度必要とされるであろうが、その大きな仕組みは環境社会学的に指摘可能である。「人の心」はわからない。しかし社会的合意形成時の論理である「人

「ひとの心」は理解可能である（注6）。それが環境社会学の立場である。前述のように、国土総合開発法、昭和39年河川法をふまえて、河川管理を中央集権化してきた基本的論理にひとつの要因があるだろう。由良川も昭和41年に一級河川化され、「川は府や国のものになった」と証言されるように河川の利用も管理も地元の手から離れてきた。そして「ひとの心」は川から離れ、行政依存、陳情政治の体質が深まってきてしまった。琵琶湖周辺の河川でも類似のことがおきてきた。筆者は「近い水から遠い水へ」と表現してきたが、これについては紙幅の関係から他著にゆずりたい（注7）。

### 「ハード（科学）とソフト（社会意識）の相互補完的な流域治水政策へ」

2005年4月に公表された「総合的な豪雨災害対策の推進について」という社会資本整備審議会河川分科会の提言は、戦後の日本の河川政策、いえ、明治以降の日本の近代河川政策の基本的な構造に反省を加え、**将来の日本の水害対策を求める画期的な提言**であるといえるだろう。福岡氏もその審議会に参加をし、そこでは「ソフト対策とハード整備が一体となった減災体制の確立」「災害安全度の早期向上のための多様な整備手法の導入」とあわせて「地域防災力の再構築への本格的支援」がうたわれている。しかし、果たして、**地域防災力の再構築に河川政策はどこまで本気で取り組む覚悟があるのだろうか。**「処理すべき河川流量」の議論を精緻化することは重要であろうが、専門家が議論をしている舞台に、人びとの参加の機会も参加の意識もほとんどない。

戦後の河川政策を医学の比喻で表現すれば、病気の原因を細部にわたって究明せずに、万能薬としての抗生物質だけを投与してきた、という状況に等しいのではないだろうか。ダムは確かに河川全体の流量を減少させるという意味で治水に有効であり、特効薬であろう。しかしそれが**「劇薬」である**、ということも同時に自覚したい。劇薬であることの意味はふたつある。ひとつは「環境」への影響である。それは1997年（平成9年）の河川法改正でも指摘されているように、川には水が流れているだけではなく生き物も暮らしておりその生き物は「先住者」でもある。先住者への配慮なしに人間の都合による流量配分だけで河川を自由に扱っていいのか、という反省である。劇薬の環境的副作用といえる。

もう一点は、あまり社会的にも自覚されていないが、ダム建設による**社会的な副作用**である。上流部では「ダムができれば過疎地の振興が可能となり、地域社会が活性化される」という「**地域振興**」への期待を流布する。この期待の餌をちらつかせ父祖の地を捨てさせ水没予定住民を説得する材料に使ってきた行政関係者の責任は重い。一方下流部では、「ダムができたから安心」という「**安全・安心神話**」が拡大した。確かに計画規模内の水害を防ぐことはできる。由良川の例でみると、大野ダムがなかったなら、あの水没バスの人たちの命は危なかったかもしれない。しかし、ダム建設による安全への過信が、町役場を川ぞいに移転させ、住宅を川沿いに作らせてしまった。**土地利用的にも社会意識的にも防備を弱くさせてしまった。**河川工学でいう確率論として水害リスクを減少しようとするほど、潜在的な社会意識としての水害社会リスクは高まるのではないかと、という新たな

課題が生まれてしまったのである。「100年確率」は「30年確率」よりも安全、とはいえないのが社会意識のからくりである。

淀川水系流域委員会では、1997年の河川法改正に盛り込まれた「河川計画への住民意見の反映」という項目を受けて、流域住民との対話集会や政策者と住民をつなぐ「河川レンジャー」という新たな役割の創設にかかわる提言などを行ってきた。

流域住民の社会意識の面からは、行政機関と協力しながら、社会学的視点を加味し、過去の水害被害の構造を、個別の被害者の生活状況や地域社会の再生という視点から発掘をし、土地の水害履歴を知らない新住民や子どもたちに伝達するための「三世代交流型水害史」という調査研究もはじめた。壁にぶつかっている治水政策の論理に反省を加えながら、社会資本整備審議会が指摘する「地域防災力の再構築」の実践的展開に呼応する地元活動ともいえる。

しかし、いったん離れてしまった流域住民の川への関心を高めることは容易ではないことも、これらの活動から明らかになりつつある。「百年かけてこわしてきた川の再生は百年かかる」という、淀川の対話集会でのある住民の言葉はその難しさをついている。近代河川政策が求めてきた流量主義にみられるように、科学的に緻密なデータを集め、予測精度を高めることは近代科学の確かな強みでもある。この強みを生かしながら、同時に、川と人のかかわりの再生を求め、人びとの水や川への社会意識を育てながら、人びとの自助、共助の仕組みを強めることは、「国民の命と財産を守る」社会的使命を帯びた河川政策の将来への重要な柱となるであろう。

<注釈内容>

(注1) 大熊孝『技術にも自治がある』、2004年、農山漁村文化協会。

(注2) 鳥越皓之・嘉田由紀子編『水と人の環境史 琵琶湖報告書』、1984年、御茶の水書房。

(注3) 福知山国道河川事務所資料による。

(注4) 京都新聞、2005年7月21日。

(注5) 大野ダム記念誌編纂委員会編『大野ダム』、1979年、ダム誌編纂委員会発行。

(注6) 鳥越皓之『環境社会学の理論と実践』、1997年、有斐閣。

(注7) 嘉田由紀子編『水をめぐる人と自然 日本と世界の現場から』、2003年、有斐閣。

<嘉田由紀子 かだゆきこ>

京都精華大学教授、琵琶湖博物館研究顧問。環境社会学。日本水フォーラム副代表、環境社会学会元会長、子どもと川とまちのフォーラム、水と文化研究会代表、子ども流域文化研究所副代表。京都大学大学院、ウイスコンシン大学大学院修了。著書に『環境社会学』『水辺遊びの生態学』『水辺暮らしの環境学』など。

## 『淀川水系流域委員会 / / 考』 = その 2 =

2006.5.2

自然愛・環境問題研究所  
総括研究員 浅野 隆彦

### 第 2 部 「委員会運営のあり方」

#### A . はじめに

ここに書こうとする内容は、意見書 695 に著した『淀川水系流域委員会 / / 考』第 1 部「生みの親たち」に継ぐ論考であり、元々構想の骨格があったのであるが、第 48 回委員会以降、新執行部誕生を契機として「2 月以降の委員会運営の課題について」(060118 . 48「意見交換資料 1」) に対し、検討議論が行われると共に、一般傍聴者に対しても「今後の委員会運営に対する」意見聴取が行われ、続く第 49 回委員会での「一般傍聴者からの意見聴取の方法について」として委員会審議及び一般傍聴者からの「意見聴取」があったのみならず、第 50 回委員会では「一般からの意見提出および傍聴者からの意見聴取に関する提案」(060424「意見交換資料 1」) が出されるに及んだ為、この最近の事態への考察を中心としてまとめたいと思う。

#### B . 成功の為の 3 つの要素

- 1 . 委員そのものの努力
- 2 . 国民の理解と協力
- 3 . 河川管理者の積極的、全面的協力

淀川水系流域委員会（第 1 次委員会）が曲がりなりにも「淀川モデル」として高い評価を受けるに至った経緯を後振りして観る時、以上の 3 要素は完璧とはとても言えないにしろ、そろっていた事が見てとれる。

特に、「3 . 河川管理者の積極的、全面的協力」は並々ならぬものであった事は、上記意見書 695 に示したとおりである。しかし、2004 春から近畿地整内に変化が生まれた。反動である。これは「ダム建設に依存しようとする立場」の台頭と言えよう。おりしも「住民対話集会」真の盛りで、これを利用した画策が蠢動した。「住民意見の反映」と言わんばかりに、第 1 回アンケート結果が何度も繰返し報告され、それが「ダム建設促進派の大量動員によるものである」事は伏せられていた。「木津上」では住民の最終意見は各々個々の「提案」として提出されたが、十把一からげにホームページ上で切り捨てて、個々への具体的な回答になっていない。住民全体は他の意味でも、全く「利用されただけ」であった。そして「水需要の精査・確認を遅らせる」「対象洪水の従来説明を一転、バーチャル洪水で

の浸水被害シュミレーション連発説明」など委員会審議は振り回されたのである。

今もこの流れは続いていて、「岩倉峡の流下能力」にからむマニングの粗度係数を「検討委員会」の結論に大きく反して、 $n = 0.045$  を採用すると表明しているが、これの理由も、言い訳もなく、頑固に硬直している理由は「川上ダム建設の治水必要論」が崩壊するのを恐れているのであって、更に意見書 689 の最後に推察したような次第であろう。〈資料 1 - 1 〉

更に更に、「委員会予算」を減らして来ている。これらの流れをどう委員の皆さんは考えているのか。感じているのか？

以上のように、河川管理者側の態度が変わってきている事実を、厳しく冷静にみなければならぬ。

「2. 国民の理解と協力」はどうであったか。

まず「環境世論」は広がっており、「流域委員会」の役割を知った人達、その後「提言」（030117 版）を知ることになった人々は大部分が共鳴した。今では「川上ダム建設促進期成同盟」の人々でも『環境を損なわない方法でダムを建設するべきだ』と述べるようになった。2年前では『環境環境というが、人間の生命とどっちが大事やねん！』とゴネル人も多く、テコズツタ事もあった。勿論その場で論理的に説明しても、言辞的実感が湧かない上に「思い込みが強い」と、「人間も環境の一部である」認識が、「トンデモナイ宗教教理」のように思えるのか、「虫や魚と一緒にするな！あんたも人間やろがな！」と一喝された。

最近はずがにそのような人と出会っていない。これが即、「淀川水系流域委員会」の活動の影響とは言えないが、これ迄色々な形で発信してきた情報は時間が経過するにつれ、浸透していつているのではないかと、積み重なってきているのではないかとと思われるのである。

委員会が積極的に「意見聴取を求め」、又積極的に「委員会情報」を発信し続ける事が、流域住民をはじめ国民の関心を高め、その理解と協力を喚起する事になるのである。

「1. 委員そのものの努力」は言う迄もなく、主体性の問題である。

最近（2005 年中）の審議を見ていて、どうも個々の委員達が審議や意見書起草に充実して関わっていないのではないかと考えている。

特に何かの課題があれば、積極的に情報収集に当たらなければならない。自らも現地へ足を運んだり、文献を漁ったり、嫌がられても河川管理者情報（公文書など）、各行政機関情報を開示するよう要求しなければならない。又、それらの分析を通じて成立する意見を「参考資料 1」に委員意見としてどんどん発表していくべきである。審議を充実させる為に、もっともっと「参考資料 1」を活用すべきであると提案したい。

これから新たな調査が必要であれば、遠慮せず積極的に河川管理者に要求すべきである。

これらは「立派な」河川整備計画策定の為、必要な経費であり、「委員会予算」とは別として「河川調査費」から回すべきものである。

委員会および委員からの情報開示請求の努力不足は、例えば、「水資源機構管掌の川上ダム環境3委員会議事録」及び「川上ダム基本高水決定検討書」など私が請求しているのみである。その他、昨年7月の段階で委員諸氏より数多くの質問が河川管理者に対し出されているが、回答で終結したものは少数で、まだ多くの未回答事案がある。

いつまでも「宙ぶらりん」で忘れてもらっては困る。特に今本委員からの「岩倉峡部分開削で、下流の水位がどれだけ上昇するか。その事で島ヶ原などで破堤や越流の危険を具体的に示して貰いたい。〔要略〕」など今後の審議を考える時、重要な質問に今もって答えがない。督促の必要があろう。

委員会出席率が悪い数名の委員の内、3名が辞職された事になるが、これは選任前に適格かどうかの判断が、慎重ではなかった事を示している。居住及び勤務地が遠過ぎ、委員会出席は初めから無理と思われていた人、現在、大学などの勤務や研究活動などがあり多忙である人達に、十二分に念押しをするべきであったろう。と同時に言いたいのは本人そのものの努力も欠けていたのではなかろうか、という事である。

委員たちから今も「言い訳」が聞こえてくる。気の毒なとも思うが、「偉大な事業」を決定する為の立場の皆さんである事の自覚と流域住民の期待を担っているとの思いをもって、積極的に参加されん事を希むものです。

### C. 「一般からの意見提出および傍聴者発言の規制提案」

第50回委員会に出された提案の正式名称は<資料 2>を参照願いたい。そしてとりあえず、その提案の細かい規程である部分を<資料 3>以降<資料 5>迄確認されたい。

この提案に対し、意見交換を求められたので、私は次のように殆んど全面的反対の意見を述べている。

『この提案の根本的理由は一体何なのか。「意見書枚数制限」など、「実質的な一般住民、傍聴者意見の制限」となるこのような提案が、どのような根拠で必要とされるのか。「一部の意見提出と傍聴発言が委員会の健全な運営にしばしば支障をもたらしている」とする具体例、事例を全て挙げて貰いたい。〔要旨〕』

『こういった「言論抑制策」の前に、委員会は「一般流域住民の意見・考えをどう求め、どう反映していくか」の重大課題を、もっともっと積極的に追求していくべきではないのか。〔要旨〕』

『「無駄を排したい」と言うなら、例えば、審議資料などの配布資料にしても、何度も何度も同一人に手渡してきたが、「傍聴確認ハガキ」に「・・・会(2006.02.18)にて審議資料2-1を手渡し済み。今回はご持参乞う。」などと、庶務的な工夫をもって、殆んど完全

な改善ができる。こういった知恵を絞らないで、何と愚かな提案か。〔要約〕  
ここに於いて詳しく解説し、この危険な「提案」の本音を探ろうと思う。

「一部の意見提出と傍聴発言が委員会の健全な運営にしばしば支障が生じていること」「一部の方の発言が委員会運営に支障をきたしたこと（たとえば 審議内容と無関係の発言、発言者の固定、 発言時間が長すぎる、など）

上記のような理由で、ルールを設け、従って貰いたいと言う訳である。

さて、委員会の健全な運営にしばしば支障が生じているのか。私は、『具体例、事例をずうっと挙げてください』と求めている。

しかるに、今本委員長が答えたのは『例えば端的に言いまして、浅野さんからこれまでいろいろといただきました資料は随分重複がありました。（中略）例えば岩倉峡での水位と流量のデータ、これはいついつのを参照してくださいという形にしていただければ、それを見ればいいわけですので、そういう面はあったと思っています。』

三田村副委員長からは何も返答は出ない。

この事は、この提案が非常に「低次元」のものである事を物語っている。又、私の意見書の資料は随分と重複しているのかと調べてみたが、同一意見では見当たらず、考えてみれば各々の意見書にその必要な資料を添えて示さなければ、読む側がそれを探さねばならず、なければ理解が起きない事態も起こりうる。委員長の言う通りにするとかえって不透明意見になりかねない訳である。

実のところ、本音は「金盛委員の発言を巡っての酒井さんの傍聴者発言」にあるのではないかと推察する。

これは計らずも、第50回委員会参考資料1意見書 693にて佐川さんが「流域委員会の今後の運営についてのお願い」に「3）金盛委員の少数意見について」として述べられているように問題となったのであり、その後の傍聴者発言で酒井さんが「怒気鋭く」それを指摘された。それで金盛委員はプライドを傷つけられたと感じられ、立腹した発言をされた。これが引き摺っているのである。この件では、私は佐川さんのように指摘するよう心懸けねばならないと思う。委員会は具体的に酒井さんに説明し、「怒気など示さず、個人攻撃的にならないよう気をつけて下さい。」と委員長が話せば済むことで、全体の意見発表を狭い箱に閉じ込めるような規制案を考えるべきではないのである。〈資料-9,10〉

意見書枚数へのこだわりで、環境問題としての意見や一般意見書全体の枚数を数え、金額をはじいての委員意見も出ていたが、環境問題を言えば、全て委員会の出版物、封筒などなど、審議資料も「紙は再生紙にしよう」との提案の方が次元が高いのではないか。経済を言うのであれば、「無駄をなくす方向」として、本委員会、部会を通じ同一人に2部3部と審議資料が重複して配布されるのを防止するシステムと、河川管理職員が必要以上に参集しているのを整理抑制しよう。これは河川コンサルタントや関連会社社員達にもお願いしよう。



検討会、学習会などはメーリングリストで電子メール意見交換で済ませられるよう工夫しよう。会場費用、交通費、人件費を節約するのだ。このように、もっともっと大きい金額について検討されるようお願いする。

〔注〕： ここでは緊急を要する《一般意見等の規制》案に対応する為、「テーマ」について全面的に論考することができず、又、委員会提案の細部に対する具体的検証に迄、踏み込む事が出来なかった。

そこに示された細々とした規制対象を概括して述べれば、「表現の自由を抑制する」実質的な負担を一般住民に強いるものであり、非常に危険な規制である。それらは意見の根拠を明瞭に判読して貰う為に必要欠くべからずの、資料の色分けであったり、大きさであったり、紙数であったり、様式であったり、手書き原稿のワープロ整理（庶務への依頼）などの配慮であり、多くの読者の正確な読解を助けている事を忘れてはならない。

いずれにしても本稿は緊急性をもって「とりあえず」まとめたものであるので、今後内容を広げ深め、改訂版を示すことになる。

## 『岩倉峡流下能力の再検証』その2.

= (岩倉峡流下能力検討会報告書) と関連して=

‘06.2.6

自然愛・環境問題研究所  
総括研究員 浅野 隆彦

「岩倉峡流下能力検討会」が、ズサンな資料を与えられ検討を行った事に対し、真の学術的意義が存しない内容であることを、意見書No.681『?学者が雁首揃え 舟滝を登る』=岩倉峡流下能力をめぐるトンデモない検討=で、具体的に指摘している。

その後、意見書No.688『岩倉峡流下能力の再検証』その1=真の流下能力への一つの道=と題し、全観測データの分析から「最多集中水面勾配」を導き、横断面各所の河道特性を見極めた粗度係数の推定をもって、岩倉観測所地点の「無害流量」(堤防天端一余裕高)流下能力水力計算を行ない、結果的に $Q=4457 \text{ m}^3/\text{s}$  (水深 11.72m)  $n=0.0387$  を得た。

上記「検討会」はトンデモない検討ではありながら、報告書 6P.「3-3 水位・流量関係についての総合判断」に於て、『流量観測値との比較から、 $n$  が 0.030 から 0.045 の間の値であることは明らかであるが、いずれの値とするかは、目的によって、「裁量で決める」としかいいようがない。河川工学者としての立場からいえば、中央値としての  $n=0.0375$  程度を採用するのが適切と考える。』としている。\_\_\_\_\_ラインを付けたところが「検討会」判定の「主文」なのであるが、それにも関わらず、木津川上流河川事務所は  $n=0.045$  にコダワルとしている。「検討会報告書」で「4 過大あるいは過小の水位・流量関係を適用した場合の影響」として、7p~9pにわたって「クドイ」ほど丁寧に上流の危険、下流の危険に大いに影響するから、 $n$  値採用に『慎重のうえにも慎重を期して検討する必要がある。』と結論づけているにも関わらず、「脳天奇」なのか「バカ丸・・・」なのか判らないが、全く慎重に検討した風もなく、アッサリと最も高い  $n$  値を採用すると宣言しているのである。又、この数値は2年前の「木津川上流住民対話集会」の時点で聞いていたもので、「アイタクチガフサガラナイ」とはこの事である。

〔A〕  $n=0.03$  の「無害流量」流下能力。

$$v = \frac{1}{0.03} \sqrt[3]{\left(\frac{AT}{ST}\right)^2 \sqrt{0.0022}} \approx 33.3 \sqrt[3]{\left(\frac{1021.3}{149.9}\right)^2 \times 0.047}$$

$$\approx 33.3 \times 3.59 \times 0.047 \approx 5.48 \text{ (m/s)}$$

$$Q = A v = 1021.3 \times 5.48 \approx 5.597 \text{ (m}^3/\text{s)}$$

[B]  $n=0.0375$  の「無害流量」流下能力。

$$v = \frac{1}{0.0375} \times 3.59 \times 0.047 \approx 4.5 \text{ (m/s)}$$

$$Q = 1021.3 \times 4.5 \approx 4596 \text{ (m}^3/\text{s)}$$

[C]  $n=0.045$  の「無害流量」流下能力。

$$v = \frac{1}{0.045} \times 3.59 \times 0.047 \approx 3.75 \text{ (m/s)}$$

$$Q = 1021.3 \times 3.75 \approx 3830 \text{ (m}^3/\text{s)}$$

上記の計算は岩倉観測所第1断面から第2断面へ水深 11.72m で 1/455 の水面勾配をもって流れる時の流下能力で、 $n$  値各々で検算してみた。

現在のところ、「岩倉峡流下能力」の真値に「絶対の根拠」は見えていない。しかし、昭和 48 年からの実際観測データを誤差と共に十分認識し、学ばなければならない。その点「検討会報告書」の結論が『 $n$  値 0.03 から 0.045 の間であり、 $n=0.0375$  程度を採用することが適切である』としている根拠が『流量観測値から見て  $n$  値が 0.03~0.045 の間に収まっていることが明白である』とした判断は先ず妥当と言える。

上記計算のように、 $n=0.03$  [A] と  $n=0.045$  [C] の違いには、1767  $\text{m}^3/\text{s}$  もの洪水量が立上る。 $n=0.0375$  [B] にしておけば、1001  $\text{m}^3/\text{s}$  に軽減する。[C] との違いも 766  $\text{m}^3/\text{s}$  と少ない。この方が両方への対処が容易であることは自明の筈であろう。「しかあーし」カタクナに  $n$  値 0.045 を採ると言う。

では仕方がない、胸の裡を推察してみよう。

《 $n$  値 0.0375 を採用すると、「無害流量」流下能力が約 4600  $\text{m}^3/\text{s}$  となり、上野遊水地でさえ不要であった事実がバレルからである！》《今になってダム治水不要、上野遊水地不要では関係者から袋叩きにされかねない！》《国土交通省の体面を保てない！》そんな嘘は、もう、大々先輩の責任にして、国民に対し素直に向き直そうよ。

2006年4月24日  
淀川水系流域委員会

## 一般からの意見提出および傍聴者からの意見聴取に関する提案

淀川水系流域委員会は、発足当初から会議ならびに情報の公開を原則とするとともに、広く一般住民・傍聴者から意見を聴取し、委員会審議に役立ててまいりました。委員会は積極的なご意見の提出に深謝しております。

さて、最近開催の流域委員会（部会を含む）において、一部の意見提出と傍聴発言が委員会の健全な運営にしばしば支障が生じていることをご承知のことと存じます。そこで委員会では、委員会の発展のために一般の方々からの意見提出についてより改善したルールを下記のごとく提案することにいたしました。今後とも一般の方々からのご意見を聴取し委員会のさらなる飛躍をする所存です。ご理解とご支援を賜りたくお願い申し上げます。

## (1) 住民意見提出

従来、当委員会では、一般住民から寄せられた意見（文書）などは、書式などについての取り決めがなく（その様式、紙数、白黒／カラー、原稿の手書き／ワープロなど）、また、配布に当たっても、複数の委員会と部会において同じ提出文書を繰り返し配布してまいりました。しかしながら、これらは環境の時代（省資源）とは相容れない行為であり、委員会は真摯に反省しております。今後は、一定のルール（別紙1）を定め、それに従った意見・資料を受け付けて委員会で配布したく考えております。

## (2) 一般傍聴者発言

従来、当委員会では、審議終了後に一般傍聴者からの意見聴取を行ってまいりましたが、一部の方の発言が委員会運営に支障をきたしたこと（たとえば、①審議内容と無関係の発言、②発言者の固定、③発言時間が長すぎる、など）がありました。そこで、今後は、一定のルール（別紙2）を設け、できるだけ多くの人に、有意な発言をお願いするように考えております。

## 委員会への意見の提出および資料等の配付に係るお願い(案)

委員会の円滑な運営のため、意見の提出および資料等の配付について、一般の方々に以下の点ご協力をお願いいたします。

## 1. 委員会への意見の提出に係るお願い

この件については、会議において従来より「委員および一般からのご意見（参考資料 1）」として配付している資料に係わるお願いです。

## (1) 提出される意見原稿の体裁

- ・ A4サイズでお願いします。A3折り込みはご遠慮下さい。
- ・ 白黒コピーに耐えるものでお願いします。
- ・ そのままコピーが可能な、完成原稿の形で提出して下さい(庶務でのワープロ、写植等の作業はいたしかねます)。

## (2) 意見の分量

- ・ 1つの意見についてA4で、3枚以内になるようお願いします。

## (3) 内容

- ・ 裏面の3-(1)に留意して下さい。

## (4) 公表・配付等

- ・ 特にことわりがない場合、提出後の直近の会議(委員会、部会等)で参考資料1として配付させていただきます。
- ・ 提出いただいた意見は、ホームページ上でも公開させていただきます。

## (5) 意見の提出要領

- ・ 意見は庶務宛、メールまたは郵送(宅配を含む)で提出して下さい。
- ・ 特定の会議で公表したい場合は、当該会議開催の2営業日前(例えば月曜開催で土日休日の場合、木曜)の17時までに、その旨を明記した上で、庶務宛提出して下さい。

## (6) 注意事項

- ・ 公表・配付用資料作成にあたり、体裁等について、庶務で編集させていただくことがあります。
- ・ 3-(1)に抵触する場合、提出意見の一部または全てについて、公表・配付を控えさせていただきます。

## 一般傍聴者からの意見聴取について(案)

会議の際の一般傍聴者から意見聴取について、下記の要領で対応を検討する。

### 1. 実施要領

#### (1) 従来

- ・会場において挙手にて、発言希望を確認し、原則すべての希望者に発言の機会を与える。
- ・発言時間については、状況に応じて対応し、あまり長くなりすぎる場合などは注意を促す。

#### (2) 変更案

- ①会議の配付資料の中に発言に関するお願い（一般傍聴発言にあたってのお願い）と発言希望を申し出る記入用紙（一般傍聴発言希望記入用紙）を添付する。
- ②一般傍聴発言希望記入用紙に記入いただき、休憩時間の終了までに、庶務の受付箱に投入してもらう。
- ③発言希望者には、原則として発言の機会を認める。ただし、発言内容に多大の問題点があると判断された場合は、理由を付して発言を遠慮していただく。
- ④発言時、一定時間(約3分程度)を過ぎた時点で、注意をうながす。

※審議の過程で感じたこと記入し、提出してもらえる機会も確保する（「流域委員会についてのアンケート記入用紙」を配布）。

### 2. 標記に関する会議会場における対応

- ・従来から配付している「発言にあたってのお願い」に、必要事項を明記する。
- ・新規に、「一般傍聴発言希望記入用紙」と「流域委員会についてのアンケート記入用紙」を配付する。

## 2. 会議等の場における資料の配付に係るお願い

### (1)体裁

特に定めません。

### (2)配付要領

- ・配付は、ご自身で行って下さい。
- ・会議の審議中における配付はご遠慮下さい。
- ・配付は、会場の中及び入り口周辺で行い、会議参加者や施設の一般利用者等の邪魔にならないよう配慮して下さい。
- ・会議場に設置する資料コーナーに置いていただくことも可能です。この場合、会場受付まで申し出て下さい。事前に庶務宛送付される場合は、その旨事前に庶務まで連絡頂くとともに、会議の2営業日前の17時までに届くようお願いいたします。

### (3)注意事項

- ・会議の運営の妨げになると考えられる場合、配付を中断いただく場合があります。
- ・下記の3-(1)(2)に抵触する場合、配付を中断していただく場合があります。

## 3. 意見の提出・資料配付に係わる全般的なお願い

### (1)意見提出や資料配付の目的について

- ・意見の提出や、資料の配付については、どちらも「委員会に対して」であることにご留意下さい。

### (2)意見・資料の内容について

基本的には、提出者の自由としますが、以下の点に配慮して下さい。

- ・委員会審議に関連ある内容であること。
- ・個人情報、稀少生物等に係わる秘匿の必要性に配慮すること。
- ・記載内容について、個人の誹謗中傷にならないこと。
- ・その他、公序良俗に反しない内容であること。

### (3)その他

- ・ご不明の点については、委員会庶務までご相談下さい。

TEL : 06-6209-0034 FAX : 06-6209-0036 MAIL : yodogawa@jmar.co.jp

2006. 2. 16

佐川 克弘

流域委員会の今後の運営についてお願い

1) 委員会の開催頻度と情報公開

第49回委員会において今本委員長から、経費節減のため今後の委員会の開催頻度を縮小するが、非公開の会議内容についても従来どおり情報公開に努めたい旨発言がありました。

貴重な税金を使っているのですから委員会の開催頻度を縮小するのはやむを得ないと考えます。私は淀川水系流域委員会が積極的に情報公開していたことを評価しております。つきましてはインターネットだけでなく、今後も委員会開催の際配布される「結果報告」は従来どおり継続してくださるようお願いいたします。

2) 利水・水需要管理部会

やむを得ない事情があったことはわかりますが、荻野部会長が認められている通り昨年の利水・水需要部会は事実上“開店休業”でした。特に丹生ダムの異常渇水時に果たして「緊急水」の補給が必要かどうか部会としての検討が求められていると考えます。そのためには河川管理者の渇水シュミレーションのバックデータを提示してもらって検証するだけでなく（滋賀県がバックデータまで発表していることはご存じの通りです）、関西のダムと水道を考える会代表の野村東洋夫氏が言われているように過去の渇水年における大川の維持用水のカット実績とその影響の検証も不可欠だと考えます。

幸い荻野部会長から力強い“決意表明”がありましたので大いに期待しております。

3) 金盛委員の少数意見について

金盛委員は2005. 12. 22付の「淀川水系5ダムの調査検討のついで意見」で少数意見を表明されました。もたろん私は委員全員の意見が一致することが決して望ましいと考えておりませんし、かえって株主総会の“シャンシャン総会”のようになってしまったら恐ろしいと考えております。

しかし私が誤解していたらお詫びしなければなりません。金盛委員は堤防補強に関する河川管理者と流域委員会とのコンセンサスをご存じないのではないかと、ご存じないから「破堤の危険が低下したことで余裕高を流量増として加算してよいとは考えません。余裕高は計画時点や維持管理上の不確定要素を水位に含めたものであります。」と述べられたのではないのでしょうか。

というのは河川管理者はH14. 9「繰り返す破堤の輪廻からの脱却」を委員会に提出し“いつまで経ってもできない「淀川の制御」に拘泥するのではなく、「淀川は溢れるのだ。その際に壊滅的な被害だけは避ける。その上で浸水被害をできるだけ少なくする。」という考え方に方向を変えるべきです。”そのために越水しても破堤しないよう堤防を強化し、浸水しても家屋は破壊されない・ライフラインは途絶しない地域整備と、洪水氾濫を織り込み済みとした避難体制整備・土地利用誘導などソフト面を含めて“地域を洪水に「しぶとく、したたかに」受け入れるように変えていくべ



きだ。”とアピールしたのです。

発表されたのは元淀川河川事務所の宮本氏でしたが、それを聞いて感銘したのは私だけではなかったと思います。流域委員会（当時の委員長は芦田氏）もその考え方を全面的に「提言」に取り入れたのでした。従って流域委員会の検討の流れにおいては「堤防強化」に「余裕高」で流量増を加算しようというような“セコイ考え方”は無かったと考えます。従って金盛委員のご意見は、流域委員会の検討の流れをご存じないためのご意見であり、結果失礼ながら見当違いのご意見と言えるのではないのでしょうか。

ただし私が金盛委員の少数意見を取り上げたのは金盛委員を非難するためではありません。第1次委員会から継続した委員でなければ、上に紹介した事情をご存じなくて当然です。新規委員に過去の委員会審議の重要事項を知っていただくことは河川管理者の任務だと考えます。また新規委員は、少なくとも流域委員会がこれまでに提出した「提言」「意見書」を熟読含味し、疑問点を質しておくことも当然求められると考えます。

今後の流域委員会の審議内容をより充実させるため、河川管理者・委員各位に配慮していただきたくお願いいたします。

以上

2006.5.12

## 「琵琶湖の治水について」に対する意見

守山市勝部

永末 博幸

淀川流域委員会の今本委員長（以下、「委員」と称します）から「琵琶湖の治水について」と題して、河川管理者に対するきつい叱責の意見が寄せられました。

琵琶湖の治水については、現在議論されている淀川河川整備計画とは直接的な関係はないのではないかとと思いますが、話題提供者でもあり、かつて河川管理者の一人でもあった私も含まれていると思い、また琵琶湖開発事業を正しく理解していただきたいと思い、私の意見を少し述べさせていただきます。

琵琶湖の現状を結果的に見れば、琵琶湖の計画高水位である BSL + 1.40m 以下でありながら琵琶湖水位が 0.50m 以上になると被害が出はじめ、0.90m を越えるとかかなりの被害が出ることは事実です。ですから、これをけしからぬというお叱りは謙虚に受け止めなければならないと思います。

しかし、委員の意見は、琵琶湖の治水について深く理解されたうえでの意見ではないように思います。

敢えて申しますと、琵琶湖はダム湖ではない、自然の湖沼です。太古の昔から大雨が降ると増水し琵琶湖辺は洪水になりますが、これは地形的な宿命であります。洗堰の有無に関係ありません。有名な明治 29 年 9 月洪水は、最高水位が 3.76m、浸水日数が 237 日、浸水被害は実に 2 万 8,000 戸の家屋と 16,600ha の田畑が浸水したと記録されています。この洪水を契機に琵琶湖の大改修が行われ、その一環として南郷洗堰が設置されました。この結果、琵琶湖の常水位を低下させることが可能となり、琵琶湖の洪水被害は激減し、湖辺住民は狂喜したと琵琶湖治水沿革誌に記されています。

現在、現時点での瀬田川等改修状況から明治 29 年 9 月洪水を再現すると、最高水位は 2.53 m、浸水日数は 33 日と大幅に減少することが国交省で予測されていますが、これは明治以来 100 年間に及ぶ治水事業の成果であります。

委員は「琵琶湖には治水計画などないに等しい」と言われその根拠としての自らの治水計画論を述べておられますが、これは琵琶湖の治水には通用しないということを理解していただきたいと思います。

一般に、通常河川（琵琶湖流入河川も同様ですが）では堤防が洪水氾濫を防止する機能を持っているため堤防の存在それ自身が治水効果を発揮しますが、琵琶湖の場合は堤防（つま

り湖岸堤)だけでは治水効果はほとんどなく内水排除施設と相まって初めて大きな治水効果が発揮されるという特殊性があります。委員は2線堤が琵琶湖治水にとって有効であると提案されていますが、2線堤で何がどのように守れるのか、1線堤である湖岸堤の外水位と内水位との関係は2線堤においても同様です。

先日も申しましたが、通常河川と違って琵琶湖はあまりにも面積が大きいため流域内に降雨があっても琵琶湖水位(外水位)は極めてゆっくりとしか上昇しません。これに対して堤内地側は浸水区域内の面積が小さいため同じ降雨量であっても内水位は急激に上昇し、ポンプ排水をしなければ内水位が外水位を上回ることになるので、湖岸堤の樋門を閉めることはできません。つまり、琵琶湖では湖岸堤だけでは治水効果がないのです。「計画高水位はそれに達するまでは氾濫等による被害が発生しない無害水位を意味し、・・・」とは言えません。

委員は、この琵琶湖治水の特殊性を理解しておられないように思います。

琵琶湖の治水を考える上で、もう一つの特徴があります。

琵琶湖の面積が余りにも大きいのがゆえに相当量の雨が降っても湖水位は大きくは上がらないということです。琵琶湖開発事業策定時に行った工事実施基本計画完成後の琵琶湖洪水の再現結果によれば、第1位は勿論明治29年9月洪水で最高水位は2.10mと大きいですが、第2位は昭和36年6月洪水で最高水位は0.89m、第3位は昭和34年8月洪水で0.84m、第4位は昭和28年9月洪水で0.61mでした。顕著な例としては明治18年6月洪水があります。最高水位は2.71mまで上昇し4ヶ月間にわたり浸水した、最大被害は2万戸の家屋と12,000haの耕地が浸水したと記録に残っています。再現結果では最高水位は0.57mまでしか上がりませんし、浸水日数も2日間だけと予測されています。つまり、これらの結果は、明治以来の治水効果が如何に顕著であるかを物語っていると同時に、琵琶湖の洪水は明治29年9月洪水が極端に大きい(水位確率で1/200といわれている)が、それ以外は瀬田川の改修を含む琵琶湖治水の成果によって浸水の発生頻度が極端に少なくなっており、これは大規模ポンプを設置しても能力に見合う使用頻度が極めて少ないことをも意味しています。

ところが一方で、一旦湖水位があがると今度は容易に水位が低下しないので、ポンプ排水をしなければ長期間浸水するという琵琶湖治水にとって悩ましい事象が起きるのです。

琵琶湖開発事業では、計画高水位を琵琶湖の水位確率1/100に相当する+1.40mに設定しそれに見合う湖岸堤を設置しましたが、内水排除ポンプの設定にあたっては既往第2位に相当する昭和36年6月洪水の0.89m(水位確率では1/30に相当する)を計画の対象としています。さらに当時の堤内地の土地利用が主として水田であったこと、また利水事業との共同事業でもあったことから、ポンプ規模はできるだけ最小限にしました。すなわち、計画した内水排除ポンプの規模は、内水排除区域への流出量がピークを過ぎて設定されたポンプ容量

以下に減少してから湖岸堤の樋門を閉鎖し、内水位を 24 時間以内に無害水位まで排水するような規模に設定しました。つまり、内水排除区域内の最高水位を下げるのではなく、浸水時間の短縮を図ることによる治水効果を期待したのです。その結果、12 地区とも凡そ比流量 1 m<sup>3</sup>/s/km<sup>2</sup> 程度の比較的小規模のポンプが設置されています。

このように琵琶湖開発事業では、浸水地域の状況に鑑み、浸水時間の大幅な軽減を図ることによる治水効果をもって琵琶湖治水の目標としました。もし将来において、地域の状況の変化から更に必要があれば、治水事業単独として排水ポンプを増設すればよいと判断されたのです。

したがって、もし計画高水位まで上がるような 1/100 水位確率級の洪水がくれば、琵琶湖開発事業前の状態と比べると被害は大幅に軽減されますが、それでもかなりの被害がでることとは間違いありません。

委員は、計画高水位で被害が発生するという事をもって、「琵琶湖には治水計画などないに等しい」と言われる。計画高水位以下で被害が発生しないようにしようとするならば、内水排除施設は現状よりもポンプ規模や台数を大幅に増大する必要があるだろうし、湖岸堤ももっと建設する必要があると思われませんが、それが治水計画であると主張されるのでしょうか。

我が国の治水事業は、時代の変化や地域の状況の変化、更には国力に応じた全国的治水バランス等を考慮しながら、逐次、治水施設の整備水準を高めていっていますが、これを「治水」と言って何が詭弁でしょうか。私には理解できません。

委員はまた、琵琶湖の治水を完結するためには「無害という目標を軽被害に変えることである」と主張され、その方策について幾つかの提案をされています。委員がどのような規模の洪水を対象として無害とか軽被害と言っているのか分かりませんが、琵琶湖流域の特殊性を考えると、委員の提案されている方策が「完結できる治水計画」になりましょうか。甚だ疑問です。

琵琶湖の治水は、先に述べましたように琵琶湖の特殊性である“浸水時間の大幅な軽減”を図ることこそが、委員の言われる「無害という目標を軽被害に変えること」そのものではないでしょうか。

委員の言われる「琵琶湖治水の完結」という発想で治水事業が考えられたことは全国的にもなかったように思いますが、今後そのようなことを考えなければならないとしたら、これは極めて重大な政策選択になります。

琵琶湖の場合を考えると、治水の整備水準をどこに置くか、地域の発展状況をどのように判断するか、全国的なバランスはどうするか、といった一般的な課題の他、琵琶湖のもう一つの特殊性である洗堰の全閉問題はどのようにするか等解決すべき問題は山積しています。

あるいは、いつ誰がどのような方法でこれを選択するかということが最大の問題かも知れません。

次に、丹生ダムについて少しだけ私の意見を述べさせていただきます。

私は、丹生ダムを琵琶湖治水のために使うという考えではありません。

私の考えは、河川管理者に提出している「治水と環境保全を考慮した琵琶湖・丹生ダムの相互運用について（提案）」に詳述していますが、端的に言えば、丹生ダムに高時川洪水調節のための治水容量とは別に渇水対策容量として4,050万トン（琵琶湖水位7cm分相当）を確保し、この容量と琵琶湖とを相互運用することにより琵琶湖の治水リスクを解消しながら琵琶湖の生態系の保全を図る。また丹生ダムの渇水対策容量をうまく使うことにより、高時川の環境保全を図りつつ琵琶湖・淀川の渇水調整を図るという機能を持った丹生ダムにするべきであるという提案です。ダムの運用方法などは、今後事業を実施しながら関係者が英知を絞って最適な方法を考えればよいのではないかと。

以上が私の丹生ダムについての意見ですが、基本的には2005.7.1に表明された河川管理者の「丹生ダムの見直し計画（案）」と同じ考え方だと思っています。つまり、この考え方は、あくまでも琵琶湖・淀川の環境保全上から琵琶湖水位を上げる必要があるとされたときに琵琶湖の治水リスクを解消するという意味での丹生ダム貯留であって、琵琶湖水位を上げる必要がなければこうしたダム貯留の発想は起きないと思います。

従来、淀川水系のダム計画においては限られたダム容量の配分において治水・利水目的以外への容量配分的余裕はありませんでしたが、水需要が激減し利水対応の必要がなくなり、更に環境保全への要請が一段と高まったことから、このような環境的使用をすることがはじめて可能になったのです。慌てて取り上げたわけではないと思っています。

以上、私の考えを申しました。文中、失礼な表現があると思いますが、ご容赦のほどお願い申し上げます。

以上

「意見提出および傍聴者発言に関する提案」に対する意見

リバープロジェクト

木村俊二郎

先の委員会で「一般からの意見提出および傍聴者からの意見聴取に関する提案」が提案されましたが、この「提案」は一般との窓口を狭くするもので強く反対します。私は傍聴していて「委員会の健全な運営にしばしば支障が生じている」とは感じていませんし、この程度のコストは負担して当然と考えていますが、もし異なった考えがあるなら下記のようにすれば余り問題はないのではないかと思います。

- (1) 一般からの意見提出が4ページを超えるような場合は、A4サイズ1枚以内の梗概を添付する。
- (2) 委員会等の当日配布するのは梗概のみとし、全文のコピーは会場内に一定部数用意する。また、請求があった場合など必要に応じてFAX、メール等で配布する。
- (3) 傍聴者発言は、一定時間（例えば3分）を超えてまだ続く場合、文書にて提出していただくようお願いする。文書で提出する場合は上記(1)(2)の要件を満たすものとする。

当面の改善案としてはこのようなもので十分ではないでしょうか。

最近の流域委員会ちょっと変！

一般意見の提出および傍聴者発言は、流域委員会と地域住民との接点であって、この窓口を狭くすることは、とりもなおさず、流域委員会を地域住民から隔離するものであることだとは考えませんか。

10万枚の用紙のムダが指摘されましたが、(2)である程度解決されるものです。ただ、流域委員会をもっともっと大きなムダがあるとお気づきになりませんか。

提出意見の内容を「委員会に対して」に限定しようとしています。これも何を意図しているのかよくわかりません。意見を提出する人は流域委員会を信頼し、流域委員会に期待しているからこそです。

「委員会に対して」以外に意見は、例えば「河川管理者に対して」とか「他省庁に対して」があると思いますが、流域委員会は当初、管理区間や、省庁の枠を超えて議論しようと言うことではありませんでしたか。この考えは第2次流域委員会では無くなったのですか。この考えがあるなら、他省庁や管理区間以外の意見が集まっても議論の際、大変参考になると考えませんか。同様な観点から、「委員会審議に関連ある内容であること」にも賛成いたしかねます。そんなに限定しないで、もっとおおらかに考えませんか。

傍聴者発言を事前届出制にすることにももう少し先のことを考えていただきたいと思います。制度というもの、一旦つくと、その作った当初の意図とは離れて一人歩きするものだと言うことはご存知でしょう。傍聴者の発言を封じようとする場合、この制度は大変有効な武器になる危

険性を孕んでいます。作るなら明文化した歯止めが必要ですが、そんなことより作らないことに越したことはないと思いませんか。

委員会や部会の運営は、当日の司会進行者、いわゆる議長に委ねられるものです。議長権限で処理できることをいちいち明文化する必要はないと思いませんか。「発言を遠慮していただく」等は明文化すべきではないことは、傍聴者発言の事前届出制度同様の理由で、問題は大きいと思います。議事進行の詳細まで文書化するのはいかにも官僚的といえます。

第2次流域委員会になってからは、官僚以上に官僚臭を発散しようとしているように思えてなりません。そんなに身を縮めて守りの姿勢を取らずに、もっとおおらかに、地域住民の声に耳を傾けながら、懐を広くして、自由闊達な議論をしていただくことを期待しているのですが・・・。

## 淀川流域委ウォッチャーズ 7(060424 版) 「委員長、部会長投票は、新たな一歩」

久々の流域委員会の開催。1月、2月のドラマも記憶から遠のき始めている。1月の委員会では、流域委員会の委員長が参加委員全員の無記名投票によって決定した。さらに2月の委員会では、各地域別部会の部会長が部会構成委員の無記名投票によって決定した。実質的な議論が進んだわけではないが、流域委員会は大きな一歩を踏み出したのだ。

私は4年間の在任中、違和感のある場面に何度も遭遇した。部会長やワーキンググループのリーダーを決めるとき、委員長や他の運営委員の先生が、休憩時間の間に他の先生のところに来て「〇〇先生、お願いします」わかりました」で、決まってしまう。「えー?!私だって一応メンバーなのに、何の発言権もないの?」と思った。そりゃあ学者の世界のことは何も知らないから、その先生がどんな研究成果があって、どれほど有名ななんてわからない。でも部会長やリーダーは、議論の進行役もこなさなければならぬ。話すのは苦手だったり、声がやたら眠気を誘う方もいる。何より、出席すること自体がままならない先生が運営されるのでは、議論が活発になるはずがない。そういう判断基準も含め、より活発に議論できる運営をしてくれるかどうかで考えるなら、ただの流域住民にだって委員の一人として自分の所属部会、WGの代表を選ぶ権利はあるんじゃないの?でも、いわゆる諮問委員会って、こんなもんなら

だろうと諦めるしかなかった。

河川管理者には、流域委員会の意見を尊重し、住民の意見を聞き、河川整備計画を策定してほしい。できる限り公開で議論を見守ってほしい。けれど流域委員会の運営が、住民感覚になじみやすいものであることも大切だと思う。普通の人は、クラス委員に始まって、自治体の長も議員もみんな投票で選ぶのだ。不透明な運営は、住民の不信を招く。今回の流域委員会の投票は、他の流域委員会もぜひ取り入れてほしい。

寺田前委員長は、正に「淀川モデル」を自ら実践されたのだ。貴重な一歩だったと思う。それにしても、委員が投票の方法を議論するのを、とても楽しそうに見守っておられたのが印象に残った。一年間見られなかった朗らかさだった。よほど、委員長の責任は厳しいものだったのだと感じた。寺田先生、本当にお疲れ様でした。

また部会長の投票も、三回も投票をやり直す部会もあり、面白かった。根回しなどまったくない証明で、時間がかかってもこれでよかったのだと思う。

今後の流域委員会の展開はどうなるのか。今年度は、委員の交代もある。委員の選考に関しては、淀川水系流域委員会の評価は、他の流域委員会に比べ高くない。推薦など不透明な部分が多いせいだ。今度は、あっと驚くほどの選考をやって見せてくれないかな?

## 流域委員会裏話【6】 里川を愛した米山先生

準備委員会の委員であり、第一期の猪名川部会長をなさった米山先生が、亡くなりました。とても悲しいです。

最初のダムワーキングのメンバーにと先生に指名されたとき「私はダムのことをよく知りません。今から勉強させていただきながらでよければ。また先生のお考えとは違う意見を持つかもしれません」と申し上げると「それでいいです。勉強して自分の考えを持ってください」とおっしゃいました。ダムワーキングでは、メンバーが気さくに教えてくださるのに励まされて何とかついて行かせてもらいました。そのおかげで淀川水系全体へ目を向け、流域委員会がめざす「新たな川づくり」に夢をかける一人になれました。

「流域委員会に本気で取り組みたいければ、素人の自分は、自分の目で現地を見て、自分の耳で少しでも多く議論を聞くしかない」と自覚して、長浜だろ

うが木津だろうが、機会があれば、出かけるようになりました。それからあっという間の二年間でした。米山先生が、チャンスをごさったのです。忘れることはできません。

米山先生は、流域の住民とともに歴史を育んできた猪名川をとっても愛していらっやいました。庶務に断られても「猪名川の源流を訪ねたい」とおっしゃって、委員の有志で、管理区域外の上流へ出かけたこともありました。源流のある山に携帯電話のアンテナが建設中だったのには、びっくり。

上下流すべてに人が住む猪名川を「里川」と呼んで愛した先生の志に従う一人として、猪名川が、もっと住民に親しまれる川になるように、努力していきたいです。

おやさしかった米山先生、ご冥福をお祈りいたします。



## 『淀川水系流域委員会//考』

2006/4/18

自然愛・環境問題研究所

総括研究員 浅野 隆彦

### 第1部 「生みの親たち」

#### A. はじめに

この文の意図は、淀川水系流域委員会が淀川水系における「河川整備計画」に対し未だ全ての審議を終えていない現時点で、改めて、その誕生を後押しし、積極的な活動を導いたものは何か、それを考える事で今後の委員会活動は「どうあるべきか」に迫りたいとするものである。

私自身は、第25回委員会(03.9.25)から傍聴参加し始めており、準備会議からそれ迄の各種会議の内容は殆んど無知であった。(「提言」だけは高く響いていたので、「木津川上流住民対話集会」で度々聞くことになり、自分なりに淀川水系流域委員会って凄いなあ!』と感心していたものである。)その無知を解消する為、準備会議の議事録、答申などを庶務から取寄せ、その他の資料共々考察の参考とした。

#### B. 時代の背景

21世紀の初頭となった今、振返える20世紀はかつて無い人間活動量の拡大を記録した100年であった。地球人口は2つの世界的大戦や数々の戦争、多くの飢餓、広がる流行病・風土病の世界的蔓延にも関わらず倍化し、止々まるどころを知らないかのようである。

同時に、この現代の人間活動は機械・化学・電子文明を力として大量生産システムを組立て、地球資源の莫大な収奪を日常とするようになった。これに伴ない必然的に地球環境は悪化の一途を辿り、数知れない生物種の絶滅が進んでいる。

欧米では、1960年代より「地球的環境意識」の高まりが見られ、日本に於ては1960年代中頃からの「公害反対市民運動」を経て、「環境問題意識」はバブル経済破裂以後最大となった。河川と関わっての「環境世論」は、1988年「長良川河口堰建設に反対する会」の活動に刺激され、1990年代に高まったものである。

特に、1997年6月の河川法改訂(改正)は、その高まりと「会」の積極的な活動に押されるように、当時の亀井建設大臣の指示により実現したのであった。「会」の先頭に立っていた天野礼子を当時、私達釣り仲間の談笑の中で「清流のジャンヌダルク」と賞賛していた事を思い起す。

## C．河川法改訂の限定的意味

第1条にこの法律の目的として、これ迄の治水・利水に加え、「及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。」と規定されている。つまり、河川環境の整備と保全という目的が河川管理の一部として加わったものである。

言語は厳密に正確さを要求する時、曖昧さを露呈する。

『「河川環境の整備と保全」には「回復」や「復元」という語がない。これ迄のダムや施設はいかに環境破壊を進めていようと手をつけなくても良い。』極端な言い方だが、そのように考えている人がいる。

第16条の二において、河川整備計画の策定にふれ、河川に関する学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。又、関係する自治体の長等から意見を聴く事になっているが、画期的な条文とされているのが、その「二の4項」で「公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるため必要な措置を講じなければならない。」としている。

この規定についても『公聴会の開催等を講じ意見は聴いた。後は河川管理者の立場で決定すれば良い。』いわゆる『反映させなければならない。』とは書いていないと言うのである。これら二つの考えは、C氏から聞いた。

法律用語はえてして所官庁の都合などで、歪んで解釈されたり、幅広く、どちらともとれるように合成されているものである。本来の立法趣旨は、積極から消極、その扱いに支配され大きくブレる。

## D．志の高さと誠実さ

時代が変革を求めている時、重要な位置に立っている人物は己の志の高低を問われる事になる。

第1回淀川水系流域委員会準備会議は、2000年7月26日に開催されることになった。

時の建設省近畿地方建設局河川部長は坪香伸氏であった。彼は前年に淀川工事事務所所長から河川部長になったばかりで、河川法改訂による規定で要求されているとは言え、「淀川水系河川整備計画の策定」を改訂法の趣旨に合致させるべく、積極的な姿勢で乗り出したのであった。誠実な性格ゆえ、法律用語をヒネクリ回すような事もなく、上のC氏とは正反対の積極性を示したのである。

坪香伸氏は宮本博司淀川工事事務所所長と語り、彼等なりの理想、「自然に生きる水系を流域住民と共に甦らせたい」思いで共感し合っていた。水野雅光調査官も又、その仲間であった。

彼等が選択した出発点、準備会議のメンバー選定にその思いが籠っていた。河川工学者は唯一人、後は環境、文化を強く考えている三人である。

- ・京大防災研の元所長芦田和男氏は、京大教授として坪香氏を含め、河川局関係に多くの教え子を持ち、名だたる「御用学者」として聞えていた。ダムを含めたコンクリート固めの近代河川工法に貢献してきた河川工学者なのであった。しかし彼も坪香氏により「環境を重視する」意向での相談・依頼を受け、「河川環境一般」という学識・研究対象を看板として登場する事にしたのである。(財団法人河川環境管理財団研究顧問)
- ・大手前大学学長米山俊直氏は、この3月に逝去されているが、文化人類学者としてユニークな研究や国際的な知見の豊かな元京大教授である。もともと坪香氏の脳裡には、同じ京大の文化人類学者、「ノータリクラブ」主宰者今西錦司氏があったようなのだが、鉄人の生命にも限りがあった。今西錦司氏は「長良川河口堰建設に反対する会」と天野礼子の精神的支柱と言える人物で、多くの知識人に影響を与えている。
- ・川那部浩哉 滋賀県立琵琶湖博物館長も坪香氏等にとって有名な存在で、京大に於て魚類生態学を研究し、退官後、琵琶湖博物館長に招かれていた。その淡水魚研究の成果もさることながら、「長良川」に関わってその学識からの数多くの発言があり、坪香氏等もかねてより注目していた人物で、「環境の根源」を語る学識者と感じていたのであろう。
- ・寺田武彦弁護士は、元日弁連公害対策・環境保全委員会委員長で、肩書の文字どおり、法律家として多くの公害・環境破壊事案に取組み、一定の成果をあげて来た人物で、環境保護団体等にも詳しい。

以上の4人の準備委員を選定した事が、「環境重視の河川整備計画」へのレールを敷く、非常に重要な、注目すべき意図として実行されたのを私達は忘れてはならない。もしも、そうでなかったら今日の淀川水系流域委員会は、もっと消極的守旧的になっていただろう。

#### E. 「環境重視」三人組の証明

第1回淀川水系流域委員会準備会議議事録の1部分である7頁と8頁を参照されたい。

〔資料 - 1〕〔資料 - 2〕

委員の資格についての議論の中で、水野調査官が言っているのは、7頁の頭にある。このような形で『最終的に準備会議に任ず。「学者先生」と書いていないので「学識経験を有する者」と認定して貰えば、(何でも)結構です。』と、非常に積極的でオオラカである。

坪香河川部長に至っては、『それ自体(委員の資格にコダワラナイ)もご議論いただけ

ばと思います。先ほど川那部委員が言われたように、ある程度広い意味で理解していただいて結構だと思います。』これが後に多くの「地域の特性に詳しい委員」を生むことになった後押しであり、保証であった。これにより、環境保護住民団体などから、学者でない住民が委員として参加する道も開かれたのであり、初めから意図されていたのであろう。

7頁の最後にある寺田委員の発言『「意見を反映する」ということは、単に意見を聴くということにとどまりません。もっと積極的な意味があります。』に対し、宮本淀川工事事務所長は次のように答えていた。

『まさに今、寺田委員がおっしゃられたように、住民の意見を単に聴く、あるいは単に聴き置くということでは全然意味がないので、それをいかに我々が取り込み、計画をその場で見直したり修正したりするかということが、今回の河川法改正の一番大きなところだと思ってます。是非、「反映する」ということで推し進めていただきたい。逆に、どうしたら住民の意見を反映できるのか、あるいは建設省がどうしたら反映させることができるのか、その辺についても是非、この準備会議で提言頂きたいと思います。』

まさに積極性に満ちており、彼がホームページを立ち上げ、日頃から「河川についての意見」を受け付け、検討を行って返答するという日常をもっている誠実さ共々、志の高さを感じさせるものである。又、忘れたはならない発言もある。第2回淀川水系流域委員会準備会議議事録23頁中頃〔資料 - 3参照〕

傍聴者（寺川氏）の発言に答えて『本当の住民の意見が河川管理者側にきちんと反映できる仕組みをつくっていかようとしている。住民に対し、ガラス張りの形でやろうと試みている。今後、常に、この流域委員会がどういう行動をとり、それを受けて河川管理者がどう判断するのか、厳しく見て頂きたい。〔要略〕』と発言していることだ。

宮本氏はこのように積極的姿勢を示し、傍聴者の大半に希望を与えたのであったが、坪香氏の後を継ぎ、河川部長になったものの、近畿地整内にくすぶっていた反動が'04年頃から有力になってき、旧青山町で開かれた'05「川上ダム建設促進決起集会」壇上で『川上ダム建設を命がけて進める』ような挨拶をさせられた上、間もなく配転の浮き目に会い、水資源機構関西副支社長が後釜に坐った。

坪香氏だが、淀川水系流域委員会準備会議答申提出会記者説明会（2001年1月11日）に於て、次のように発言している。

『法律の建前を申しますと河川整備基本方針を策定し、河川整備計画を策定します。河川整備計画を策定する際に、流域委員会を設置し、学識経験者や関係住民の意見を聴いていきます。河川整備基本方針については、本省で現在、策定を進めています。』

我々、現地にいる者にとっては、なるべく現地の実状が反映されるような河川整備基本方針であって欲しいと思っていますので、流域委員会はその意味でも、皆様のご意見を聴くひとつの土俵を作って頂いたものだと思っています。』

以降の思いが、今に続く委員会の活動になっており、法律の建前を打破ってしまっている。ここにも志の高さが見てとれるが、守旧派には苦々しい限りであろう。更に次の資料〔資料 - 4〕を見て戴きたい。

2002年5月16日、国直轄の多目的ダム「紀伊丹生川ダム」建設中止を発表した後に、毎日新聞社会部・大島記者の取材を受け、一問一答で答えている内容をよく味わって貰いたい。坪香氏が結局は「審議委員会」が建設妥当と認めたものを、付帯意見を重く受け止め、調査・検討をしゅくしゅくと進め、中止決定にもちこんだプロセスは、建設族議員やゼネコン関係には不満であっても、文句のつけようがないように慎重に組み立てられた論理となっており、それだけでなく、このダム中止決定は、淀川水系流域委員会を励ます意図も持っていたと考えられる。『河川管理者だけでもこれ位はやりますよ。さらに素晴らしい理念や方策を示してくださいよ。』

私には坪香氏のそのような声が聞こえてくる。

そして半年後、淀川水系流域委員会の「新たな河川整備をめざして」と題する提言が誕生したのである。これからの淀川水系流域委員会が彼等のような「志の高い」河川管理者達が骨身を削るような思いで、「新たな河川整備をめざせるようにレールを敷いて来た努力」を、再々思い起して、後退することなく「環境重視」「河川民主々義」の方策答申に向け、議論を高め深めて頂きたいと願うものである。

〔注〕: この論考は更に続き、「提言」や「意見書」の批評、委員会運営に対する批判や提案、委員意見や一般意見への批判、住民参加に関わる問題、河川情報の不透明性などにも触れ、おいおいに発表するもので、今回は第1部「生みの親たち」のみとする。

文中の人物達の思いや意図などは筆者の推測（それなりにの根拠も示しているが）範囲内で本人に確認したものではないので、お断りして置く。

## ○近畿地建 水野

流域委員会のメンバーについては、最終的には委員の方々に考えていただきたいと考えています。我々としては、「河川に関して学識経験を有する者」と書いておりますが、「学者先生」とは書いていませんので、「学識経験を有する者」と認定していただければ結構かと思っています。

## ○芦田議長

メンバー構成を考える上で、例えば農業団体の代表という形ではまずいかもかもしれませんが、農業に関して非常に学識を持っているという個人の立場で入っていただくと考えてよいですね。利水に対してもそうです。このような意味で、「等」という表現を使っているのですね。

## ○近畿地建 水野

私たちも、漁業者というのではまずいですが、漁業に精通された方、漁業をよく知っている学識経験者なら可能だと思っています。

## ○近畿地建 坪香

それ自体もご議論いただければと思います。先ほど川那部委員が言われたように、ある程度広い意味で理解していただいて結構だと思っています。

## ○芦田議長

「学識経験者」というのは、そういう広い意味で捉えるということですね。

## ○寺田委員

先ほど、設立会資料の5ページ、第十六条の二の4項のご紹介があったのですが、法律をやっている立場から細かいことを1つ申し上げると、資料-2の5ページ、河川整備計画の特徴の＜手続き＞2つ目に、「関係住民の意見を聴く」と書いてありますが、これは厳格に言えば違います。

条文にはこのようには書いていません。条文はあくまでも、「意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」と、はっきり書いているわけです。

国会の方で意識したかどうか知りませんが、これは、平成9年の河川法改正において、大きな意味があると思っています。第十六条の二の5項においては、都道府県の知事、それから関係市町村の「意見を聴く」と書いてあります。明らかにこの法律においては、「意見を聴く」と「関係住民の意見を反映する」ということとを使い分けしています。

「意見を反映する」ということは、単に意見を聴くということにとどまりません。もっと積極的な意味があります。ですから、厳密には、この原稿は直さないといけません。

この原稿はこれでいいと思いますが、法文には、そうした積極的な意味があるということをご理解いただきたい。ですから、公聴会の開催等、様々な措置を講じ、あらゆる方法を駆使して住民の意見が反映されるようにしなければならないというのが法律の趣旨だと考えています。そういう点で評価すれば、改正河川法は、21世紀に通用する条文ではないかと思っています。

#### ○芦田議長

どのように住民の意見を反映させるかというのは、実際は難しいです。淀川工事事務所長も非常に積極的にやっていますが、何か意見はございますか。

#### ○淀川工事事務所 宮本

まさに今、寺田委員がおっしゃられたように、住民の意見を単に聴く、あるいは単に聴き置くということでは全然意味がないので、それをいかに我々が取り込み、計画をその場で見直したり修正したりするかということが、今回の河川法改正の一番大きなところだと思っています。是非、「反映する」ということで推し進めていただきたい。

逆に、どうしたら住民の意見を反映できるのか、あるいは建設省がどうしたら反映させることができるのか、その辺についても是非、この準備会議で提言頂きたいと思います。

#### ○芦田議長

提言することになっています。米山委員、何かご意見ございますか。

#### ○米山委員

小さいことですが、今日、テレビ出演のため天神祭に行く予定です。天神祭は、地盤沈下のために橋が下がり、船が通らなくなったことから、今では上流で行われています。20年から30年というスパンで考えるとしたら、祭を昔の体制に戻し、下流にまで行けるようにするというのもひとつのアイデアではないでしょうか。

大阪は水の都ですから、大阪湾につながるような目を持った方がいいと思うのです。一番簡単なのは、橋を上げることです。しかし、20年から30年ということで考えれば、他にどのようなアイデアがあるかを考えるのもひとつの方法だと思います。

#### ○芦田議長

それもまた、流域委員会の1つのテーマになると思います。

では、次の議論に行きたいと思いますが、よろしいでしょうか。淀川流域の概要についてですが、これは流域委員会の構成をどう考えるかに関連すると思います。資料-3について説明願います。

て、中止すべきだということであれば、当然、我々はそれを尊重して河川整備計画をもう一回見直すことになりますから、その時点で、意見が反映されてくることになると思います。

#### ○傍聴者（びわ湖自然環境ネットワーク 寺川）

そこが非常に重要なところで、せつかくこの委員会をつくっても、これまでの経験から、殆どの委員会が、いわゆるお墨つきを与えるような機関になっています。

今回の流域委員会は、私はよいなと思って参加させてもらったのですが、そこで色々な話をしたが、意見を聴くだけ聴いて、結論として反映されないというのでは意味がありません。

また、先程委員会の構成で、色々なよい意見が準備会議の委員からありましたが、意見をどう集約するかが非常に重要だと思います。イエスカノーで分けると、イエスのメンバーが多ければ事業が進み、あるいはノーが多ければ中止するというやり方では、流域委員会の人選等について非常にデリケートな部分が出てきます。その辺は慎重にやって頂きたいと思います。

#### ○河川管理者 宮本

今おっしゃられたように、ややもするとこれまでの審議会や委員会では、そういう傾向があったかもしれません。しかし、そういうことでは、住民の皆様の信頼感をなくしますので、そうならないよう、今回は流域委員会をつくる前に、このような委員の先生方で流域委員会準備会議をつくり、本当に住民の方々の意見が我々河川管理者に対して、きちんと反映できるかということも含めて、その仕組みをつくっていかうとしているわけです。なおかつ、できるだけ透明性を高め、住民の皆様にはガラス張りに見えるような形でやろうと試みているつもりです。

ですから今後、常に、この流域委員会がどういう行動をとり、それを受けて、河川管理者がどう判断をするのか、厳しく見て頂きたいと思います。

#### ○傍聴者（天の川七夕まつりの会 鳥居）

今、ご説明頂いたスタンスには賛成ですので、そのスタンスを守って頂きたいと思います。

それと、ダムの中止の話が出ましたが、中止するようなダムを初めからつからないためにはどうしたらいいのか、考える必要があるのではないかと思います。

また、住民の中にも専門家はたくさんおられ、私の知っている人でも川を毎日眺めて、色々なデータを集めている人もいます。

それとは別に、今日お配り頂いた参考資料-4、4ページに掲載されている京都市伏見区在住の中学生が書いた一連の文章を是非読んで頂きたい。なかなかよいことを書いています。一般住民のスタンスはここにあると思います。アカデミックな専門家の議論も結構ですが、やはり、現場に即したものの見方で進めて頂かないと、後からまた中止をしなければいけないということになると思





淀川水系流域委員会様

淀川水系流域委員会の審議に必要な資料を意見書として提出します。

酒井隆













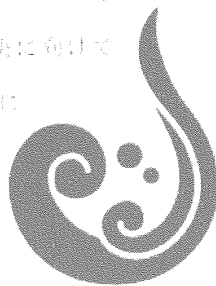








地球上の水問題の解決に向けて  
日本と世界の架け橋に



打ち水六作戦2005

Mexico 2006  
4th World  
Water Forum

検索

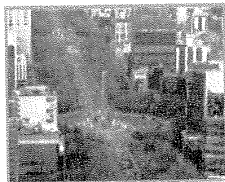
サイト内検索

## News

最新情報

06/02/16

NEW! 第4回世界水フォーラム参加のご案内



来月3月16日から22日の予定でメキシコシティにおいて開催される第4回世界水フォーラムへのみなさまの参加をご支援するために、日本水フォーラム(JWF)では予定や希望にあわせてお選びいただける3つのプランをご用意しました。ぜひご参加ください。→詳しくはこちら  
直行便のみのご利用は下からお申し込みください。

06/02/16

締め切り迫る! 世界水フォーラムに参加しよう!



2006年3月にメキシコで開催される第4回世界水フォーラムへの参加に便利でお得な“特別直行便”のご案内です。皆様からのお申し込みを心よりお待ちしております。直行便締切:2006年2月28日  
→世界水フォーラム参加(航空機・ホテル)のご案内  
→特別直行便利用のメリット

06/02/09

NEW! 報道関係者の皆様へ「第4回世界水フォーラム情報」



2月8日(水)15:00から日本記者クラブ大会議室にて「第4回世界水フォーラムに関する記者ブリーフィング」を開催しました。第3回世界水フォーラムで高まった水問題への関心を高めるため、また、日本国内におけるより多くの報道をして頂くため、報道機関関係者の方々に対して第一ブリーフィング資料

06/02/01

NEW! 「第4回世界水フォーラム情報提供」メーリングリストの設置

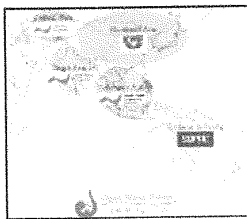
第4回世界水フォーラム開催までいよいよ2ヶ月を切り、準備が大詰めを迎えています。日々刻々とフォーラムの新情報が日本水フォーラムに届いてきます。そこで、第4回世界水フォーラムの分科会やExpoの会場や時間変更など、日本水フォーラムが入手した情報を迅速に皆様にお伝えするため、「第4回世界水フォーラ

ム情報提供メーリングリスト」を設置することにいたしました。  
 こちらでメーリングリストにご登録いただけます。皆様のご登録をお待ちしております。

06/02/01 NEW! 第4回世界水フォーラムにおける現地語学スタッフ募集

第4回世界水フォーラムへの日本からの参加者に対する語学サポート(主にスペイン語)を行ってくださるメキシコ在住の方を募集しています。エキスポ「日本パビリオン」での説明補助、子ども水フォーラムに参加する子どものアテンド、分科会開催補助、事務局補助など、語学レベルに応じていくつかのお仕事があります。締切は2月10日です。ぜひご応募ください。申込用紙(Word) / 第4回世界水フォーラムについて(PDF) / 日本での準備活動について(PDF)

06/01/20 NEW! 第4回世界水フォーラム アジア・太平洋地域文書



皆様からいただいたご意見を踏まえ、第4回世界水フォーラムに向けたアジア・太平洋地域文書をとりまとめました。ご協力いただきました皆様、ありがとうございました。

Part1 Asia-Pacific Regional Synthesis  
 Part2 Sub-regional Position Papers

06/01/17 NEW! 第4回世界水フォーラム 分科会での発表を仲介します

| Package | Theme                | ID Section   |
|---------|----------------------|--------------|
|         |                      | Country      |
| FT1.01  | Water and free trade |              |
|         | 1                    | TS0249RGBFT1 |
|         |                      | Canada       |
|         | 1                    | TS0267RAMFT1 |
|         |                      | Costa Rica   |

日本水フォーラムでは、1月13日現在の分科会リストを入手しました。現時点での分科会数は176。日本の関係者のみなさまが発表したい分科会がある場合、ご連絡をいただければそれぞれの分科会の担当者をご紹介しますとともに、必要があれば仲介役をいたします。繰り返しになりますが→全文へ

05/12/27 NEW! スリランカ津波防災パンフレット作成プロジェクトが進行中

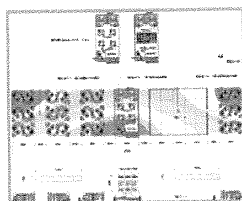


日本水フォーラムは、2005年3月以来、引き続き活動してきた日本の若者、そして、スリランカのNGO、現地の若者たちとともに、スリランカの自然・生活環境、防災体制等に適した「津波防災パンフレット」を作り上げ、→全文へ

05/12/22 NEW! 「水のEXPO: 日本パビリオン」展示物の輸送負担が軽減

メキシコへの展示物の輸送には、通関料、配達料の負担の他、原産地証明書発行のための書類作成などの手間が生じます。今回は各出展者様の荷物をまとめ、輸送書類を一本化することで、皆様の手間とコストを軽減します。→詳細はこちらをご覧ください ○搬入期限 船便:1月20日(金)、航空便:2月10日(金)

05/12/13 世界水フォーラム「水のEXPO: 日本パビリオン」出展者募集



残りスペースわずかです！

第4回世界水フォーラム展示「水のEXPO」に設置する「日本パビリオン」への出展申込を開始いたしました。出展料は1コマ12㎡あたり840,000円(税込)で、共有スペースとしてインターネットコーナーやプレゼンテーションコーナー、商談スペースをご利用いただけます。→詳細はこちらをご覧ください

05/12/07

ハリケーン・カトリーナ調査報告会(終了しました)



11月上旬に行ったハリケーン・カトリーナ現地調査の結果を踏まえ、東京、名古屋等の大都市が海拔ゼロメートル以下に位置する日本において、計画を超える高潮等の水害に対する方策等を議論し、→全文へ  
<東京>12/15(木) <名古屋>12/17(土)  
新聞記事:カトリーナの教訓学べ(12/19中日新聞)

05/11/10

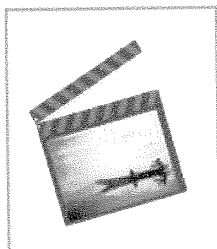
国連水と衛生に関する諮問委員会第3回会合開催



国連水と衛生に関する諮問委員会第3回会合が、2005年11月3日から4日にかけて、イタリアでおこなわれました。会合初日の開会式では、公式ウェブサイトの発信式がおこなわれました。→公式ウェブサイト

05/10/18

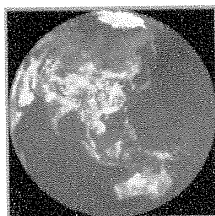
第4回世界水フォーラム「水と映像」国際映画祭 出品作品募集中



偉大な文化的財産として、あらゆるタイプの映画や映像作品の中で表現される水問題は重要です。メキシコで開催される第4回世界水フォーラムには、世界中から水分野に関わる何千もの人々が参加します。これは、水問題に関する解決策を模索し、水文化を発展させていく上で、「映画」と「文化」の重要性を明らかにする機会となるでしょう。→全文へ

05/09/13

第4回世界水フォーラムに向けたアジア・太平洋地域会議



10月24日(月)東京において、第4回世界水フォーラムに向けたアジア・太平洋地域会議を開催いたします。本会議は、来年3月にメキシコシティで開催される第4回世界水フォーラムに向けたアジア・太平洋地域のサブ地域による準備プロセスをとりまとめ、アジア・太平洋地域の「地域文書」の最終版作成に向けた議論や第4回世界水フォーラムにおける「地域の日」のプログラムに関する議論を行うことを目的として開催します。→全文へ

05/08/21

第4回世界水フォーラムへの参加方法 リニューアル！



2006年3月16日から22日にメキシコシティにおいて開

催が予定されている第4回世界水フォーラムについて、メキシコのフォーラム事務局からの情報をまとめたものをご案内いたします。準備の段階で随時状況が変わっていている部分もございます。できる限り、最新の情報をこのホームページを通じてご案内させていただく予定ではございますが、最新の情報については、ぜひメキシコ事務局のホームページもご参照ください。  
→全文へ

05/06/14

ユースサポーター・ジュニアサポーター募集



水はあらゆる生命の源であり、古来人間活動を支え続けてきました。また、水問題と一口に言っても、地球上には水と衛生の問題、水不足、洪水などの被害、水質の悪化と淡水生態系の危機など様々な形で存在しています。そしてそれらは、世界が撲滅すべきひんこんという病と大きく関わっているのです。一見豊かに見える日本の社会も、大量の水を使って作られている穀物や肉類などの農産物を世界中の国々から輸入することで成り立っており、世界の水不足は日本にとって無縁ではありません。 →全文へ(PDFファイル)

農業土木ハンドブック改訂6版(農業土木ハンドブック改訂6版)



- 2,000円分ポイントプレゼント!
- 買い物案内
- 買い物かご
- my Rakuten
- ページ閲覧履歴

楽天ブックス 総合TOPへ 本 DVD NEW CD NEW

ダウンロード サイトマップ 商品 ヘルプ ?

【PR】もれなく100ポイントをプレゼント! 送料無料キャンペーン! ご好評につき期間延長中!

日本最大級の在庫 1-3日以内発送 ランキング 店長のオススメ! 予約 新作 特集 懸賞・お得意 My Page

### 商品詳細

サーチ

対象: 全ての商品

▼キーワードを入力:

検索

⇒詳細検索へ

CD・DVD  
全品、**2倍**  
ポイント  
100万ポイントも!

参加お申込み  
はこちら

## 農業土木ハンドブック改訂6版

著者: 農業土木学会  
出版社: 農業土木学会 / 丸善  
サイズ: 単行本 / 2冊(基)  
発行年月: 2000年07月

完全送料無料キャンペーン中!

この本を古本で探す

この著者の新着メールを登録する

ISBN:4889800948

本体価格 21,429円 (税込 22,500円) 送料別

在庫状態 在庫あり(1~4日以内に出荷予定)

個数 1

買い物かごに入れる

友達にメールですすめる

携帯で見る

お気に入り追加

レビューを書く

- 総合トップへ
- 本トップへ
- DVDトップへ
- CDトップへ

- my Rakuten (購入履歴 | ポイント)
- 楽天会員登録
- 法人様窓口
- マイページ
- ギフトコーナー
- ヘルプ
- 会社概要

この商品に興味がある人は、こんな商品にも興味をもっています。



ANAカード「地上」最得活用術



ネクスト・マーケット C. K. プラハラド / ス...



らくらく宅建塾 (2006年版) 佐藤孝



JR 20000km全線 走破全記録パ...

4大マイレージ徹底 比較! (2006年... マイル活用研究会

この商品の関連ジャンルです。

・ビジネス・経済・就職> 産業> 農業・畜産業



## 繰り返えす破堤の輪廻からの脱却

我国の近代治水事業は、淀川改良工事（明治30～43年）に始まります。明治18年、枚方で淀川左岸堤防を切り大阪に大災害をもたらせた洪水を契機に制定された河川法は、国家による洪水対策の実施を法律として位置づけました。それを受けて行われた淀川改良工事は、①瀬田川浚渫と洗堰設置、②宇治川の巨椋池からの切り離し、③新淀川開削と毛馬水閘門設置の3点セットによって、現在の淀川の姿を造りました。

瀬田川の浚渫は、琵琶湖沿岸の洪水氾濫を減少させるために、瀬田川の洪水流下能力を増大させる目的で行われました。そして、平常時の下流への流量調節と淀川洪水時に琵琶湖から下流へ洪水を流さないことを目的として、瀬田川洗堰が設置されました。

宇治川、桂川、木津川の洪水は一旦巨椋池に流れ込んだ後、徐々に淀川本川に流出していましたが、宇治川を巨椋池から切り離すことで、3川はそれぞれ連続した堤防で分離されたまま合流し、淀川本川として流れ下ることとなりました。このことによって巨椋池周辺の湛水被害は少なくなり、その後の巨椋池干拓事業を可能ならしめました。しかし、上流からの洪水は、巨椋池で自然調節され、そのエネルギーが緩やかに解放されることなく、そのまま下流へ流れていくこととなりました。

新淀川の開削は、大阪市内を洪水から守り、同時に大阪港の土砂堆積を防ぐためのものでした。そして旧淀川（大川）への流量調節と舟運のために毛馬水閘門が設置されました。

### 瀬田川洗堰、毛馬水閘門設置

・・・施設による流量調節

### 宇治川の巨椋池からの切り離し

・・・連続堤防による河道の固定、遊水池の消滅

### 新淀川の開削

・・・ショートカットによる洪水の排除

これらの工事に、近代治水事業が目指した方向、すなわち「近代技術による淀川の制御」を見ることができます。

淀川改良工事は明治43年完成しました。当時の住民は高い丈夫そうな連続する堤防を眺め、もうこれで洪水被害を被ることはないと思われたことと思われれます。しかし、完成からわずか7年後、改良工事で人間の制御下に入ったと考えられた淀川は高槻市大塚において、右岸堤防を切り洪水エネルギーを破壊的に解放しました。

この破堤を受け、大正7年から昭和7年にかけて淀川改修増補工事が実施され、堤防はさらに高く構築されました。そして高く、丈夫そうな堤防に引き寄せられるかのように、淀川沿川の湿地、田畑は次々と住宅や工場などに変わっていきました。

それから30数年が経た昭和28年9月、13号台風は京都府域宇治川の左岸堤防を切り、昭和16年に干拓された巨椋池を眼前に復活させました。もしこの時、宇治川が切れなかったら、淀川本川の堤防が切れたと考えられます。このように、破堤は繰り返されてきたのです。

破堤。目標流量の設定。目標流量を流すための河川改修（堤防高上げや掘削による流下能力向上など）。住民の安心感。沿川の土地利用の高度化。河川改修による洪水エネルギーの集中、増大。そこに未曾有の大 rain。そして、また破堤。

まさに「破堤の輪廻」です。

洪水エネルギーの集中と増大、より高くなった堤防、土地利用高度化による人口・資産の集中は、破堤を繰り返すたびに、過去の破堤に比べてさらに大きな被害を生じさせます。人命が失われます。家屋が破壊されます。電気や水道などのライフラインが途絶します。人工構造物である堤防の破壊によって、壊滅的な被害を受けるのです。

現行の治水計画では、淀川の目標降雨は200年に一度の大 rain です。しかしこの目標を達成するためには、これから何十年、いや百年経っても完成していないかもしれません。仮に百年後に完成したとしても、目標降雨以上の大 rain が降れば、どこかで破堤します。そして洪水エネルギーの破壊的な解放によって壊滅的な被害を被ることになります。これではいつまで経っても安心できません。「破堤の輪廻」から脱却できない

のです。

近代治水事業を始めて100年以上経ちました。確かに氾濫頻度は少なくなりました。これは大きな成果です。しかし仮に今、一昨年（昭和28年）の東海豪雨なみ（1日に降った降雨量が年間降雨量の1/3）の大雨が降れば、淀川、宇治川、桂川、木津川のどこかで、そして複数の箇所で破堤します。特に木津川では、ほとんどの堤防が砂で構築されているため、昭和28年9月の13号台風と同じ雨に対してさえ、全川にわたって極めて危険な状態です。

多くの住民が、破堤の恐れのある堤防の際に住んでいるのです。しかし大河川の氾濫原に生活していること意識がありません。高さ10mにも達する長く連なった脆弱な土山の下で、住宅が建ち、地下街が拡がり、繁華街に人々が集っているのです。洪水に対してまったくと言っていいほど無防備な地域を造ってしまったのです。

これまでの洪水対策、地域整備の考え方を見直す必要があります。目標降雨を決めて、目標洪水量を連続堤と連続堤の中に押し込めて処理する。自然との全面対決です。地域は、洪水は河川内で処理されるものとして、洪水氾濫など想定もしないで街づくりを進める。設定された目標以上の降雨が降れば、いや、28年13号の実績降雨でも、破堤し壊滅的被害を受けるのです。今も明治以来の「破堤の輪廻」から脱却していません。そして次の破堤では、これまでとは比較にならない悲惨な状況を呈します。

大雨という自然現象を人間が完全に制御することはできない。どんな大雨でも浸水しないようにすることなど、不可能です。浸水は受け入れざるを得ないという発想に立ち返らなければならないと思います。その上で洪水に対して「脆い地域」から「しぶとく、したたかな地域」に整備し直すことが必要です。

そのためには、避難体制の確立、ライフライン対策や地下街対策を急ぐべきです。また抜本的には浸水を前提として、浸水を織り込んだ土地利用に変える必要があります。また建築基準の見直しも必要です。洪水を河川だけで処理しようとするのではなく、地域として洪水を「しぶと

く、したたかに」受け入れるように変えていかなければなりません。そしてこのような対策の前提となるのが、破堤の回避です。人工構造物である堤防が切れ、洪水エネルギーが破壊的に解放されるのか、否かで、地域が受けるダメージは格段に異なります。破堤による壊滅的被害は、避けるようにしなければなりません。どんな大雨でも、「命までは取られない」、「家屋は浸水しても破壊はされない」、「ライフラインは途絶しない」という安心が得られる地域整備に本気で取り組むべきです。

東海豪雨並の大雨、もしくはそれ以上の大雨は、これから50年間降らないかもしれません、しかし今年降るかもしれないのです。洪水を制御できるかのように洪水対策を行い、洪水に無防備な地域を遺ってしまった私たちに、必ずいつか自然のしっぺ返しがくると思います。

いつまで経ってもできない「淀川の制御」に拘泥するのではなく、「淀川は溢れるのだ。その際に壊滅的な被害だけは避ける。その上で浸水被害をできるだけ少なくする。」という考え方に方向を変えるべきです。このことによって、今後の洪水対策の内容、優先順序は大きく変わることとなりますが、住民のご理解が得られれば確実に実現できることだと確信しています。

### 「浸水を許容する」

最近、洪水対策の議論の中で「ある程度の浸水は許容する」とか「浸水を許容するような計画でよいのか」といったことをよく聞く。

「許容」とは辞書によると、「許して受け入れること」である。一体何に対して、どこまでの浸水を「許して受け入れる」というのであろうか。

これまで、大雨による洪水氾濫を受けるたびに、堤防を築き、嵩上げし、川底を掘ってきた。これは、洪水を川の中に押さえ込もうという考え方に基づく。しかしその結果、上流での氾濫解消が下流への洪水量の増大を招き、嵩上げされた堤防は、一朝破堤すればそれまで以上に大きな被害を招く潜在的危険性を高めている。大雨、破堤、河川改修（築堤、嵩上げ、河床掘削）、洪水量の増加、無防備な土地利用、大雨、破堤……。まさに破堤の輪廻を繰り返してきた。そして、今も破堤の輪廻から脱却していない。

現に、明治以降100数十年におよび近代治水事業が実施されてきたが、今東海豪雨並みの500mmの大雨が降れば、必ずどこかで破堤し、破堤に対して無防備な住民、地域社会は確実に大打撃を受ける。現状は「浸水を許容する」とか「しない」というようなことを言っている状況ではなく、「いつどこで起こるかわからない破堤を甘受せざるを得ない」極めて脆い、安心できない状況にあることを認識すべきである。

自然現象の大きな力の前には、人間の力は微々たるものである。この認識が共有できれば、いつまでもできるわけがない「河川を制御する」に拘泥するのではなく、「河川に生かされる」という発想に転換せざるを得ないではないか。「河川に生かされる」という発想に立つならば、洪水の大きな力に対して、柔軟にかつしたたかに対応する方策を目指すべきである。すなわち、洪水氾濫を繰り返し込み済みとした避難体制整備、土地利用誘導であり、壊滅的な被害だけは回避することを優先した河川整備方策への転換である。

「河川に生かされる」という発想からは、「ここまでなら許す」という不遜な語感を持つ「浸水の許容」という言葉が出てくる余地はない。



|      |                      |
|------|----------------------|
| 配布日時 | 平成16年2月23日<br>14時00分 |
|------|----------------------|

|    |  |
|----|--|
| 件名 | 淀川水系流域委員会「第28回委員会」、<br>「しっかりしてや!!流域委員会<br>～新しい川づくりに向けた意見交換会～」<br>を開催 |
|----|--|

|    |  |
|----|--|
| 概要 | 平成16年2月26日(木)に第28回委員会、2月28日(土)に「しっかりしてや!!流域委員会～新しい川づくりに向けた意見交換会～」が、それぞれ京都市内で開催されます。第28回委員会では意見書に対する河川管理者からの質問への回答について議論が行われる予定です。意見交換会は、今後の河川整備や流域委員会の活動について一般の方々からご意見を頂き、意見交換を行う予定です。 |
|----|--|

|    |       |
|----|-------|
| 取扱 | _____ |
|----|-------|

|      |  |
|------|--|
| 同時配布 | 近畿建設記者クラブ<br>大手前記者クラブ<br>滋賀県政記者クラブ<br>京都府政記者室<br>大阪府政記者クラブ<br>兵庫県政記者クラブ<br>奈良県政記者クラブ<br>名張市政記者クラブ<br>大津市政記者クラブ |
|      | 神戸海運記者クラブ、神戸民放記者クラブ、みなと記者クラブ所属で資料が必要な方は「近畿地方整備局記者クラブの清水(06-6942-1141内線2811)」に問い合わせ願います。                        |

|        |  |
|--------|--|
| 問い合わせ先 | 淀川水系流域委員会<br>庶務担当 株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター<br>プロジェクトマネージャー 新田 啓之<br>研究員 柴崎 有子<br>研究員 水嶋 高正<br>電話：06-6341-5983<br>URL： <a href="http://www.yodoriver.org/">http://www.yodoriver.org/</a> |
|--------|--|

# 淀川水系流域委員会「第28回委員会」、 「しっかりしてや!!流域委員会 ～新しい川づくりに向けた意見交換会～」 を開催

## 1. 概要

第28回委員会では、意見書に対する河川管理者からの質問への回答について審議の後、一般傍聴者から意見を聴く機会を設けます。

意見交換会は、意見書提出を契機に、今後の河川整備や流域委員会の活動に対して、広く一般の方々から意見・考えをお聞きし、意見交換を行うことにより、今後の委員会活動の参考にさせて頂くとともに今後の川づくりについて考える機会とします。

## 2. 開催日時・場所

|      |   |  |
|------|---|--|
|      | 第28回委員会   | しっかりしてや!!流域委員会<br>～新しい川づくりに向けた<br>意見交換会～                                 |
| 開催日時 | 平成16年2月26日(木)<br>16:00～18:00(予定)  | 平成16年2月28日(土)<br>14:30～17:30(予定)   |
| 開催場所 | 京都市勧業館「みやこめっせ」<br>住所:京都市左京区<br>岡崎成勝寺町9-1<br>電話:075-762-2633<br>地下1階 第1展示場 | カラスマプラザ21<br>住所:京都市中京区烏丸通六角<br>下ル七観音町634<br>電話:075-241-6008<br>8階 大・中ホール |

## 3. 議事(予定)

<第28回委員会>

- ① 意見書に対する河川管理者からの質問への回答について
- ② 今後の進め方について
- ③ 河川管理者が実施している対話集会について(報告) 等

<しっかりしてや!!流域委員会～新しい川づくりに向けた意見交換会>

- ① 開会の挨拶(芦田委員長)
  - ② 趣旨説明(三田村委員)、意見書説明(今本委員)
  - ③ グループ意見交換
  - ④ 各グループからの報告
  - ⑤ 閉会の挨拶(寺田委員長代理)
- ※終了後、懇親会(参加者全員を対象。自由参加。会費制)を実施。

## 4. その他

- ① 委員会、意見交換会は原則公開とします。
- ② 当日は受付を設けますので、必ず受付で会社名・ご氏名をご記入下さい。
- ③ 資料は、当日会場で配布します。

以上



今後の会議開催予定

2004年1月

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|----|----|----|----|----|----|----|
|    |    |    |    | 1  | 2  | 3  |
|    |    |    |    |    |    |    |
| 4  | 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 |
|    |    |    |    |    |    |    |
| 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
|    |    |    |    |    |    |    |
| 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
|    |    |    |    |    |    |    |
| 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
|    |    |    |    |    |    |    |

2004年2月

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木                | 金  | 土  |
|----|----|----|----|------------------|----|--|
| 1  | 2  | 3  | 4  | 5                | 6  | 7  |
|    |    |    |    |                  |    |  |
| 8  | 9  | 10 | 11 | 12               | 13 | 14   |
|    |    |    |    |                  |    |  |
| 15 | 16 | 17 | 18 | 19               | 20 | 21   |
|    |    |    |    |                  |    |  |
| 22 | 23 | 24 | 25 | 26               | 27 | 28   |
|    |    |    |    | 第28回委員会<br>(京都市) |    | しっかりして<br>や!! 流域委員<br>会~新しい川づ<br>くりに向けた意見<br>交換会~(京都<br>市) |
| 29 |    |    |    |                  |    |  |
|    |    |    |    |                  |    |  |

## (参 考 ①) 委員リスト

## 委員会委員リスト

(五十音順、敬称略)

| No. | 氏名                 | 対象分野                             | 所 属 等                                     | 所属部会                                 |
|-----|--------------------|----------------------------------|---|--------------------------------------|
| 1   | 芦田 和男<br>(委員長)     | 河川環境一般                           | 京都大学 名誉教授<br>財団法人 河川環境管理財団 研究顧問           | 治水部会                                 |
| 2   | 有馬 忠雄              | 植物                               | 大阪府 自然環境保全指導員                             | 淀川部会、<br>環境・利用部会、<br>住民参加部会          |
| 3   | 池淵 周一<br>(利水部会長)   | 水資源(水文学、水資源工学)                   | 京都大学防災研究所 教授                              | 猪名川部会、<br>治水部会、<br>利水部会              |
| 4   | 井上 良夫              | 地域の特性に詳しい委員(水辺の遊び)               | BSCウォータースポーツセンター 校長                       | 琵琶湖部会、<br>環境・利用部会                    |
| 5   | 今本 博健<br>(治水部会長)   | 洪水防御(河川工学、水理学)                   | 京都大学 名誉教授                                 | 淀川部会、<br>治水部会、<br>利水部会               |
| 6   | 江頭 進治              | 河道変動                             | 立命館大学理工学部 教授                              | 琵琶湖部会、<br>環境・利用部会、<br>治水部会           |
| 7   | 大手 桂二              | 砂防                               | 京都府立大学 名誉教授                               | 淀川部会、<br>治水部会                        |
| 8   | 荻野 芳彦              | 農業関係(農業水利)                       | 大阪府立大学大学院農学生命科学研究科 教授                     | 淀川部会、<br>利水部会、<br>住民参加部会             |
| 9   | 嘉田 由紀子             | 地域・まちづくり(環境社会学、文化人類学、住民参加論)      | 京都精華大学 教授<br>滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問              | 琵琶湖部会、<br>住民参加部会                     |
| 10  | 川上 聡               | 地域の特性に詳しい委員(水環境保全ネットワーク・市民活動)    | 木津川源流研究所 所長<br>三重大学人文学部 非常勤講師             | 淀川部会、<br>環境・利用部会、<br>利水部会、<br>住民参加部会 |
| 11  | 川那部 浩哉<br>(琵琶湖部会長) | 生態系                              | 京都大学 名誉教授<br>滋賀県立琵琶湖博物館 館長                | 琵琶湖部会、<br>治水部会                       |
| 12  | 川端 善一郎             | 生態系                              | 京大大学生態学研究センター 教授                          | 琵琶湖部会、<br>環境・利用部会                    |
| 13  | 紀平 肇               | 動物                               | 中間法人 水生生物保全研究会 理事                         | 淀川部会、<br>環境・利用部会                     |
| 14  | 倉田 亨               | 農林漁業                             | 近畿大学 名誉教授<br>京都府内水面漁場管理委員会 会長             | 琵琶湖部会、<br>環境・利用部会                    |
| 15  | 小竹 武               | 地域の特性に詳しい委員                      | 大阪市立十三中学校 校医、小竹医院院長、淀川ネイチャークラブ 会長         | 淀川部会、<br>住民参加部会                      |
| 16  | 小林 圭介              | 植物(植物社会学)                        | 滋賀県立大学 名誉教授<br>永源寺町教育委員会 教育長              | 琵琶湖部会、<br>環境・利用部会                    |
| 17  | 宗宮 功<br>(環境・利用部会長) | 水質(水質工学)                         | 京都大学 名誉教授<br>龍谷大学 教授                      | 琵琶湖部会、<br>環境・利用部会                    |
| 18  | 田中 真澄              | 地域の特性に詳しい委員(自然哲学)                | 岩屋山志明院 住職<br>鴨川の自然をはぐむ会 代表<br>市民投票の会 共同代表 | 淀川部会、<br>環境・利用部会、<br>住民参加部会          |
| 19  | 田中 哲夫              | 漁業関係(魚類生態学)                      | 兵庫県立姫路工業大学自然・環境科学研究科 助教授                  | 猪名川部会、<br>環境・利用部会                    |
| 20  | 谷田 一三              | 動物(河川生態学、昆虫分類系統学)                | 大阪府立大学総合科学部 教授                            | 淀川部会、<br>環境・利用部会                     |
| 21  | 田村 悦一              | 法律(行政法)                          | 京都橘女子大学文化政策学部 教授                          | 淀川部会、<br>住民参加部会                      |
| 22  | 塚本 明正              | 地域の特性に詳しい委員(幅広い分野の人のネットとコーディネイト) | 川とまちのフォーラム・京都 世話役                         | 淀川部会、<br>住民参加部会                      |
| 23  | 寺川 庄蔵              | 地域の特性に詳しい委員(自然・環境問題全般)           | びわ湖自然環境ネットワーク 代表                          | 琵琶湖部会、<br>環境・利用部会、<br>利水部会           |
| 24  | 寺田 武彦<br>(淀川部会長)   | 法律                               | 弁護士<br>日弁連公害対策・環境保全委員会元委員長                | 淀川部会、<br>利水部会、<br>住民参加部会             |
| 25  | 寺西 俊一              | 経済(環境経済学、環境政策論)                  | 一橋大学大学院経済学研究科 教授                          | 環境・利用部会                              |
| 26  | 中村 正久              | 水環境(環境政策、環境システム工学)               | 滋賀県琵琶湖研究所 所長                              | 琵琶湖部会、<br>環境・利用部会                    |

|    |                      |   |                                      |                                    |
|----|----------------------|---|--------------------------------------|------------------------------------|
| 27 | 西野 麻知子               | 動物(陸水動物学)                                       | 滋賀県琵琶湖研究所 総括研究員                      | 琵琶湖部会、<br>環境・利用部会、<br>治水部会         |
| 28 | 仁連 孝昭                | 経済  | 滋賀県立大学環境科学部 教授                       | 琵琶湖部会、<br>利水部会                     |
| 29 | 畑 武志                 | 農業関係  | 神戸大学農学部 教授                           | 猪名川部会、<br>住民参加部会                   |
| 30 | 服部 保                 | 植物(植物生態学)                                       | 兵庫県立姫路工業大学 自然・環境科<br>科学研究所 教授        | 猪名川部会、<br>環境・利用部会                  |
| 31 | 原田 泰志                | 漁業関係  | 三重大学生物資源学部 助教授                       | 淀川部会、<br>環境・利用部会                   |
| 32 | 尾藤 正二郎               | マスコミ  | 神戸親和女子大学文学部 教授                       | 治水部会                               |
| 33 | 畚野 剛                 | 地域の特性に詳しい委員                                     | 川西自然教室 代表                            | 猪名川部会、<br>治水部会                     |
| 34 | 藤井 絢子                | 地域の特性に詳しい委員                                     | 滋賀県環境生活協同組合 理事長                      | 琵琶湖部会、<br>住民参加部会                   |
| 35 | 細川 ゆう子               | 地域の特性に詳しい委員(住民運<br>動)                           | 猪名川の自然と文化を守る会                        | 猪名川部会、<br>環境・利用部会、<br>利水部会         |
| 36 | 本多 孝                 | 地域の特性に詳しい委員(環境教<br>育、人と自然のかかわり)                 | みのお山自然の会 会長                          | 猪名川部会、<br>住民参加部会                   |
| 37 | 榎村 久子                | 地域・まちづくり(地域計画・景観<br>文化論)                        | 京都女子大学現代社会学部 教授<br>(社)なら女性フォーラム 副理事長 | 淀川部会、<br>環境・利用部会、<br>利水部会          |
| 38 | 榎屋 正                 | 地域の特性に詳しい委員                                     | 地球環境関西フォーラム 事務総長                     | 淀川部会、<br>環境・利用部会、<br>治水部会、<br>利水部会 |
| 39 | 松岡 正富                | 地域の特性に詳しい委員                                     | 滋賀県漁業青年部 理事、<br>朝日漁業協同組合 監事          | 琵琶湖部会、<br>環境・利用部会                  |
| 40 | 松本 馨                 | 地域の特性に詳しい委員(地域自然<br>保護活動、淡水生物調査、環<br>境(自然保護)教育) | 池田・人と自然の会 代表                         | 猪名川部会、<br>住民参加部会                   |
| 41 | 水山 高久                | 治山・砂防   | 京都大学大学院農学研究科 教授                      | 琵琶湖部会、<br>治水部会                     |
| 42 | 三田村 緒佐武<br>(住民参加部会長) | 環境教育(水環境教育、生物地球<br>化学)                          | 滋賀県立大学環境科学部 教授                       | 琵琶湖部会、<br>環境・利用部会、<br>住民参加部会       |
| 43 | 村上 悟                 | 地域の特性に詳しい委員(鳥類生<br>態、ラムサール条約)                   | 琵琶湖ラムサール研究会 代表                       | 琵琶湖部会、<br>利水部会、<br>住民参加部会          |
| 44 | 森下 郁子                | 動物  | 大阪産業大学 人間環境学部 教授                     | 猪名川部会、<br>治水部会                     |
| 45 | 矢野 洋                 | 水質  | 神戸市水道局水質試験所 所長                       | 猪名川部会、<br>環境・利用部会                  |
| 46 | 山村 恒年                | 法律(行政法・環境法)                                     | 弁護士・元神戸大学教授                          | 環境・利用部会、<br>住民参加部会                 |
| 47 | 山本 範子                | 地域の特性に詳しい委員                                     | 流域住民                                 | 淀川部会、<br>環境・利用部会、<br>治水部会          |
| 48 | 吉田 正人                | 自然保護(自然保護、生態学)                                  | 財団法人 日本自然保護協会 常務理<br>事               | 環境・利用部会                            |
| 49 | 米山 俊直<br>(猪名川部会長)    | 水文化   | 京都大学 名誉教授<br>大手前大学 学長                | 猪名川部会、<br>住民参加部会                   |
| 50 | 鷺谷 いづみ               | 植物(植物生態学、保全生態学)                                 | 東京大学大学院農学生命科学研究科<br>教授               | 環境・利用部会                            |
| 51 | 和田 英太郎               | 水質(同位体生態学)                                      | 総合地球環境学研究所 教授                        | 淀川部会、<br>環境・利用部会                   |
| 52 | 渡辺 賢二                | 水環境   | 上桂川漁業協同組合 元事務局長                      | 淀川部会、<br>環境・利用部会                   |

注1:平成15年6月24日現在のものです。

(参考 ②) 淀川水系流域委員会の開催状況

●提言とりまとめ段階

| 年月    | 委員会 |      |  | 琵琶湖部会 |      |   | 淀川部会 |     |  | 猪名川部会 |      |   |
|-------|-----|------|--|-------|------|---|------|-----|--|-------|------|---|
|       | 回   | 開催日  | 内容   | 回     | 開催日  | 内容  | 回    | 開催日 | 内容   | 回     | 開催日  | 内容  |
| 2001年 | 設立  | 2/1  | ・規約の策定   |       |      |   |      |     |  |       |      |   |
|       | 1回  | 2/1  | ・委員長に芦田委員、部会長に川那部委員(琵琶湖)、寺田委員(淀川)、米山委員(猪名川)を選出。<br>・委員会の情報公開、庶務業務、今後の進め方について審議。  |       |      |   |      |     |  |       |      |   |
| 2001年 | 2回  | 4/12 | ・委員長代理は各部会長が交代で務めることが決定。部会長代理は琵琶湖部会が江頭委員、淀川部会が榊屋委員、猪名川部会が池淵委員に決定。<br>・今後の進め方(審議体制、スケジュール等)について審議。<br>・淀川水系の現状と課題について河川管理者より説明。<br>・当面の作業準備(住民懇談会の設置、開催場所、広報等)について審議。 |       |      |   |      |     |  |       |      |   |
| 2001年 |     |      |  | 1回    | 5/11 | ・委員会、部会の位置づけ、琵琶湖部会の進め方について審議。<br>・琵琶湖の水位管理について河川管理者より説明。<br>・一般傍聴者からの意見聴取。  | 1回   | 5/9 | ・委員会、部会の位置づけ、淀川部会の進め方について審議。<br>・淀川、桂川、木津川の現状について河川管理者より説明。                    | 1回    | 5/23 | ・委員会、部会の位置づけ、猪名川部会の進め方について審議。<br>・猪名川の現状について河川管理者より説明。                      |
| 2001年 | 3回  | 6/18 | ・各部会の開催状況を各部会長、部会長代理が報告。<br>・淀川水系の現状について、河川管理者が前回委員会の補足説明を行った。<br>・淀川水系の現状認識についての委員による意見交換。<br>・一般傍聴者からの意見聴取。  | 2回    | 6/8  | ・琵琶湖北部周辺(丹生ダム、新海浜等)の現地視察。   | 2回   | 6/2 | ・淀川本川筋の上流から下流までの現地視察。  | 2回    | 6/7  | ・猪名川下流域から中流域の現地視察。  |
|       |     |      |  | 3回    | 6/25 | ・琵琶湖南部周辺(洗堰、大津放水路、西の湖等)の現地視察。   |      |     |  | 3回    | 6/21 | ・猪名川上流域(一庫ダム、余野川ダム等)の現地視察と意見交換会を実施。   |
| 2001年 | 4回  | 7/24 | ・流域委員会の今後の検討スケジュール(案)について審議。<br>・淀川水系の環境についての情報提供が委員と河川管理者からあり、その後委員による意見交換を行った。   |       |      |   | 3回   | 7/6 | ・河川環境と河川利用の現状と課題について、河川管理者から説明。<br>・淀川水系の現状認識についての委員による意見交換。<br>・一般傍聴者からの意見聴取。 |       |      |   |
| 2001年 |     |      |  | 4回    | 8/22 | ・琵琶湖の環境について、委員と河川管理者から情報提供。<br>・琵琶湖の環境の現状について、委員による意見交換。<br>・今後の琵琶湖部会の進め方(委員からの情報提供、現地視察等)について審議。<br>・一般傍聴者からの意見聴取。 | 4回   | 8/9 | ・木津川上流(川上ダム予定地、上野遊水池等)の現地視察。   | 4回    | 8/7  | ・猪名川の環境に関して、委員と河川管理者から情報提供。<br>・猪名川の環境をめぐる現状と諸問題について意見交換。<br>・一般傍聴者からの意見聴取。 |
|       |     |      |  | 5回    | 8/11 | ・木津川下流(河川生態学術研究木津川京田辺地区、八幡排水機場等)と桂川下流(松尾地区、流水保全水路鳥羽浄化施設等)の現地視察と意見交換会を実施。  |      |     |  |       |      |   |
|       |     |      |  | 6回    | 8/19 | ・桂川上流(保津峡、日吉ダム等)の現地視察と意見交換会を実施。   |      |     |  |       |      |   |

| 年月    | 委員会 |       |  | 琵琶湖部会       |       |   | 淀川部会 |       |   | 猪名川部会 |       |   |
|-------|-----|-------|--|-------------|-------|---|------|-------|---|-------|-------|---|
|       | 回   | 開催日   | 内容   | 回           | 開催日   | 内容  | 回    | 開催日   | 内容  | 回     | 開催日   | 内容  |
| 2009年 | 5回  | 9/21  | ・淀川水系における人と川との関わりについて、委員と河川管理者から情報提供。<br>・人と川との関わりを中心とした、委員による意見交換。              |             |       |   | 7回   | 9/10  | ・川と人との関わりを中心とした淀川水系の現状について、委員と河川管理者から情報提供。<br>・川と人との関わりを中心とした、委員による意見交換。<br>・一般傍聴者からの意見聴取。                      |       |       |   |
| 2010年 |     |       |  | 5回          | 10/12 | ・淀川水系(琵琶湖等)の環境、人と川との関わりについて、委員と河川管理者から情報提供。<br>・検討すべき課題について、委員からの意見陳述と意見交換。<br>・一般傍聴者からの意見聴取。   | 8回   | 10/31 | ・委員からの話題提供。<br>・河川管理者からの情報提供。<br>・淀川部会での検討課題についての意見交換。<br>・一般傍聴者からの意見聴取。  | 5回    | 10/9  | ・猪名川の現状(人と川との関わり等)について、委員と河川管理者から情報提供。<br>・猪名川の現状と諸問題、猪名川モデルの骨子(案)について意見交換。<br>・一般傍聴者からの意見聴取。 |
| 2011年 | 6回  | 11/29 | ・各部会からの報告が各部長からあった。<br>・淀川水系における現状と課題・方向性について委員からの意見発表と意見交換。<br>・今後の検討課題等について審議。 | 6回          | 11/1  | ・琵琶湖を中心とする淀川水系の現状(環境、人と川との関わり)について委員から情報提供。<br>・検討すべき課題についての意見交換。<br>・一般傍聴者からの意見聴取。   | 9回   | 11/26 | ・検討すべき課題について、委員による意見交換。<br>・住民意見の聴取・反映方法について委員による意見交換。  |       |       |   |
|       |     |       |  | 7回★         | 11/20 | ・琵琶湖西、安曇川を河口部から源流域まで(安曇川人工河川、生杉口、北川ダムサイト等)現地視察。<br>・地域住民に安曇川の現状と課題等についての説明。   |      |       |   |       |       |   |
| 2012年 |     |       |  | 8回          | 12/21 | ・琵琶湖を中心とする淀川水系の現状(環境、人と川との関わり)について委員から情報提供。また河川管理者から、これまでの部会における委員発言に対応する資料を提出。<br>・今後の検討課題についての意見交換。<br>・住民意見の聴取・反映方法について、流域委員会で実施した一般意見募集についての報告。<br>・一般傍聴者からの意見聴取。 | 10回  | 12/17 | ・検討課題について、治水・防災など個別項目に関して議論。<br>・住民意見の聴取・反映方法について、流域委員会で実施した一般意見募集についての報告が行われ、淀川部会での対応について議論。<br>・一般傍聴者からの意見聴取。 | 6回    | 12/18 | ・検討課題について、治水など個別項目に関して議論。<br>・住民意見の聴取・反映方法について、流域委員会で実施した一般意見募集についての報告。<br>・一般傍聴者からの意見聴取。     |
|       |     |       |  | 意見の聴取のための試会 | 12/21 | ・第8回部会終了後、一般からの意見聴取の試行のための会が行われ、計115名が参加。そのうち一般の方17名から発言があり、それに対し委員からも質問を実施。  |      |       |   |       |       |   |

| 年月    | 委員会 |      |   | 琵琶湖部会  |      |   | 淀川部会 |      |  | 猪名川部会 |      |  |
|-------|-----|------|---|--|------|---|------|------|--|-------|------|--|
|       | 回   | 開催日  | 内容  | 回  | 開催日  | 内容  | 回    | 開催日  | 内容   | 回     | 開催日  | 内容   |
| 2002年 |     |      |   | 9回   | 1/24 | <ul style="list-style-type: none"> <li>今後の部会の進め方について議論。</li> <li>検討課題に関する委員からの話題提供。</li> <li>検討課題（総論）についての意見交換。</li> <li>住民意見の聴取・反映方法について、12/21の試行のための会についての報告と今後の聴取等の方法について議論。</li> </ul>  | 11回  | 1/26 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○前半 <ul style="list-style-type: none"> <li>10名の一般の方による意見発表（昨年12月に実施した一般意見募集応募者から選出された方々による意見発表）が行われた後、委員との質疑応答。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul> </li> <li>○後半 <ul style="list-style-type: none"> <li>今後の部会の進め方について議論。</li> <li>検討課題（治水等）について、河川管理者から情報提供が行われた後、委員による意見交換。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul> </li> </ul> | 7回    | 1/18 | <ul style="list-style-type: none"> <li>中間とりまとめに向けての意見交換。</li> <li>総合治水対策、流域の保水能力等について、河川管理者から説明後、治水の基本的方向について議論。</li> <li>次回部会での意見聴取の方法等について意見交換。</li> </ul>   |
|       |     |      |   |  |      |   |      |      |  | 8回    | 1/27 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○前半 <ul style="list-style-type: none"> <li>7名の一般の方による意見発表（昨年12月に実施した一般意見募集応募者から選出された方々による意見発表）が行われた後、委員との質疑応答。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul> </li> <li>○後半 <ul style="list-style-type: none"> <li>前半の部に関して意見交換。</li> <li>今後の部会の進め方について議論。</li> <li>検討課題（環境等）について、河川管理者から情報提供が行われた後、委員による意見交換。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul> </li> </ul> |
| 2002年 | 7回  | 2/1  | <ul style="list-style-type: none"> <li>各部会からの報告。</li> <li>利水等について河川管理者から情報提供が行われた後、委員による意見交換。</li> <li>一般からの意見聴取について、昨年12月に実施した一般意見募集についての結果報告と、今後の対応について意見交換。</li> <li>中間とりまとめの進め方について意見交換。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul>  | 10回  | 2/19 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○前半 <ul style="list-style-type: none"> <li>意見聴取・反映に関する試みの会（昨年12月に実施した一般意見募集応募者から選出された6名の方々による意見発表および委員との質疑応答）。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul> </li> <li>○後半 <ul style="list-style-type: none"> <li>検討課題（総論、治水等）に関する議論。</li> <li>一般意見の聴取・反映に関する意見交換。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul> </li> </ul> | 12回  | 2/5  | <ul style="list-style-type: none"> <li>治水・防災に関する検討課題についての意見交換。</li> <li>利水等について河川管理者からの情報提供が行われた後、委員による利用（利水、河川数利用）についての意見交換。</li> <li>中間とりまとめについての意見交換。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul>   | 9回    | 2/15 | <ul style="list-style-type: none"> <li>検討課題に関する委員からの情報提供。</li> <li>利水および利用等について河川管理者から情報提供が行われた後、委員による意見交換。</li> <li>部会としての中間とりまとめに関する意見交換。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul>  |
|       |     | 8回   | 2/21  | <ul style="list-style-type: none"> <li>中間とりまとめの骨子について意見交換。</li> <li>検討課題（治水、環境等）について意見交換。</li> <li>第9回委員会を実施する一般からの意見聴取について意見交換。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul> |      |   |      |      |  |       |      |  |
| 2002年 | 9回  | 3/30 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○前半（ご意見をお伺いする会） <ul style="list-style-type: none"> <li>これまでに流域委員会に意見を寄せて頂いた方から選出された9名の方々による意見発表および委員との意見交換。</li> <li>一般からの意見聴取</li> </ul> </li> <li>○後半（会議） <ul style="list-style-type: none"> <li>各部会から中間とりまとめの状況について報告。</li> <li>委員会の中間とりまとめについて、作業部会から示された案を元に総合的に意見交換。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul> </li> </ul> | 11回  | 3/13 | <ul style="list-style-type: none"> <li>第8回委員会の報告。</li> <li>作業部会から示された、部会としての中間とりまとめの枠組みを元に、治水・利水・環境等の融合領域に関する検討課題等も含め総合的に議論。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul>  | 13回  | 3/14 | <ul style="list-style-type: none"> <li>第8回委員会の報告。</li> <li>部会としての中間とりまとめについて、作業部会から示された案を元に、総合的に意見交換。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul>  | 10回   | 3/4  | <ul style="list-style-type: none"> <li>第8回委員会の報告。</li> <li>部会としての中間とりまとめについて、作業部会から示された案を元に、総合的に意見交換。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul>  |

| 年月          | 委員会   |      |  | 琵琶湖部会 |      |   | 淀川部会 |      |  | 猪名川部会 |      |   |
|-------------|-------|------|--|-------|------|---|------|------|--|-------|------|---|
|             | 回     | 開催日  | 内容   | 回     | 開催日  | 内容  | 回    | 開催日  | 内容   | 回     | 開催日  | 内容  |
| 2002年<br>4月 |       |      |  | 12回   | 4/7  | <ul style="list-style-type: none"> <li>第9回委員会の報告。</li> <li>作業部会における議論の状況、とりまとめ（案）の概要が報告された後、前文、主な施策別計画、整備の方向性、ダム問題の取り扱い、住民と行政との連携等全般に渡って意見交換。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul>           | 14回  | 4/5  | <ul style="list-style-type: none"> <li>第9回委員会の報告。</li> <li>河川管理者から大戸川ダム建設事業、川上ダム建設事業の現状について説明が行われ、その後委員との質疑応答。</li> <li>中間とりまとめ（案）について説明が行われた後、淀川流域各河川の現状・問題点、整備計画の基本的な視点、計画策定や推進のあり方等、全般に渡って意見交換。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul> |       |      |   |
|             | 第1回   | 4/11 | <ul style="list-style-type: none"> <li>委員会、部会よりそれぞれの間とりまとめ状況と内容について報告が行われたのち、委員による意見交換。</li> <li>その後、各部会ごとに分かれて部会検討会を開催し、勉強会での意見を受けた、部会の中とりまとめについて審議。</li> </ul>               |       |      |   |      |      |  |       |      |   |
|             | 10回   | 4/26 | <ul style="list-style-type: none"> <li>委員会の中間とりまとめ（案）の説明が行われ、とりまとめの最終確定に向けて文言の修正等について意見交換。</li> <li>今後の委員会の活動内容について確認。</li> <li>委員の追加について審議。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul> |       |      |   |      |      |  |       |      |   |
| 2002年<br>5月 | 11回   | 5/15 | <ul style="list-style-type: none"> <li>委員会の中間とりまとめ（確定版020509）について、河川管理者との意見交換。</li> <li>今後の委員会の活動内容について確認。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul>                                   | 13回   | 5/12 | <ul style="list-style-type: none"> <li>第10回委員会の報告。</li> <li>琵琶湖部会中間とりまとめの最終確定に向けて文言の修正等について意見交換。</li> <li>今後の部会の活動について確認。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul>                               | 15回  | 5/27 | <ul style="list-style-type: none"> <li>第14回淀川部会以降の部会の活動の報告。</li> <li>第10回、11回委員会の報告。</li> <li>中間とりまとめについて河川管理者との意見交換。</li> <li>今後の活動についての議論。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul>   |       |      |   |
|             | 12回   | 6/6  | <ul style="list-style-type: none"> <li>各部会からの報告。</li> <li>委員会中間とりまとめについて河川管理者との意見交換。</li> <li>今後の活動内容について委員による意見交換。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul>                          | 14回   | 6/4  | <ul style="list-style-type: none"> <li>「ご意見をお伺いする会」として、琵琶湖の水環境に詳しい方やダム計画に伴い移転された方々に意見を伺った。</li> <li>鷺見集落跡等の高時川上流部の現地視察。</li> <li>地元の方等との意見交換。</li> <li>今後の部会の進め方について委員による意見交換。</li> </ul> | 16回  | 6/24 | <ul style="list-style-type: none"> <li>第12回委員会の報告。</li> <li>淀川部会中間とりまとめに関する意見交換。</li> <li>今後の活動内容についての議論。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul>  | 11回   | 6/11 | <ul style="list-style-type: none"> <li>第9～12回委員会の報告。</li> <li>猪名川部会中間とりまとめについて河川管理者との意見交換。</li> <li>今後の活動内容について委員による意見交換。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul> |
| 2002年<br>6月 |       |      |  | 15回   | 6/17 | <ul style="list-style-type: none"> <li>第12回委員会の報告。</li> <li>琵琶湖部会中間とりまとめ（020509）に関する意見交換。</li> <li>今後の活動内容についての議論。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul>                                      |      |      |  |       |      |   |
|             | シンウボム | 6/23 | <p>テーマ：わたしたちが変える『琵琶湖・淀川の未来』</p> <p>出演者：芦田委員長、寺田委員、池淵委員、嘉田委員、川上委員、遙洋子さん（ゲスト）、近藤三津枝さん（コーディネータ）</p> <p>プログラム：①あいさつ ②淀川水系流域委員会からの報告 ③パネルディスカッション</p>                               |       |      |   |      |      |  |       |      |   |

| 年月          | 委員会         |      |   | 琵琶湖部会             |      |  | 淀川部会  |  |   | 猪名川部会   |                              |   |
|-------------|-------------|------|---|-------------------|------|--|---|--|---|---|------------------------------|---|
|             | 回           | 開催日  | 内容  | 回                 | 開催日  | 内容   | 回   | 開催日  | 内容  | 回   | 開催日                          | 内容  |
| 2002年<br>7月 | 13回         | 7/30 | <ul style="list-style-type: none"> <li>各部会、WGからの報告。</li> <li>今後の委員会の進め方について議論。</li> <li>河川管理者およびWGからの情報提供と意見交換。</li> <li>規約の改正について議論。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul> | 16回               | 7/4  | <ul style="list-style-type: none"> <li>琵琶湖部会中間とりまとめの最終確定に向けて論点別に意見交換。</li> <li>今後の部会の活動について確認。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul> | 17回   | 7/31   | <ul style="list-style-type: none"> <li>第13回委員会の報告。</li> <li>今後の部会の進め方について議論。</li> <li>河川管理者との意見交換。</li> <li>一般意見聴取の会（現地対話集会）について議論。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul> | 12回   | 7/11                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>委員会および他部会の活動の報告。</li> <li>中間とりまとめについて河川管理者との意見交換。</li> <li>今後の活動についての議論。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul> |
|             | 2002年<br>8月 |      |   |                   | 17回  | 8/8  | <ul style="list-style-type: none"> <li>委員会、各WGからの報告。</li> <li>今後の部会の活動について確認。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul> | 第1回  | 8/28  | <ul style="list-style-type: none"> <li>淀川水系流域の自治体や消防団、住民の方々を招聘し、「洪水防御・防災」をテーマとした意見をうかがった後、委員との意見交換。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul> | 現地<br>ド<br>ワー<br>ク<br>ス<br>★ | 8/2   |
|             |             |      |   |                   |      |  |   |  |   |   | 13回                          | 8/20  |
| 2002年<br>9月 | 14回         | 9/12 | <ul style="list-style-type: none"> <li>各部会、WGからの報告。</li> <li>「中間とりまとめ」主要論点に関する意見交換（治水、水質、水位管理、水需要管理）</li> <li>最終答申に関する意見交換。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul>           | 現地<br>調<br>査<br>★ | 9/22 | <ul style="list-style-type: none"> <li>丹生ダム計画地周辺のダムサイト予定地、奥川並断層、鷺見地区等を視察。</li> </ul>   | 第2回   | 9/7  | <ul style="list-style-type: none"> <li>淀川水系流域の自治体や河川敷利用団体関係者等を招聘し、「環境」「利用」をテーマとした意見をうかがった後、委員との意見交換。</li> <li>一般傍聴者との意見交換。</li> </ul>                                 | 現地<br>意<br>見<br>交<br>換<br>会<br>★  | 9/21                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>猪名川の「利水、治水、環境（自然）」について、招聘者（住民団体、地域に詳しい市民等）の意見発表と委員との質疑応答</li> <li>一般傍聴者との意見交換。</li> </ul>                  |
|             |             |      |   |                   |      | 第3回  | 9/20  | <ul style="list-style-type: none"> <li>淀川水系流域の自治体や水道関連団体関係者等を招聘し、「水需要管理」をテーマとした意見をうかがった後、委員との意見交換。</li> <li>一般傍聴者との意見交換。</li> </ul>                    |   |   |                              |   |
|             |             |      |   |                   |      | 18回  | 9/24  | <ul style="list-style-type: none"> <li>委員会および委員会WGからの報告。</li> <li>最終提言に関する意見交換・河川管理者からの発表。</li> <li>一般意見聴取・反映方法について。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul> |   |   |                              |   |



| 年月           | 委員会 |       |   | 琵琶湖部会                           |       |  | 淀川部会 |       |  | 猪名川部会 |       |   |
|--------------|-----|-------|---|---------------------------------|-------|--|------|-------|--|-------|-------|---|
|              | 回   | 開催日   | 内容  | 回                               | 開催日   | 内容   | 回    | 開催日   | 内容   | 回     | 開催日   | 内容  |
| 201002年      |     |       |   | 18回                             | 10/3  | <ul style="list-style-type: none"> <li>委員会、部会および委員会WGからの報告。</li> <li>最終提言に関する意見交換。</li> <li>一般からの意見の取り扱いについて議論。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul>                                      | 19回  | 10/29 | <ul style="list-style-type: none"> <li>委員会および委員会WGからの報告。</li> <li>最終提言に関する意見交換。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul>  | 14回   | 10/1  | <ul style="list-style-type: none"> <li>委員会、部会および委員会WGからの報告。</li> <li>最終提言に関する意見交換。</li> <li>最終提言の主要論点に関する情報共有および意見交換。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul>                               |
|              |     |       |   |                                 |       |  |      |       |  | 15回   | 10/17 | <ul style="list-style-type: none"> <li>部会、委員会WGの状況報告及び情報共有</li> <li>最終提言に関する意見交換。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul>   |
|              |     |       |   | 一試<br>般行<br>意の<br>見会<br>聴★<br>取 | 11/4  | <ul style="list-style-type: none"> <li>琵琶湖に関する住民等から「あすの琵琶湖とその集水域の水管理に向けて」をテーマに意見を伺った後、委員との意見交換。</li> <li>一般傍聴者との意見聴取。</li> </ul>   |      |       |  | 16回   | 11/8  | <ul style="list-style-type: none"> <li>今後の部会の進め方について確認。</li> <li>河川管理者から前回部会の委員発言に対応する説明。</li> <li>検討課題に関する議論（治水の目標等）。</li> <li>住民意見の聴取・反映方法について議論。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul> |
| 201012年      |     |       |   | 一試<br>般行<br>意の<br>見会<br>聴★<br>取 | 11/9  | <ul style="list-style-type: none"> <li>一般からの意見発表者3名から意見発表いただいた後、委員との意見交換。</li> <li>会場の一般傍聴者3名から飛び入りで意見発表。</li> <li>委員と意見発表者との意見交換。</li> </ul>  |      |       |  |       |       |   |
|              |     |       |   | 19回                             | 11/9  | <ul style="list-style-type: none"> <li>他部会、委員会WGの状況報告および情報共有。</li> <li>最終提言に関する意見交換。</li> <li>住民意見聴取・反映に関する提言についての説明と意見交換。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul>                           |      |       |  |       |       |   |
|              |     | 11/13 | <ul style="list-style-type: none"> <li>他部会、委員会WGの状況報告および情報共有。</li> <li>提言（修正素案）についての意見交換。</li> <li>住民意見の聴取・反映に関する提言についての意見交換。</li> <li>今後の進め方についての確認。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul> | 拡大<br>委員<br>会                   |       |  |      |       |  |       |       |   |
| 201002月<br>年 | 15回 | 12/5  | <ul style="list-style-type: none"> <li>部会および委員会WGからの状況報告。</li> <li>河川管理者としての府県との質疑応答。</li> <li>提言（案）に関する意見交換。</li> <li>河川管理者からの報告（委員の任期について等）</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul>         | 20回                             | 12/14 | <ul style="list-style-type: none"> <li>委員会および各部会の状況報告。</li> <li>提言（案）に関する意見交換（「4-6ダムのあり方について」等）。</li> <li>一般意見聴取・反映について意見交換。</li> <li>今後の進め方についての確認。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul> | 20回  | 12/13 | <ul style="list-style-type: none"> <li>委員会および各部会の状況報告。</li> <li>提言（案）に関する意見交換（「4-6ダムのあり方について」等）。</li> <li>今後の進め方についての確認。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul> | 17回   | 12/12 | <ul style="list-style-type: none"> <li>委員会および各部会の状況報告。</li> <li>提言（案）に関する意見交換。</li> <li>今後の進め方についての確認。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul>  |

|       |       |      |   |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-------|-------|------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 2003年 | 16回   | 1/17 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・提言(案)に関する意見交換後、提言を確定。</li> <li>・今後の進め方についての確認。</li> <li>・一般傍聴者からの意見聴取。</li> <li>・終了後、記者説明会を実施。</li> </ul> |  |  |  |  |  |  |  |  |
|       | 提言説明会 | 1/18 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般の方々に向けて提言の内容を説明。</li> <li>・流域住民と委員の意見交換。</li> </ul>   |  |  |  |  |  |  |  |  |

注：★は現地視察です。

●原案審議段階

| 会議<br>年月 | 委員会 |      |  | 地域別部会      |      |   | テーマ別部会     |      |   |
|----------|-----|------|--|------------|------|---|------------|------|---|
|          | 回   | 開催日  | 内容   | 回          | 開催日  | 内容  | 回          | 開催日  | 内容  |
| 2003年    | 17回 | 1/24 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・確定した提言に対する反対・補充意見の取り扱いについて。</li> <li>・河川管理者から「説明資料(第1稿)」の説明と委員との質疑応答。</li> <li>・原案審議の進め方について。</li> <li>・一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul>   | 21回<br>琵琶湖 | 1/29 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会、他部会および提言に関する報告。</li> <li>・原案審議の進め方について</li> <li>・河川管理者より「説明資料(第1稿)」に関する意見聴取状況についての説明後、意見交換。</li> <li>・一般からの意見聴取・反映について</li> <li>・一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul> |            |      |   |
| 2003年    | 18回 | 2/24 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会、各部会からの状況報告。</li> <li>・河川管理者から「説明資料(第1稿)」の説明と委員との質疑応答。</li> <li>・一般からの意見聴取・反映について。</li> <li>・原案審議の進め方について。</li> <li>・テーマ別部会および規約の改正について。</li> <li>・一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul> |            |      |   | 1回<br>住民参加 | 2/24 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・部会での検討事項およびスケジュールについて。</li> <li>・提言別冊版のとりまとめについて。</li> <li>・原案の検討の進め方について。</li> <li>・河川管理者が実施中の意見聴取への助言。</li> </ul> |

2003年3月

|     |      |   |  |  |  |  |             |      |  |
|-----|------|---|--|--|--|--|-------------|------|--|
| 19回 | 3/27 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第18回委員会以降の状況報告。</li> <li>・「説明資料（第1稿）」に関する意見交換。</li> <li>・各テーマ別部会からの報告。</li> <li>・委員の辞任と追加について審議。</li> <li>・一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul> |  |  |  |  | 1回<br>治水    | 3/8  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・部会長からのあいさつおよび委員の紹介後、部会長代理を選出。</li> <li>・部会での検討事項およびスケジュールについての説明。</li> <li>・「説明資料（第1稿）」に関する意見交換。</li> <li>・一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul>  |
|     |      |   |  |  |  |  | 2回<br>治水    | 3/27 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「説明資料（第1稿）」に関する意見交換。</li> <li>・一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul>  |
|     |      |   |  |  |  |  | 1回<br>利水    | 3/8  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・部会長からのあいさつおよび委員の紹介後、部会長代理を選出。</li> <li>・部会での検討事項およびスケジュールについての説明。</li> <li>・「説明資料（第1稿）」に関する意見交換。</li> <li>・一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul>  |
|     |      |   |  |  |  |  | 2回<br>利水    | 3/27 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第18回委員会以降の状況報告。</li> <li>・「説明資料（第1稿）」に関する意見交換。</li> <li>・一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul>  |
|     |      |   |  |  |  |  | 1回<br>環境・利用 | 3/8  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・部会長からのあいさつおよび委員の紹介後、部会長代理を選出。</li> <li>・部会での検討事項およびスケジュール、検討班の設置などについての説明。</li> <li>・「説明資料（第1稿）」に関する意見交換。</li> <li>・一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul>                                   |
|     |      |   |  |  |  |  | 2回<br>環境・利用 | 3/27 | <p>(前半)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境、水質、利用の3つの検討班に分かれて、「説明資料（第1稿）」に関する意見交換。</li> </ul> <p>(後半)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体での審議を行った。</li> <li>・各検討班のリーダーより検討内容について報告。</li> </ul> |
|     |      |   |  |  |  |  | 2回<br>住民参加  | 3/27 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第18回委員会以降の状況報告。</li> <li>・「説明資料（第1稿）」に関する意見交換。</li> <li>・住民参加に関する提言について。</li> <li>・今後の進め方について。</li> <li>・一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul>  |

|             |     |      |   |                            |             |   |  |      |   |
|-------------|-----|------|---|----------------------------|-------------|---|--|------|---|
| 2003年<br>4月 | 20回 | 4/21 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・テーマ別部会についての状況報告。</li> <li>・今後の進め方について。</li> <li>・河川管理者より「説明資料(第1稿)」のダム部分(川上ダム、天ヶ瀬ダム)に関する説明。</li> <li>・一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul>  |                            | 3回<br>治水    | 4/10  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会、テーマ別部会の報告。</li> <li>・「説明資料(第1稿)」に関する意見交換。</li> <li>・今後の進め方について。</li> <li>・一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul>                                     |      |   |
|             |     |      |   |                            | 4回<br>治水    | 4/14  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会、テーマ別部会の報告。</li> <li>・説明資料(第1稿)に関する意見交換。</li> <li>・今後の進め方について。</li> <li>・一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul>                                       |      |   |
|             |     |      |   |                            | 3回<br>環境・利用 | 4/10  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会、テーマ別部会の報告。</li> <li>・「説明資料(第1稿)」に関する意見交換。</li> <li>・今後の進め方について。</li> <li>・一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul>                                     |      |   |
|             |     |      |   |                            | 4回<br>環境・利用 | 4/17  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会、テーマ別部会の状況報告。</li> <li>・「説明資料(第1稿)」に関する意見交換。</li> <li>・一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul>   |      |   |
|             |     |      |   |                            | 3回<br>住民参加  | 4/11  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会、テーマ別部会の報告。</li> <li>・「説明資料(第1稿)」に関する意見交換。</li> <li>・住民意見の聴取・反映に関する提言について意見交換。</li> <li>・今後の進め方について。</li> <li>・一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul> |      |   |
|             |     |      |   |                            | 4回<br>住民参加  | 4/18  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会、テーマ別部会の状況報告。</li> <li>・住民意見の聴取・反映に関する提言についての意見交換。</li> <li>・一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul>   |      |   |
|             |     |      |   |                            | 3回<br>利水    | 4/14  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会、テーマ別部会の報告。</li> <li>・「説明資料(第1稿)」に関する意見交換。</li> <li>・今後の進め方について。</li> <li>・一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul>                                     |      |   |
| 2003年<br>5月 | 21回 | 5/16 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会、各部会の状況報告。</li> <li>・住民意見の聴取・反映についての提言に関する意見交換。</li> <li>・河川管理者より「説明資料(第1稿)」のダム部分(丹生ダム、大戸川ダム、余野川ダム)に関する説明と質疑応答。</li> <li>・今後の進め方について。</li> <li>・一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul> | 22回<br>琵琶湖                 | 5/19        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会、他部会の状況報告。</li> <li>・「説明資料(第1稿)」および「具体的な整備内容シート(第1稿)」について、テーマ別部会での検討を参考にしての議論。</li> <li>・今後の進め方について。</li> <li>・一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul>                | 5回<br>住民参加   | 5/27 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会、テーマ別部会の状況報告。</li> <li>・「説明資料(第1稿)」および「具体的な整備内容シート(第1稿)」について議論。</li> <li>・一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul> |
|             |     |      |   | ★琵琶湖<br>一般意見<br>聴取試行<br>の会 | 5/25        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・テーマ：これからの琵琶湖と川とダムを考える若者討論会</li> <li>・6名の発表者から意見発表が行われ、その後委員との質疑応答が行われた。</li> <li>・「若者の視点の特徴とは」等の論点を元に、発表者、委員、一般傍聴者の中で自由討論が行われた。</li> </ul>                | 5回<br>環境・利用  | 5/29 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会、テーマ別部会の状況報告。</li> <li>・「説明資料(第1稿)」および「具体的な整備内容シート(第1稿)」について議論。</li> <li>・一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul> |
| 2003年<br>6月 | 22回 | 6/20 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会、各部会の状況報告。</li> <li>・今後の進め方について。</li> <li>・河川管理者より「説明資料(第2稿)」に関する説明と質疑応答。</li> <li>・一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul>   | 23回<br>琵琶湖                 | 6/10        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会、他部会の状況報告。</li> <li>・「説明資料(第1稿)」および「具体的な整備内容シート(第1稿)」および「4/21および5/16委員会でのダムに関する説明資料」に関する意見交換。</li> <li>・今後の進め方について。</li> <li>・一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul> |  |      |   |

|             |     |      |   |                               |      |  |             |      |  |
|-------------|-----|------|---|-------------------------------|------|--|-------------|------|--|
| 2003年<br>7月 | 23回 | 7/12 | <ul style="list-style-type: none"> <li>委員会、各部会の状況報告。</li> <li>「説明資料(第2稿)」の検討についてテーマ別部会での議論を元にした意見交換。</li> <li>河川管理者からの要請に対する回答について(対話集会およびファシリテーター)。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul>  | 18回<br>猪名川                    | 7/1  | <ul style="list-style-type: none"> <li>委員会、他部会の状況報告。</li> <li>「説明資料(第2稿)」に関する意見交換。</li> <li>今後の進め方について。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul>  |             |      |  |
|             |     |      |   | 21回<br>淀川                     | 7/5  | <ul style="list-style-type: none"> <li>委員会、他部会の状況報告。</li> <li>「説明資料(第2稿)」に関する意見交換。</li> <li>今後の進め方について。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul>  |             |      |  |
|             |     |      |   | 24回<br>琵琶湖                    | 7/18 | <ul style="list-style-type: none"> <li>委員会、他部会の状況報告。</li> <li>「説明資料(第2稿)」の検討について。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul>  |             |      |  |
|             |     |      |   | ★琵琶湖<br>一般意見<br>聴取試行<br>の会    | 7/19 | <ul style="list-style-type: none"> <li>テーマ：これからの琵琶湖と川とダムを考える若者討論会No.2</li> <li>6名の発表者から意見発表が行われ、その後委員との質疑応答が行われた。</li> <li>「発表の内容」や「丹生ダム」について、発表者、委員、一般傍聴者の間で意見交換が行われた。</li> </ul>       |             |      |  |
| 2003年<br>8月 |     |      |   | 26回<br>琵琶湖                    | 8/25 | <ul style="list-style-type: none"> <li>委員会、他部会の状況報告。</li> <li>部会のとりまとめに関する意見交換。</li> <li>今後の進め方について。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul>   | 6回<br>環境・利用 | 8/25 | <ul style="list-style-type: none"> <li>委員会、他部会の状況報告。</li> <li>部会のとりまとめに関する意見交換。</li> <li>今後の進め方について。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul>   |
|             |     |      |   | 22回<br>淀川                     | 8/26 | <ul style="list-style-type: none"> <li>委員会、他部会の状況報告。</li> <li>部会のとりまとめに関する意見交換。</li> <li>今後の進め方について。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul>   | 5回<br>治水    | 8/25 | <ul style="list-style-type: none"> <li>委員会、他部会の状況報告。</li> <li>部会のとりまとめに関する意見交換。</li> <li>今後の進め方について。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul>   |
|             |     |      |   | ★琵琶湖・淀川<br>一般意見<br>聴取試行<br>の会 | 8/30 | <ul style="list-style-type: none"> <li>テーマ：これからの琵琶湖と川とダムを考える若者討論会No.3</li> <li>5名の発表者から意見発表が行われ、その後委員との質疑応答が行われた。</li> <li>「発表の内容」や「上下流の意識の違い」等について、発表者、委員、一般傍聴者の間で意見交換が行われた。</li> </ul> | 6回<br>住民参加  | 8/28 | <ul style="list-style-type: none"> <li>委員会、他部会の状況報告。</li> <li>部会のとりまとめに関する意見交換。</li> <li>今後の進め方について。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul>   |
| 2003年<br>9月 | 24回 | 9/5  | <ul style="list-style-type: none"> <li>委員会、各部会の状況報告。</li> <li>各テーマ別部会および地域別部会からのとりまとめ案の報告と河川管理者との質疑応答。</li> <li>河川管理者からの淀川水系河川整備計画基礎原案の説明および委員との意見交換。</li> <li>意見書とりまとめの進め方について。</li> <li>一般意見への対応、河川管理者からの要請に対する回答(対話集会とファシリテーターについて)について。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul> | 19回<br>猪名川                    | 9/2  | <ul style="list-style-type: none"> <li>委員会、他部会の状況報告。</li> <li>部会意見のとりまとめに向けた意見交換。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul>  | 4回<br>利水    | 9/2  | <ul style="list-style-type: none"> <li>委員会、他部会の状況報告。</li> <li>部会意見のとりまとめに向けた意見交換。</li> <li>寺川委員からの「水マネジメント懇談会」に関する意見の説明と河川管理者との質疑応答。</li> <li>寺田委員より福岡の節水に関する条例のヒアリングが提案された。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul> |
|             | 25回 | 9/30 | <ul style="list-style-type: none"> <li>委員会、各部会についての状況報告</li> <li>基礎原案に関する意見書とりまとめに向けての意見交換。</li> <li>今後の進め方について。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul>  | 26回<br>琵琶湖                    | 9/24 | <ul style="list-style-type: none"> <li>委員会、他部会および作業部会の状況報告。</li> <li>意見書とりまとめに向けた意見交換。</li> <li>これまでに開催した一般意見聴取試行の会についての報告。</li> <li>一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul>                            |             |      |  |

|               |     |       |  |            |          |  |   |       |  |
|---------------|-----|-------|--|------------|----------|--|---|-------|--|
| 201003月<br>年  | 26回 | 10/29 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会、各部会についての状況報告</li> <li>・淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書とりまとめに向けての意見交換。</li> <li>・今後の進め方について。</li> <li>・一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul>                         | 20回<br>猪名川 | 10/9     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会、各地域別、テーマ別部会の状況報告。</li> <li>・淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書についての意見交換。</li> <li>・今後の進め方について。</li> <li>・一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul>                       | 7回<br>環境・利用   | 10/15 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会、各地域別、テーマ別部会の状況報告。</li> <li>・淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書についての意見交換。</li> <li>・今後の進め方について。</li> <li>・一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul> |
|               |     |       |  | 23回<br>淀川  | 10/13    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会、各地域別、テーマ別部会の状況報告。</li> <li>・淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書についての意見交換(整備内容シート及び部会とりまとめについて)。</li> <li>・今後の進め方について。</li> <li>・一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul> | 7回<br>住民参加  | 10/23 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会、各地域別、テーマ別部会の状況報告。</li> <li>・淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書の部会意見とりまとめに向けた意見交換。</li> <li>・一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul>              |
|               |     |       |  | 27回<br>琵琶湖 | 10/23    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会、各地域別、テーマ別部会の状況報告。</li> <li>・淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書についての意見交換(琵琶湖部会意見について)。</li> <li>・河川管理者開催の住民対話集会について。</li> <li>・一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul>  | 6回<br>治水  | 10/24 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会、各地域別、テーマ別部会の状況報告。</li> <li>・淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書の部会意見とりまとめに向けた意見交換。</li> <li>・一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul>              |
|               |     |       |  |            | 5回<br>利水 | 10/24  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会、各地域別、テーマ別部会の状況報告。</li> <li>・淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書の部会意見とりまとめに向けた意見交換。</li> <li>・一般傍聴者からの意見聴取。</li> </ul> |       |  |
| 2010023月<br>年 | 27回 | 12/9  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見書とりまとめまでの経緯について説明。</li> <li>・淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書の説明と承認。</li> <li>・今後の淀川水系流域委員会について説明。</li> <li>・一般傍聴者からの意見聴取。</li> <li>・今後の予定の確認。</li> </ul> |            |          |  |   |       |  |

★は現地視察です

(参 考 ③) 淀川水系流域委員会とは

国土交通省では、平成9年の河川法改正に伴い、「河川整備基本方針」「河川整備計画」を策定することとなりました。近畿地方整備局では、今後20～30年間の具体的な河川整備の内容を示す河川整備計画を策定するにあたり、学識経験者や住民の皆様から意見を頂いて、各水系において「流域委員会」の設置を予定しています。

淀川水系では、この流域委員会の設置に先立ち「淀川水系流域委員会準備会議」（議長：芦田和男京大名誉教授）を設置し、平成13年1月、準備会議より淀川水系流域委員会のあり方についての答申をいただきました。

近畿地方整備局では、この準備会議からの答申を受け、平成13年2月1日、「淀川水系流域委員会」を設立し、今後、次のような事項を委員会で審議して頂くことになっています。

- ・ 淀川水系河川整備計画（基礎原案）への意見
- ・ 関係住民の意見聴取方法
- ・ 関係住民などの意見聴取の反映方法
- ・ 流域委員会の公開について

等

No.28

2004年3月発行

# 淀川水系 流域委員会 委員会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

## CONTENTS

- 第28回委員会の内容……………P.1
- 第28回委員会の説明資料より 抜粋……………P.3
- 配付資料リスト……………P.13
- 委員会 委員リスト……………P.15
- これまで開催された会議等について……………P.17
- 配付資料及び意見書の閲覧・入手方法・ご意見受付……………P.18

平成16年2月26日(木)、第28回委員会が行われました。



【京都市勤業館 みやこめっせにて】



## 第28回委員会の内容

前回委員会以降の状況報告が行われた後、資料2-2『河川管理者からの質問(「淀川水系流域委員会意見書平成15年12月」)に対する疑問点・質問)への回答(案)040226版』について意見交換が行われ、その回答案の一部を修正して回答とすることが承認されました。

### 第28回委員会結果報告

庶務作成

開催日時：2004年2月26日(木) 16:05~18:05

場所：京都市勤業館「みやこめッセ」B1階 第1展示場

参加者数：委員32名、河川管理者17名、一般傍聴者225名

#### 1 決定事項

- 資料2-2「河川管理者からの質問への回答(案)040226版」は、質問8に対する回答案の一部(P9,10)を修正して回答とする。
- 今回の委員会は、基礎案が策定された時点で開催する。
- 河川管理者が開催している対話討論会に関する意見交換の場(対話討論会のファシリテーターと流域委員会委員の参加を想定)を設ける方向で検討する。

#### 2 審議の概要

##### ①第27回委員会以降の状況報告

資料1「前回委員会(12/9)以降の状況報告」を用いて報告が行われた。

##### ②河川管理者からの質問に対する回答について意見交換

資料2-1「河川管理者からの質問に対する回答作成の経緯」について確認後、資料2-2「河川管理者からの質問(『淀川水系流域委員会意見書平成15年12月』)に対する疑問点・質問)への回答(案)040226版」を用いて、各回答担当者(委員)より説明が行われ、意見交換が行われた。回答内容については概ね河川管理者に理解頂き、「1 決定事項」で記したとおり決定された。各回答における主な意見は次の通り。

##### <質問1について>

- 回答内容は理解した。基礎原案に記した、モニタリングの実施、情報の一元化と公表などを実施するなかで考えていきたい。(河川管理者)

##### <質問2について>

- 回答内容は理解したが、地域の指定もやりすぎるとゾーニングと同じになってしまうように感じるので、どういう形にするかは今後検討したい。(河川管理者)

##### <質問3,10,15,16について>

- 回答内容は理解した。資料2-3に掲載されている委員意見も参考にしたい。(河川管理者)

##### <質問5について>

- 陸開の閉鎖時期に関しては、高潮が引いていくかどうかの予測は気圧や風など様々な要因が関係するため、難しい問題であるが、問題意識を持ってほしい、という意見、回答と理解した。(河川管理者)

##### <質問7について>

- 「今後、スポーツ施設は新たに河川敷に設置しない」とすることは、河川保全利用委員会(仮称)の審議の自由度を制限することにもなる。縮小を基本としながらも、地域ごとに事情は異なるため、現時点で「一律に認めない」とするのは言い過ぎではないか。(河川

管理者)

→委員会の希望としては、個々の案件は河川保全利用委員会の審議にお任せするが、基本方針として、提言や意見書に記した趣旨で行ってほしい、ということ。「絶対にだめだ」とは言えないと思っている。(委員長)

##### <質問8について>

- 琵琶湖の湖棚部における有機性堆積物増加の影響については、これまで認識が薄かった。基本データの収集等、調査・検討を開始したい。(河川管理者)  
→有機性堆積物については、日本自然保護協会が1997年から2001年くらいにかけて利根川、長良川、吉野川等の河口堰周辺などで、堆積厚、粒度組成、有機物の含有率などを調査している。堆積厚を正確に計測する手法も開発されており、参考にされたい。
- 下記修正意見に対応して回答案を修正する。(委員長)
- 琵琶湖総合開発事業の終了年に関する表現に誤りがある(P9)。
- えり網がヘドロで倒れる、という表現を実態に合わせて修正した方がよい(P10)。

##### <質問11について>

- 住民参加のあるべき大綱について、基礎原案の4章で記したつもりであったが、住民参加とは何か、なぜ必要か等についての記載はなかった。今後何らかの形で示す必要があると思う。(河川管理者)

##### <質問14について>

- 人為的水文システムの意味は理解したが、それが面源汚濁負荷の流出抑制にどのように直接的につながるのかが理解できていない。(河川管理者)  
→人為的水文システムを構築していくなかで、浸透や滞留機能が損なわれたり、生態系機能が低下することにより、自然浄化能力が減少することによって有機物が分解されずに河川や湖沼に流れ込むことになる、という点でつながりがある。

##### ③今後の流域委員会について

資料3「今後の流域委員会について」を用いて、今後の日程等の説明が行われ、以下の点について確認された。

- 基礎案は遅くとも4月中には策定してほしい。(委員長)

→現在、自治体、住民からの意見聴取を行っており、全てが揃ってから策定になる。できる限り早期の完成を目指したい。(河川管理者)

- 基礎原案で「調査・検討」とされている水位操作やダム等の結論が、現在の委員の任期中に提出されることを希望する。(委員長)

- 流域委員会の提言を受けて河川管理者が開催されている対話討論会について、対話討論会のファシリテーターと流域委員会委員で改善点、反省点等について意見交換する場を設けたい。意見書を補充するという意味で、河川管理者の参考にもなるだろう。(委員長代理)

##### ④河川管理者主催の対話討論会についての報告

資料4-2「住民対話集会(円卓会議)について」、資料4-3「対話討論会(円卓会議)について」を用いて、琵琶湖河川事務所、大戸川ダム工事事務所、猪名川総合開発工事事務所より対話討論会の開催状況、主な内容について報告が行われた。

##### ⑤一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者1名から、木津川上流河川事務所主催の住民対話集会の開催予定が1回となっている点について意見があり、木津川上流河川事務所長より、「ファシリテーター等との各種調整に時間がかかり、他の河川事務所に比べスタートが遅れた。回数については対話討論会の様子からファシリテーターが判断されることになるが、1回限りで終わる予定ではない。」との返答があった。

以上

※議事内容の詳細については「議事録」をご確認ください。最新の結果報告及び議事録は、ホームページに掲載しております。

## 第28回委員会の説明資料より抜粋

### ■資料2-2より

第28回委員会では、資料2-2『河川管理者からの質問（「淀川水系流域委員会意見書 平成15年12月」に対する疑問点・質問）への回答（案）040226版』をもとに説明が行われ、その一部を修正して回答とすることが承認されました。以下に、説明資料より一部を抜粋して掲載いたします。

### 質問1について

#### <河川管理者からの質問>

##### ○意見書記載内容（2-3頁33行）

しかし基礎原案には、目標がいつ、どのように実現されるかという具体的なプロセスが明示されていない。

##### ○疑問点・質問

「目標がいつ、どのように実現されるかという具体的なプロセスが明示されていない」の「具体的なプロセス」の具体的なイメージは、2-4頁に記載されている「5年または10年といった年限を区切って段階的に達成すべき目標を明確化し、評価を行う」といったことでしょうか。その場合、今後河川整備計画を実行する中でこういったことを行うべきということでしょうか。または、今回基礎案を作成するにあたり記載するべきであるということでしょうか。後者であれば、委員会の審議の中で、その様な目標設定は出来ないことをご説明してまいったところですが、その審議内容をふまえてのご意見ということでしょうか。

#### <回答>

この部分は、流域全体の環境回復という視点をもつことが重要であるという認識のもとに、流域全体の環境回復を図るための「具体的なプロセス」について述べたものです。

「具体的なプロセス」の具体的なイメージは、指摘箇所(2-4頁)に記述した通り、「5年または10年といった年限を区切って段階的に達成すべき目標を明確化し、評価を行う」ということです。

ただし、「基礎案に5年、10年と年限を区切った目標設定を記載することは困難」との河川管理者の見解はよく理解しており、意見書に示しましたように、「当面は目標を実現させるためのプロセスの一段階として琵琶湖・淀川流域全体の環境に関する情報を集約・公表し、事業を中立的立場で評価・検討・総括する常設的な場の設立が不可欠」（2-4頁8行）と考えております。

しかしながら、実際に事業を行う段階では当然「年限を区切った目標設定」がある程度なされることは明らかですので、意見書には、「5年または10年といった年限を区切って段階的に目標を明確化し、評価を行うことが望ましい」（2-4頁19行目）と記しました。

### 質問2について

#### <河川管理者からの質問>

##### ○意見書記載内容（2-5頁24行）

良好な自然が残されている地域や、環境回復を行う必要がある地域等の区分を行うとともに

##### ○疑問点・質問

委員会の審議の中で、「ゾーニングは行わない」旨の議論がなされていましたが、ここでは新たなゾーニングを求めるということでしょうか。

#### <回答>

従来の都市計画等で行われているような「ゾーニング」を新たに求めるということではありません。いわゆる「ゾーニング」という言葉は「利用・開発してよい区域」と「してはいけない区域」を分けるために行うような誤解を受けるため、意見書ではあえて使用せず、「地域の区分」等の表現を用いました。

「地域の区分」は、「利用・開発してよい区域」を定めるものではなく、流域全体の環境の回復を目標とした際に、地域ごとに現在の環境の劣化度合いを把握し、目標とする環境回復の姿を想定して、今どのような手法（保全/回復等）が必要なのかを考え、それを「区域分け」で明確にしておく必要がある、との考えによるものです。

流域すべての地域を何らかの区域に分ける、というイメージではなく、現状にもとづき、明らかに「この地域は保全すべき」「回復すべき」と分かる地域だけでも指定した方が、流域全体の環境回復を効果的に進められます。

河川管理者からの説明で示された「流域全体が保全地域であるという前提で考えている」との表明は重要であると認識しています。しかし、自然度が高く、極めて生物多様性に富んだ地域は、できるだけ人為的な手を加えず自然回復の目標とすべき具体的なイメージづくりの参考にすべき地域であり、また、劣化をできるだけ最小限にとどめる努力をすべき、いわば「特別に保護すべき地域」であります。他方、環境が劣化した地域については、様々な復元手法を用いて本来の生物多様性を回復させる、いわば「緊急に環境回復が求められる地域」といえます。このように、流域全体の環境回復を効果的に進めるためには、地域の状況（現在の劣化度合いと将来像）により、「地域の区分」ごとに異なる手法をもって環境を回復させていくと同時に、回復・復元の優先順位をつけて事業を行う必要があります。

一方、将来にわたって河川管理者が具体的な事業を推進するにあたり、基礎原案に書かれた理念が十分理解されないままに事業が展開される可能性は否定できず、保全・自然再生・修復の美名のもとに新たな自然破壊が進行する危険性も残されています。そのため、少なくとも「特別に保護すべき地域」については新たな人為的干渉（修復工事等）を極力行わないことを保証する必要がある、早急な地域指定が必要だと考えています。これらの地域指定にあたっては、例えば滋賀県の「ヨシ群落保全条例」で群落指定に用いた調査データなど既存の情報をベースに行っていくのが現実的ではないでしょうか。

## 質問7について

### <河川管理者からの質問>

#### ○意見書記載内容 5-2頁8行)

これをさらに推進し、河川管理者は、沿川の自治体に対して、今後は本来河川敷以外で利用するスポーツ施設等は新たに河川敷に設置しないという方針を明示するべきである。

#### ○疑問点・質問

「河川管理者は、沿川の自治体に対して、今後は本来河川敷以外で利用するスポーツ施設等は新たに河川敷に設置しないという方針を明示するべきである。」という記述があるが、これでは新たなスポーツ施設等の設置は一切認めない、「門前払い」ということになるのではないのでしょうか。このことと5-4頁2行目からの「河川保全利用委員会」を地域ごとに設け、住民から広く意見を聴き、個々の案件ごとに判断する、としていることは概ね適切である。」の考え方は異なるのでしょうか。

### <回答>

流域委員会は、意見書において、河川管理者が基礎原案に「本来、河川敷以外で利用するものは縮小する」という方針を掲げたことを高く評価しまして、整備計画の予定する20~30年間に於いて「縮小する」ためには、原則として新たな設置は認めないという方針で臨むことが必要と考えたことによるものです。

個々の案件につきましては、河川保全利用委員会が判断することが適切と考えておりますが、判断に際しては、この基本方針を尊重して慎重に検討されることを期待しています。

したがって、意見書に示しました「河川管理者は、沿川の自治体に対して、今後は本来河川敷以外で利用するスポーツ施設等は新たに河川敷に設置しないという方針を明示するべきである」と『河川保全利用委員会』を地域ごとに設け、住民から広く意見を聴き、個々の案件ごとに判断する、としていることは概ね適切である」との考え方は異ならないと考えています。



## 質問8について

### <河川管理者からの質問>

#### ○意見書記載内容 5-4頁33行)

琵琶湖の湖棚部には有機性堆積物が増加し、琵琶湖の生態系に重大な影響を及ぼしている。

#### ○疑問点・質問

「琵琶湖の湖棚部には有機性堆積物が増加し、琵琶湖の生態系に重大な影響を及ぼしている」とについては、提言では触れられておらず、今回の意見書でご指摘いただきました。

このことに関する情報やデータ、兆候をお持ちであれば、ご教示願います。

### <回答>

本事項は、平成15年9月に淀川水系流域委員会の有志数名が滋賀県の漁業者から受けた説明をもとにした記述で、委員会として具体的な情報・データは持っていません。しかし、今後の河川整備を考える上で重要な問題でありますので、まずデータの確認・収集等によって現状を把握し、生態系に与える影響や原因の分析を行い、何らかの対策が必要であると判断された場合には、積極的な対応をお願いしたいと思います。

なお、委員会が把握している関連するデータ、兆候に関する情報としては以下のものがあります。

### ■データに関する情報

- 滋賀県水産試験場によって昭和44年(1969年)と平成7年(1995年)に琵琶湖の沿岸部の底生生物を中心とした調査が行われており、「琵琶湖沿岸帯調査報告書」としてまとめられています。また、これら2時点の調査をもとにした、30年間の琵琶湖の底質等の変化に関する調査概要(タイトル:「琵琶湖沿岸帯調査報告書」による昭和44年と平成7年の琵琶湖沿岸帯の比較)が滋賀県琵琶湖研究所の所報16号に掲載されています。
- 北湖沿岸部9測線における湖底泥質化調査と微小藻類生息状況調査が記された「北湖沿岸帯湖底泥質化実態調査(平成15年3月)(滋賀県)」があります。
- なお、平成6年(1994年)と平成12年(2000年)の湖岸植生の変化に関する調査概要(タイトル:琵琶湖における夏の濁水と湖岸植生面積の変化)が琵琶湖研究所の所報20号に掲載されていますので併せて情報提供いたします。

### ■兆候に関する情報

- 平成15年9月に淀川水系流域委員会の有志数名で滋賀県の漁業者と会談を行った際に、受けた説明の紹介(会談に参加した委員による説明内容の紹介文) 県漁連の方の開口一番の発言は、「10年前までは年間(水揚高)50億円はあったが、今では10億円に低迷し…、湖面水位の低下と漁場の底にヘドロが2~3mも溜まったまま…ひどい漁業に追い込まれて…」と悲痛な声でした。

県漁連の方が言われる10年前とは、平成4年(1992年)のことで、琵琶湖総合開発事業が昭和47年(1972年)から開始されて終了した年で、同時に洗堰での放(排)水量操作

規則が湖面水位の変動を沈静化させ平準化させるよう改定された年でもあり、それ以後は夏期(5~7月)の在来魚種の産卵期に降雨が少ないと湖面水位が1m以上低下し、在来魚の産卵した魚卵が孵化しなくなったりし始めた年でもありました。

琵琶湖漁業の最盛期であった昭和27~30年(1952~55年)の漁業経営体数は3,100強(1経営体当たり漁業者3~4人乗組み)、その漁獲量は約1万t、昭和55年(1980年)には漁業経営体数および漁獲量ともに丁度半減し、平成11年(1999年)には約2千tに減産し、平成14年(2002年)には約1千t強にまで急減しています。この10年間の実情を県漁連の方々は、次のように訴えました。

『平成7年(1995年)ニゴロブナを20t獲ったのに今年(2003年)は170kg、しか…』『宇曾川(一級河川)河口で7~8統ある「えり」がヘドロのために全くやれない…』『愛知川河口近くの「えり」4統が10年前まで年2億5千万円の水揚(高)があったのに今は2千5百万円が目一杯…、河口周辺に180名程の漁師がいたが、今は20名程となり壊滅状態…』『新旭町(北湖北西部)では最後の「えり」1統が今年(2003年)休漁してしまっただけで、「えり」網がヘドロがまつわりついて毛布のようになり、重みで支柱の竿が倒れるので…』『ヘドロは溜るは、魚は臭くて食えんわ…琵琶湖はドブ(溝)化し…、総合開発で湖水をキレイ(透明化)にするなんて言っておいて…何だったんだ…』『以前、多い年は200統のシジミ底曳網船で2千t獲っていたのにヘドロでシジミが殆んど消えてしまい、今年(2003年)は沖ノ島近くで15統だけがやれただけになり…近く全廃になるでしょう…、以前のような水位変動と強い潮流が戻らんと…、総合開発以前の琵琶湖に戻してもらわんと…』と言うことでした。

### 質問11について

#### <河川管理者からの質問>

##### ○意見書記載内容 9-1頁19行)

①住民参加を形骸化させないため住民参加のあるべき大綱を明示する

##### ○疑問点・質問

「住民参加のあるべき大綱」の具体的なイメージをご教示願います。

#### <回答>

大綱の具体的なイメージは、委員会でも詳細な内容まで固めた訳ではありませんが、住民参加のための基本的な考え方(住民参加とは何か、河川整備計画において住民参加がなぜ必要なのか、この理念はどう生かされるか、など)、標準的な手法・ツール、運用手順、実施例等を具体的に記したものと考えております。個々の事象に対する具体的な個別施策だけでは、その精神になるものが失われてしまうことが危惧されます。したがって、住民参加の基本理念ともいうべき大綱を文章にすることが不可欠になります。

### 質問12について

#### <河川管理者からの質問>

##### ○意見書記載内容 9-1頁20行)

②住民意見の反映ならびに社会的合意形成をはかるための客観的な手法を提示する

##### ○疑問点・質問

「住民意見の反映ならびに社会的合意形成をはかるための客観的な手法」の具体的なイメージをご教示願います。

#### <回答>

住民意見の反映ならびに社会的合意形成をはかるための客観的な手法の一つとして、意見書で提案した「住民対話集会」が挙げられます。提案では、第3者であるファシリテーターが、ある事象に対して賛成、反対等の様々な立場の出席者の議論を深化させ、その議論内容とともに一定の判断を河川管理者に報告し、それをもとに河川管理者は住民意見の一つとして河川整備案の是非を含めて判断することになっています。これは、一つの客観的な手法だと委員会では考えますが、まだ、試行段階にあり、この手法自体を改善し、完成度を高める必要があります。また、「住民対話集会」のみが住民意見の反映ならびに社会的合意形成をはかるための客観的な手法ではなく、他の手法も検討すべきであると考えております。

なお、住民意見の反映ならびに社会的合意形成をはかるための前提として、意見書2でも述べているように、住民に正しく伝え、理解してもらうための情報提供及び情報共有の手法、住民自身が考え、提案してもらうための学習・調査・研究のための手法、住民からの幅広い声を聞くための手法等が必要となります。意見書では、その一部を提案していますが、どのような対象にはどのような手法が適切か等、今後、試行を繰り返し、よりよい手法へと改善していく必要があると考えます。

### 質問13について

#### <河川管理者からの質問>

##### ○意見書記載内容 9-1頁25行)

⑤住民間のネットワーク構築のための基盤整備を行う。

##### ○疑問点・質問

「基盤整備」とは、具体的にどのようなことを指しているのでしょうか。

#### <回答>

河川整備における住民参加や住民同士の合意形成をはかるため、住民と住民がお互いの情報を知り、意見を交換するための総合的な施策と捉えていただきたい。

例えば、住民同士が気軽に集まり、川についての情報交換を行い、語り合う場としての流域センター(仮称)が考えられます。また、流域センターを舞台として、住民同士の対話や河川管理者との間をコーディネートする場合には、河川レンジャー(仮称)も広い意味での基盤として捉えることもできるかと思われます。意見書の住-3でも記したように「住民相互間における情報の共有も含めて、関係する情報を広く収集・管理・提供するための部署を設置する」といった仕組みづくりも基盤整備の一つとして考えられます。そして、地域の特性に応じて、既存の組織(水防団、自治会等)を支援することも重要な基盤整備であると考えられます。

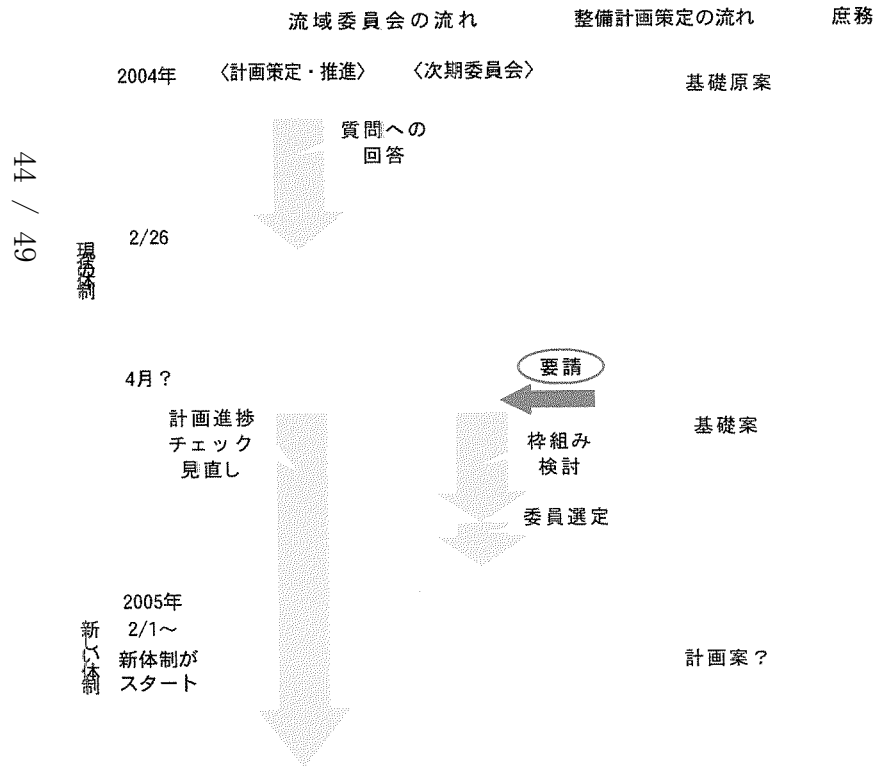
■資料3より

第28回委員会では、資料3「今後の流域委員会について」をもとに説明が行われ、その内容が確認されました。以下に、説明資料を抜粋して掲載いたします。

□今後の流域委員会について

- 河川管理者からの流域委員会に対する「新しい活動に関する要請」：基礎案策定後
- 「新しい活動に関する要請」を受けた後、規約改正を行い、「計画進捗のチェック、見直し」および「新流域委員会（2005年2月発足）の枠組み検討」をスタート
- 基礎案が作成された段階で次回委員会を開催予定

<おおまかな流れ>



■資料4-3より

第28回委員会では、資料4-3「対話討論会（円卓会議）について」をもとに河川管理者より報告が行われました。以下に、資料より一部を抜粋して掲載いたします。

余野川ダムについての住民対話討論会総括報告

猪名川総合開発工事事務所

1. 開催概要

第1回

開催日時：平成16年1月25日（日）

開催場所：箕面市立箕面文化センター 8階大会議室

参加者数：河川管理者3名・ファシリテーター1名・発言者8名・委員3名  
一般傍聴者117名

第2回

開催日時：平成16年2月14日（土）

開催場所：箕面市立箕面文化センター 8階大会議室

参加者数：河川管理者3名・ファシリテーター1名・発言者8名・委員2名  
一般傍聴者101名

2. 実施内容

- 1) 提出された意見は20通であった。（討論会で発言を希望しない2名を含む。）
- 2) 1回目の開催（3時間程度）では討論が終息せず、もう少し討論を続けることが必要となり、2回目を開催するに至る。尚、2回目の開催は、同会場にて同様の時間帯に設定をし、開催する。
- 3) 討論会については、ファシリテーターと8人の発言者を中心に討論を行い、また、会場内より意見を募集しファシリテーターが紹介を行った。（第1回、2回共同様）
- 4) 意見発表者の選択については、時間的な制約から、8名程度が適当であると判断し選考を行った。選考趣旨は、意見がなるべくバラエティーに富むよう考慮し、意見要旨の発表順序に関しても、同じ意見が続くのを避けるような配席に心がけた。また、選択されなかった意見投稿者についても、簡単な紹介を行った。

（後略）

( 前略 )

## 【 ファシリテーターの感想と今後の方向 】

### 解決のいとぐち

行政の縦割りからの脱却

財政支出における、行政の縦割りの弊害から脱却しないといけない。

国と府県、市町村、国土交通省と他省庁等の分野間。

### 住民参画、情報公開

定量的、具体的なデータの公開。

市民参加によるアセスメント。合意形成。

事業制度としての「いわゆる総合治水事業」でなく、「文字通りの総合的な治水」の必要性。

流域の保水力の向上。浸水を許容した治水。一時的避難。移転も視野のひとつ。

### 種々の要因の総合評価

即効対策と長期対策の識別

従来の計画通りのダムのみでなく、ダム規模の縮小も案のひとつ

地元活性化への流域を挙げての支援。技術、経済、行政の英知の結集。

ダムを拒否して、環境を優先させながら地域振興を図っている美山町の事例。

ダムを作らない場合の地元の治水対策の検討。

既に概成している導水トンネルの活用。

### 住民対話集会の意義と今後への期待

#### 意義

いろいろな意見をもった住民が直接に意見を述べ合う良い機会であった。

#### 発言者の人数

希望者が18人あったところを8人に絞ったのは適切。

もう少し少なくしてもよかったのでは。

前もって提出された意見書により、概ねダム推進と反対の意見が同数になるように発言者を選んだが、それでよかったか。希望者の内訳では反対意見の方が12人あった。

発言者に地元の方を2名入れたが、1人でよかったのではないか。

発言者の1人に市会議員が含まれていたことに対する異論がアンケートにあったが、私は問題なかったと考えている。

もう少し、発言者の年齢構成が広がるよう工夫が必要。

もう少し、発言者の年齢構成が広がるよう工夫が必要。

もう少し、発言者の年齢構成が広がるよう工夫が必要。

#### 討論会の回数

当初は1回のみを設定していた。しかし、十分な議論がつかせず、2回目を開催した。

2回目で十分議論が尽くせたかと言えば、そうではないが、意見の種類としては、出尽くしたように思える。

合意の形成に向けて

合意の形成に向けて

今後、住民の合意形成が必要になると考えられるが、それにはさらに討論会を継続する必

要がある。しかし、その場合には、発言者、さらにはファシリテーターも選び直した方がよいであろう。また、発言者(場合によっては傍聴者も)が一度一緒に現地を視察することも有効であろう。

いずれにせよ、討論会で発言できるのは限られた人数であり、これで、住民の意見を代表できているかどうかは疑問である。意見の種類としては網羅できているとしても、その人数分布を把握するため、住民全体にアンケート調査を実施することも有効であろう。

#### 会場の形態とメンバーについて

今回は発言者のみが円卓形式で討論し、傍聴者は後ろから見る形になったが、会場全体

としての一体感を持たせるには、円卓でなく、八の字型のテーブル配置が適切であろう。

また、今回は事務所や流域委員はなるべく発言をしない形で進められたが、今後はリアルタイムで応答していただくのがよいのではなかろうか。傍聴者からの質問・意見書や

発言の機会については、さらによい方法を考える必要がある。(たとえば、意見書をあらかじめ提出していただくなど)。他の地域で行われているように、付箋を用いたワークシ

ョップ形式も一法であるが、深い議論にはなかなか入りやすく、また、テーブルが複数あ

ると、他のテーブルでの議論の内容が把握できないので、パネル形式は持続していただ

きたいと考えている。

討論は必ずしも一同に会した討論会の形式だけでなく、インターネットを介した電子討

論も可能であり、適宜組み合わせではどうであろうか。また、人によって知識レベルに大

きな開きがあるので、レベルごとに分けた討論会の企画も有効であろう。

発言者の用意された資料や説明がわかりづらい場合もあったが、これは、事前に資料を

提出してもらったり、場合によっては専門家に補助をしてもらってはどうか。

提出してもらったり、場合によっては専門家に補助をしてもらってはどうか。

提出してもらったり、場合によっては専門家に補助をもらってはどうか。

提出してもらったり、場合によっては専門家に補助をもらってはどうか。

提出してもらったり、場合によっては専門家に補助をもらってはどうか。

提出してもらったり、場合によっては専門家に補助をもらってはどうか。

提出してもらったり、場合によっては専門家に補助をもらってはどうか。

提出してもらったり、場合によっては専門家に補助をもらってはどうか。

提出してもらったり、場合によっては専門家に補助をもらってはどうか。

提出してもらったり、場合によっては専門家に補助をもらってはどうか。

提出してもらったり、場合によっては専門家に補助をもらってはどうか。

提出してもらったり、場合によっては専門家に補助をもらってはどうか。

提出してもらったり、場合によっては専門家に補助をもらってはどうか。

提出してもらったり、場合によっては専門家に補助をもらってはどうか。

提出してもらったり、場合によっては専門家に補助をもらってはどうか。

提出してもらったり、場合によっては専門家に補助をもらってはどうか。

提出してもらったり、場合によっては専門家に補助をもらってはどうか。

提出してもらったり、場合によっては専門家に補助をもらってはどうか。

提出してもらったり、場合によっては専門家に補助をもらってはどうか。

提出してもらったり、場合によっては専門家に補助をもらってはどうか。

提出してもらったり、場合によっては専門家に補助をもらってはどうか。

提出してもらったり、場合によっては専門家に補助をもらってはどうか。

## 配布資料リスト

| 資料リスト |   | 資料請求<br>No |
|-------|---|------------|
| 議事次第  |   | R 28-A     |
| 資料1   | 前回委員会(12/9)以降の状況報告  | R 28-B     |
| 資料2-1 | 河川管理者からの質問に対する回答作成の経緯                                       | R 28-C     |
| 資料2-2 | 河川管理者からの質問(「淀川水系流域委員会意見書 平成15年12月」に対する疑問点・質問)への回答(案)040226版 | R 28-D     |
| 資料2-3 | 河川管理者からの質問への回答(案)040217版に寄せられた委員からのご意見                      | R 28-E     |
| 資料3   | 今後の流域委員会について  | R 28-F     |
| 資料4-1 | 琵琶湖・淀川の河川整備計画に関する懇談会 結果報告<br>: 河川管理者からの提供資料                 | R 28-G     |
| 資料4-2 | 住民対話集会(円卓会議)について: 河川管理者からの提供資料                              | R 28-H     |
| 資料4-3 | 対話討論会(円卓会議)について: 河川管理者からの提供資料                               | R 28-I     |
| 参考資料1 | 委員および一般からのご意見   | R 28-J     |

注: 紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.18の「配布資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。



## しっかりしてや!! 流域委員会 ~新しい川づくりに向けた意見交換会~

これまでの流域委員会の活動やプロセス等に対して、一般参加者の皆様から、自由に注文や提案、意見、不満等をお伺いすることを目的とした、意見交換に主眼を置いた住民意見聴取の試みとして、意見交換会が下記のとおり行われました

### しっかりしてや!! 流域委員会 ~新しい川づくりに向けた意見交換会~ 結果報告

庶務作成

開催日時: 2004年2月28日(土) 14:30~17:30  
場 所: カラスマプラザ21 8階 大・中ホール  
参加者数: 委員29名、一般参加者224名

#### 1 開催概要

- ①開会の挨拶  
淀川水系流域委員会の芦田委員長より、開会の挨拶が行われた。
- ②趣旨説明  
住民参加部会の三田村部会長より、資料1「『しっかりしてや!! 流域委員会 ~新しい川づくりに向けた意見交換会~』進め方」をもとに、今回の意見交換会の開催趣旨について、説明が行われた。
- ③流域委員会からの説明  
意見書作業部会リーダーの今本委員より、資料2をもとに、これまでの流域委員会の歩み、提言、基礎原案、意見書の内容などについて説明が行われた。
- ④グループ別意見交換  
以下の4つのグループに分かれて、冒頭発言者の発言を皮切りに自由な意見交換が、約1時間30分行われた。最後に、各グループより、5分程度で意見交換内容の報告が行われた。
  - 琵琶湖グループ  
冒頭発言者 鳥塚 五十三氏(南浜漁業協同組合 代表理事組合長)
  - 淀川(環境・利用)グループ  
冒頭発言者 志岐 常正氏(京都府宇治市在住)
  - 淀川(治水・利水)グループ  
冒頭発言者 松原 美省氏(三重県名賀郡青山町在住)
  - 猪名川グループ  
冒頭発言者 岡 秀郎氏(大阪自然環境保全協会)  
千代延 明憲氏(大阪府吹田市在住)  
酒井 精治氏(大阪府箕面市在住)  
中上 隆三氏(大阪府箕面市在住)
- ⑤開会の挨拶  
流域委員会委員長代理の寺田委員より、開会の挨拶が行われた。
- ⑥その他  
グループ別意見交換開始前までに、一般参加者に、これまでの流域委員会の活動に対する通信簿を記入、提出頂いた。結果は以下のとおり(有効回答数: 189件)。  
A: 高く評価する(優) 16.4% B: 一定の評価ができる(良) 36.5%  
C: 概ね適切である(可) 16.4% D: 課題、問題点が多い(不可) 23.3%  
E: 抜本的見直しが必要である!(落第) 7.4%



以上

## 委員会 委員リスト

2004. 2. 26現在(五十音順、敬称略)

| No. | 氏名                 | 対象分野                                     | 所属等  | 兼任状況  |                           |
|-----|--------------------|--|--|-------|---------------------------|
|     |                    |  |  | 地域別部会 | テーマ別部会                    |
| 1   | 芦田 和男<br>(委員長)     | 河川環境一般                                   | 京都大学 名誉教授<br>財団法人 河川環境管理財団 研究顧問            | -     | 治水部会                      |
| 2   | 有馬 忠雄              | 植物                                       | 大阪府 自然環境保全指導員                              | 淀川部会  | 環境・利用部会<br>住民参加部会         |
| 3   | 池淵 周一<br>(利水部会長)   | 水資源(水文学、水資源工学)                           | 京都大学防災研究所 教授                               | 猪名川部会 | 治水部会<br>利水部会              |
| 4   | 井上 良夫              | 地域の特徴に詳しい委員(水辺の遊び)                       | BSCウォータースポーツセンター 校長                        | 琵琶湖部会 | 環境・利用部会                   |
| 5   | 今本 博健<br>(治水部会長)   | 洪水防備(河川工学、水理学)                           | 京都大学 名誉教授                                  | 淀川部会  | 治水部会<br>利水部会              |
| 6   | 江頭 進治              | 河道変動                                     | 立命館大学理工学部 教授                               | 琵琶湖部会 | 環境・利用部会<br>治水部会           |
| 7   | 大手 桂二              | 砂防                                       | 京都府立大学 名誉教授                                | 淀川部会  | 治水部会                      |
| 8   | 荻野 芳彦              | 農業関係(農業水利)                               | 大阪府立大学大学院農学生命科学研究科 教授                      | 淀川部会  | 利水部会<br>住民参加部会            |
| 9   | 嘉田 由紀子             | 地域・まちづくり<br>(環境社会学、文化人類学、住民参加論)          | 京都精華大学 教授<br>滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問               | 琵琶湖部会 | 住民参加部会                    |
| 10  | 川上 聡               | 地域の特徴に詳しい委員<br>(水環境保全ネットワーク・市民活動)        | 木津川源流研究所 所長<br>三重大学人文学部 非常勤講師              | 淀川部会  | 環境・利用部会<br>利水部会<br>住民参加部会 |
| 11  | 川那部 浩哉<br>(琵琶湖部会長) | 生態系                                      | 京都大学 名誉教授<br>滋賀県立琵琶湖博物館 館長                 | 琵琶湖部会 | 治水部会                      |
| 12  | 川端 善一郎             | 生態系                                      | 京大大学生態学センター 教授                             | 琵琶湖部会 | 環境・利用部会                   |
| 13  | 紀平 肇               | 動物                                       | 中間法人 水生生物保全研究会 理事                          | 淀川部会  | 環境・利用部会                   |
| 14  | 倉田 亨               | 農漁業                                      | 近畿大学 名誉教授<br>京都府内水面漁場管理委員会 会長              | 琵琶湖部会 | 環境・利用部会                   |
| 15  | 小竹 武               | 地域の特徴に詳しい委員                              | 大阪市立十三中学校 校医<br>小竹医院 院長<br>淀川ネイチャークラブ 会長   | 淀川部会  | 住民参加部会                    |
| 16  | 小林 圭介              | 植物(植物社会学)                                | 滋賀県立大学 名誉教授<br>永源寺町教育委員会 教育長               | 琵琶湖部会 | 環境・利用部会                   |
| 17  | 宗宮 功<br>(環境・利用部会長) | 水質(水質工学)                                 | 京都大学名誉教授<br>龍谷大学教授                         | 琵琶湖部会 | 環境・利用部会                   |
| 18  | 田中 真澄              | 地域の特徴に詳しい委員<br>(自然哲学)                    | 岩屋山志明院 住職<br>鴨川の自然をなくくむ会 代表<br>市民投票の会 共同代表 | 淀川部会  | 環境・利用部会<br>住民参加部会         |
| 19  | 田中 哲夫              | 漁業関係(魚類生態学)                              | 兵庫県立姫路工業大学<br>自然・環境科学研究所 助教授               | 猪名川部会 | 環境・利用部会                   |
| 20  | 谷田 一三              | 動物<br>(河川生態学、昆虫分類系統学)                    | 大阪府立大学総合科学部 教授                             | 淀川部会  | 環境・利用部会                   |
| 21  | 田村 悦一              | 法律(行政法)                                  | 京都橘女子大学文化政策学部 教授                           | 淀川部会  | 住民参加部会                    |
| 22  | 塚本 明正              | 地域の特徴に詳しい委員<br>(幅広い分野の人のネットと<br>コーディネイト) | 川とまちのフォーラム・京都 世話役                          | 淀川部会  | 住民参加部会                    |
| 23  | 寺川 庄蔵              | 地域の特徴に詳しい委員<br>(自然・環境問題全般)               | びわ湖自然環境ネットワーク 代表                           | 琵琶湖部会 | 環境・利用部会<br>利水部会           |

| No. | 氏名                   | 対象分野  | 所属等                                  | 兼任状況  |                         |
|-----|----------------------|---|--------------------------------------|-------|-------------------------|
|     |                      |   |                                      | 地域別部会 | テーマ別部会                  |
| 24  | 寺田 武彦<br>(淀川部会長)     | 法律  | 弁護士<br>日弁連公害対策・環境保全委員会 元委員長          | 淀川部会  | 利水部会<br>住民参加部会          |
| 25  | 寺西 俊一                | 経済(環境経済学、環境政策論)                                 | 一橋大学大学院経済学研究所 教授                     | -     | 環境・利用部会                 |
| 26  | 中村 正久                | 水環境(環境政策、環境システム工学)                              | 滋賀県琵琶湖研究所 所長                         | 琵琶湖部会 | 環境・利用部会                 |
| 27  | 西野 麻知子               | 動物(陸水動物学)                                       | 滋賀県琵琶湖研究所 総括研究員                      | 琵琶湖部会 | 環境・利用部会<br>治水部会         |
| 28  | 仁連 孝昭                | 経済  | 滋賀県立大学環境科学部 教授                       | 琵琶湖部会 | 利水部会                    |
| 29  | 畑 武志                 | 農業関係  | 神戸大学農学部 教授                           | 猪名川部会 | 住民参加部会                  |
| 30  | 服部 保                 | 植物(植物生態学)                                       | 兵庫県立姫路工業大学<br>自然・環境科学研究所 教授          | 猪名川部会 | 環境・利用部会                 |
| 31  | 原田 泰志                | 農業関係  | 三重大学生物資源学部 助教授                       | 淀川部会  | 環境・利用部会                 |
| 32  | 尾藤 正二郎               | マスコミ  | 神戸親和女子大学文学部 教授                       | -     | 治水部会                    |
| 33  | 畚野 剛                 | 地域の特徴に詳しい委員                                     | 川西自然教室 代表                            | 猪名川部会 | 治水部会                    |
| 34  | 藤井 絢子                | 地域の特徴に詳しい委員                                     | 滋賀県環境生活協同組合 理事長                      | 琵琶湖部会 | 住民参加部会                  |
| 35  | 細川 ゆう子               | 地域の特徴に詳しい委員<br>(住民運動)                           | 猪名川の自然と文化を守る会                        | 猪名川部会 | 環境・利用部会<br>利水部会         |
| 36  | 本多 孝                 | 地域の特徴に詳しい委員<br>(環境教育、人と自然のかかわり)                 | みのお山自然の会 会長                          | 猪名川部会 | 住民参加部会                  |
| 37  | 横村 久子                | 地域・まちづくり<br>(地域計画・景観文化論)                        | 京都女子大学現代社会学部 教授<br>(社)なら女性フォーラム 副理事長 | 淀川部会  | 環境・利用部会<br>利水部会         |
| 38  | 樹屋 正                 | 地域の特徴に詳しい委員                                     | 地球環境関西フォーラム 事務総長                     | 淀川部会  | 環境・利用部会<br>治水部会<br>利水部会 |
| 39  | 松岡 正富                | 地域の特徴に詳しい委員                                     | 滋賀県漁業青年部 理事<br>朝日漁業協同組合 監事           | 琵琶湖部会 | 環境・利用部会                 |
| 40  | 松本 馨                 | 地域の特徴に詳しい委員<br>(地域自然保護活動、淡水生物調査、<br>環境(自然保護)教育) | 池田・人と自然の会 代表                         | 猪名川部会 | 住民参加部会                  |
| 41  | 水山 高久                | 治山・砂防   | 京都大学大学院農学研究所 教授                      | 琵琶湖部会 | 治水部会                    |
| 42  | 三田村 祐佐武<br>(住民参加部会長) | 環境教育<br>(水環境教育、生物地球化学)                          | 滋賀県立大学環境科学部 教授                       | 琵琶湖部会 | 環境・利用部会<br>住民参加部会       |
| 43  | 村上 梧                 | 地域の特徴に詳しい委員<br>(鳥類生態、ラムサール条約)                   | 琵琶湖ラムサール研究会 代表                       | 琵琶湖部会 | 利水部会<br>住民参加部会          |
| 44  | 森下 郁子                | 動物  | 大阪産業大学 人間環境学部 教授                     | 猪名川部会 | 治水部会                    |
| 45  | 矢野 洋                 | 水質  | 神戸市水道局水質試験所 所長                       | 猪名川部会 | 環境・利用部会                 |
| 46  | 山村 恒年                | 法律(行政法・環境法)                                     | 弁護士・元神戸大学教授                          | -     | 環境・利用部会<br>住民参加部会       |
| 47  | 山本 範子                | 地域の特徴に詳しい委員                                     | 流域住民                                 | 淀川部会  | 環境・利用部会<br>治水部会         |
| 48  | 吉田 正人                | 自然保護(自然保護、生態学)                                  | 財団法人 日本自然保護協会 常務理事                   | -     | 環境・利用部会                 |
| 49  | 米山 俊直<br>(猪名川部会長)    | 水文化   | 京都大学 名誉教授<br>大手前大学 学長                | 猪名川部会 | 住民参加部会                  |
| 50  | 鷲谷 いづみ               | 植物(植物生態学、保全生態学)                                 | 東京大学大学院農学生命科学研究科 教授                  | -     | 環境・利用部会                 |
| 51  | 和田 英太郎               | 水質(同位体生態学)                                      | 総合地球環境学研究所 教授                        | 淀川部会  | 環境・利用部会                 |
| 52  | 渡辺 賢二                | 水環境   | 上桂川漁業協同組合 元事務局長                      | 淀川部会  | 環境・利用部会                 |

注: 対象分野欄の( )は委員の専門を示しています。



## これまで開催された会議等について

第28回委員会 平成16年2月26日)までに、以下の会議が開催されています。

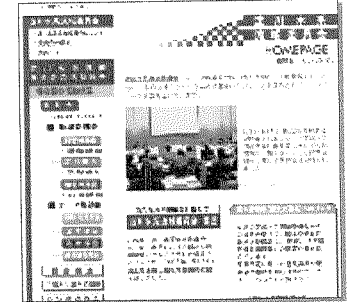
| 委員会                           | 琵琶湖部会                          | 淀川部会                           | 猪名川部会                         |
|-------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| 第1回~第6回 平成13年開催               | 第1回~第8回 平成13年開催                | 第1回~第10回 平成13年開催               | 第1回~第6回 平成13年開催               |
| 第7回 HI4/2/1(金)                | 第9回 HI4/1/24(木)                | 第11回 HI4/1/26(土)<br>(意見聴取の会含む) | 第7回 HI4/1/18(金)               |
| 第8回 HI4/2/2(木)                | 第10回 HI4/2/19(火)<br>(意見聴取の会含む) | 第12回 HI4/2/5(火)                | 第8回 HI4/1/27(日)<br>(意見聴取の会含む) |
| 第9回 HI4/3/30(土)<br>(意見聴取の会含む) | 第11回 HI4/3/13(水)               | 第13回 HI4/3/14(木)               | 第9回 HI4/2/15(金)               |
| 第10回 HI4/4/26(金)              | 第12回 HI4/4/7(日)                | 第14回 HI4/4/5(金)                | 第10回 HI4/3/4(月)               |
| 第11回 HI4/5/15(水)              | 第13回 HI4/5/12(日)               | 第15回 HI4/5/27(月)               | 第11回 HI4/6/1(火)               |
| 第12回 HI4/6/6(木)               | 第14回 HI4/6/4(火)<br>(現地視察)      | 第16回 HI4/6/24(月)               | 第12回 HI4/7/1(木)               |
| 第13回 HI4/7/30(火)              | 第15回 HI4/6/17(月)               | 第17回 HI4/7/3(水)                | 第13回 HI4/8/20(火)              |
| 第14回 HI4/9/12(木)              | 第16回 HI4/7/4(木)                | 第18回 HI4/9/24(火)               | 第14回 HI4/10/1(火)              |
| 第15回 HI4/12/5(木)              | 第17回 HI4/8/8(木)                | 第19回 HI4/10/29(火)              | 第15回 HI4/10/17(木)             |
| 第16回 HI5/1/11(金)              | 第18回 HI4/10/3(木)               | 第20回 HI4/12/13(金)              | 第16回 HI4/11/8(金)              |
| 第17回 HI5/1/24(金)              | 第19回 HI4/11/9(土)               | 第21回 HI5/7/5(土)                | 第17回 HI4/12/12(木)             |
| 第18回 HI5/2/24(月)              | 第20回 HI4/12/14(土)              | 第22回 HI5/8/26(火)               | 第18回 HI5/7/1(火)               |
| 第19回 HI5/3/27(木)              | 第21回 HI5/1/29(水)               | 第23回 HI5/10/13(月)              | 第19回 HI5/9/2(火)               |
| 第20回 HI5/4/2(月)               | 第22回 HI5/5/14(月)               |                                | 第20回 HI5/10/9(木)              |
| 第21回 HI5/5/16(金)              | 第23回 HI5/6/10(火)               |                                |                               |
| 第22回 HI5/6/20(金)              | 第24回 HI5/7/18(金)               |                                |                               |
| 第23回 HI5/7/12(土)              | 第25回 HI5/8/25(月)               |                                |                               |
| 第24回 HI5/9/5(金)               | 第26回 HI5/9/24(水)               |                                |                               |
| 第25回 HI5/9/30(火)              | 第27回 HI5/10/23(木)              |                                |                               |
| 第26回 HI5/10/29(水)             |                                |                                |                               |
| 第27回 HI5/12/8(火)              |                                |                                |                               |
| 環境・利用部会                       | 治水部会                           | 利水部会                           | 住民参加部会                        |
| 第1回 HI5/3/8(土)                | 第1回 HI5/3/8(土)                 | 第1回 HI5/3/8(土)                 | 第1回 HI5/2/24(月)               |
| 第2回 HI5/3/27(木)               | 第2回 HI5/3/27(木)                | 第2回 HI5/3/27(木)                | 第2回 HI5/3/27(木)               |
| 第3回 HI5/4/10(木)               | 第3回 HI5/4/10(木)                | 第3回 HI5/4/14(月)                | 第3回 HI5/4/1(金)                |
| 第4回 HI5/4/17(木)               | 第4回 HI5/4/14(月)                | 第4回 HI5/9/2(火)                 | 第4回 HI5/4/18(金)               |
| 第5回 HI5/5/29(木)               | 第5回 HI5/8/25(月)                |                                | 第5回 HI5/5/27(火)               |
| 第6回 HI5/8/25(月)               | 第6回 HI5/10/24(金)               | 第5回 HI5/10/24(金)               | 第6回 HI5/8/28(木)               |
| 第7回 HI5/10/15(水)              |                                |                                | 第7回 HI5/10/23(木)              |
| 設立会                           | HI3/2/1(木)                     | シンポジウム                         | HI4/6/23(日)                   |
| 発足会                           | HI3/2/1(木)                     | 拡大委員会                          | HI4/11/13(水)                  |
| 第1回 合同懇談会                     | HI3/2/1(木)                     | 提言説明会                          | HI5/1/18(土)                   |
| 第1回 合同勉強会                     | HI4/4/1(木)                     |                                |                               |

## 配付資料及び意見書の閲覧・入手方法

以下の方法で資料及び意見書を閲覧、または入手することができます。ただし、以下の点にご注意下さい。  
 ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。  
 ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

### ホームページによる閲覧

配付資料及び意見書は、ホームページで公開しております。



### 郵送

郵送による配付資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。(希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。)ご希望の方は、FAXまたは郵送、E-mailで庶務までお申し込みください。

### 閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

### 「意見書」の入手

意見書の送付を希望される方は、氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号と「意見書希望」を明記のうえ、下記までご連絡ください。  
 ※頂いた個人情報については、上記資料及び意見書の送付のみに使用させていただきます。

## ご意見受付

淀川水系流域委員会ではみなさまのご意見を募集しています。  
 ホームページ、E-mailまたはFAXにてお寄せ下さい。

※氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号をご記入のうえ、上記までお寄せ下さい。  
 ※寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただけますよう、お願いいたします。  
 ※ご意見を公表する場合には、団体・会社名 または居住地)とお名前も公表いたしますので予めご了承ください。  
 ※ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表のみに使用させていただきます。

■ホームページ <http://www.yodori.ver.org>

■E-mail [k-kin@ri.co.jp](mailto:k-kin@ri.co.jp)

■TEL 06-6341-5983

■FAX 06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務  
 (株)三菱総合研究所 関西研究センター内

## 淀川水系流域委員会 委員会ニュース No.28

2004年3月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

研究員：新田、柴崎 水嶋

事務担当：桐山、森永、北林

〒530-0003 大阪市北区堂島2-2-2 (近鉄堂島ビル7F)

TEL:(06)6341-5983 FAX:(06)6341-5984

E-mail: k-kim@mri.co.jp

●流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

◆ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局／淀川河川事務所／琵琶湖河川事務所／大戸川ダム工事事務所／淀川ダム統合管理事務所／猪名川河川事務所／猪名川総合開発工事事務所／木津川上流河川事務所／水資源機構 関西支社／滋賀県 土木交通部河港課／京都府 土木建築部河川課／大阪府 土木部河川室／兵庫県 土木部河川課／奈良県 土木部河川課／三重県 伊賀県民局 等

2006. 2. 16

佐川 克弘

流域委員会の今後の運営についてのお願い

1) 委員会の開催頻度と情報公開

第49回委員会において今本委員長から、経費節減のため今後の委員会の開催頻度を縮小するが、非公開の会議内容についても従来どおり情報公開に努めたい旨発言がありました。

貴重な税金を使っているのですから委員会の開催頻度を縮小するのはやむを得ないと考えます。私は淀川水系流域委員会が積極的に情報公開していたことを評価しております。つきましてはインターネットだけでなく、今後も委員会開催の際配布される「結果報告」は従来どおり継続してくださるようお願いいたします。

2) 利水・水需要管理部会

やむを得ない事情があったことはわかりますが、荻野部会長が認められている通り昨年の利水・水需要部会は事実上“閉店休業”でした。特に丹生ダムの異常渇水時に果たして「緊急水」の補給が必要かどうか部会としての検討が求められていると考えます。そのためには河川管理者の渇水シュミレーションのバックデータを提示してもらって検証するだけでなく（滋賀県がバックデータまで発表していることはご存じの通りです）、関西のダムと水道を考える会代表の野村東洋夫氏が言われているように過去の渇水年における大川の維持用水のカット実績とその影響の検証も不可欠だと考えます。

幸い荻野部会長から力強い“決意表明”がありましたので大いに期待しております。

3) 金盛委員の少数意見について

金盛委員は2005. 12. 22付の「淀川水系5ダムの調査検討のついでの見解」で少数意見を表明されました。もたろん私は委員全員の意見が一致することが決して望ましいと考えておりませんし、かえって株主総会の“シャンシャン総会”のようになってしまったら恐ろしいと考えております。

しかし私が誤解していたらお詫びしなければなりません。金盛委員は堤防補強に関する河川管理者と流域委員会とのコンセンサスをご存じないのではないかと、ご存じないから「破堤の危険が低下したことで余裕高を流量増として加算してよいとは考えません。余裕高は計画時点や維持管理上の不確定要素を水位に含めたものであります。」と述べられたのではないのでしょうか。

というのは河川管理者はH14. 9「繰り返す破堤の輪廻からの脱却」を委員会に提出し“いつまで経ってもできない「淀川の制御」に拘泥するのではなく、「淀川は溢れるのだ。その際に壊滅的な被害だけは避ける。その上で浸水被害をできるだけ少なくする。」という考え方に方向を変えるべきです。”そのために越水しても破堤しないよう堤防を強化し、浸水しても家屋は破壊されない・ライフラインは途絶しない地域整備と、洪水氾濫を織り込み済みとした避難体制整備・土地利用誘導などソフト面を含めて“地域を洪水に「しぶとく、したたかに」受け入れるように変えていくべ

きだ。”とアピールしたのです。

発表されたのは元淀川河川事務所の宮本氏でしたが、それを聞いて感銘したのは私だけではなかったと思います。流域委員会（当時の委員長は芦田氏）もその考え方を全面的に「提言」に取り入れたのでした。従って流域委員会の検討の流れにおいては「堤防強化」に「余裕高」で流量増を加算しようというような“セコイ考え方”は無かったと考えます。従って金盛委員のご意見は、流域委員会の検討の流れをご存じないためのご意見であり、結果失礼ながら見当違いのご意見と言えるのではないのでしょうか。

ただし私が金盛委員の少数意見を取り上げたのは金盛委員を非難するためではありません。第1次委員会から継続した委員でなければ、上に紹介した事情をご存じなくて当然です。新規委員に過去の委員会審議の重要事項を知っていただくことは河川管理者の任務だと考えます。また新規委員は、少なくとも流域委員会がこれまでに提出した「提言」「意見書」を熟読含味し、疑問点を質しておくことも当然求められると考えます。

今後の流域委員会の審議内容をより充実させるため、河川管理者・委員各位に配慮していただきたくお願いいたします。

以上